

(第一類 第十六号)

第一百二十八回国会 衆議院 環境委員会

議録 第三号

(五〇)

平成五年十月二十六日(火曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 奥田 幹生君

理事 中村正三郎君

理事 谷津 義男君

理事 笹山 登生君

理事 小泉 晨一君

野田 聖子君

林 幹雄君

持永 和見君

金田 誠一君

北村 直人君

田端 正広君

宇佐美 登君

北橋 健治君

内閣総理大臣 国務大臣

内閣法制局第二 局長官

秋山 收君

環境庁長官官房

環境庁企画調整

森 仁美君

環境庁自然保護

大西 孝夫君

長島 朗君

環境庁大気保全

松田 朗君

環境庁水質保全

野中 和雄君

国土土方計画・調査

整局長

外務大臣官房審議官

中島 義雄君

大蔵省主計局次長

野上 義二君

委員外の出席者

大蔵省主税局長 小川 是君

に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○橋本龍太郎君

橋本龍太郎君が本委員会に出席される

といふことを先ほど聞きました。そして、総理が

見えます。

橋本龍太郎君

見えたままでつないでいろと言われましたので、し

ばらくの時間、皆さんの御協力をいただきたいと

思います。

○橋本龍太郎君

橋本龍太郎君

我々がこの環境基本法案を自由民主党政権時代につくりましたとき、私はかかわった者の一人として、この基本法の中におけるアセメントの位置づけを今申し上げたような観点でやつてきました。国会における修正部分を踏まえて新たに提出されました今回の法案であります、この部分についての考え方は共通であると思います。

そうした認識について、これでよろしいかどうか。もし政府としてこれに対し異なるあるいは附加する御意見があれば、この機会にぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○広中國務大臣　日本に公害がまき散らされた時代から、環境省設立に向けて、そしてさまざまな環境行政にお力を尽くされました、私にとっては政治の分野での大先輩から御質問を受けて、大変緊張しているところでござります。

ただいまの御質問というよりは御意見を本当に心して拝聴したところでございますけれども、環境影響評価につきましては、政府としてはこれまででも閣議決定要綱や個別法に基づいて的確な推進を進めてきたところでございます。今後とも現行

できている。こう承って安心をいたしました。
もう一つ、これはどうも質問というよりも、私も、自分の整理できていない部分をここで皆さんに聞いていただきたい。その上で長官の御意見も承れればと思うのは、環境税というものについてです。

O E C D の環境税に対する報告書あるいはE C の炭素・エネルギー税法案、そしてアメリカのクリントン大統領が提案をされた新エネルギー税、こうしたものが次々に報道される中で、一時期大変日本の国内でも環境税というものについての議論が出てまいりました。そして、その環境税というものについての議論は、大変先進的なといいますか、非常に過激な意見から非常に消極的な意見までさまざまであったよう思います。

私は、地球環境という大きな視点までいかなくとも、日本の国内の環境保全といいうものを考えていきますと、将来必ずどこかで本当に独立した財源が欲しくなる時期が来るだらうと思います。そしてまた、そういうものが必要になるだけの仕事をお互いにしていかなければなりません。しかし、

抱えている問題、果たして化石燃料課税で全部が対応できるんだろうか。ここが実は私自身が大変悩んだ、そして今も考えのうまくまとまらない部分です。

例えば、現在も公害列島日本と言わされた時期の被害を引きずっている。先般本委員会でも法案が可決されました水俣病の場合を見ましても、あるいは他の場合におきましても、有機水銀あるいはカドミウムといった微量重金属による被害その微量重金属を原因とする健康被害に化石燃料に財源を求めた補償はできるだろうか。全くその原因と違う。あるいは、だんだん生活排水等のために汚濁が進み、非常に真剣な対応を必要としている本の問題について、全く原因とは違う化石燃料課税でその対策を行うことが税の体系としていかがなものか。

私がどうしてもうまくまとまらなかつた、考えが整理できなかつたポイントはこの点でして、そして同時に、それならば複数の税体系の組み合わせの中で環境税というものがつくれるかな、そう思つて考えてみると、まず一つは、水に対しても

り返して、きょうまで結論が出来ませんでした。この環境基本法の中にも、国民の御理解、協力が得られる体制の中で将来環境税といふものを考える基礎になる条項は含まれております。しかし、環境税というものをそのまま直接に目指した条文になつていいのは、まさにこの法律案をつくりますとき、我々自身がそつとした自問自答を繰り返し、きちんとした体系がどうしても浮かばなかつた結果、こうした複雑な条文を書くに至りました。

当時、長官と我々は立場を異にしておつたわけでありますけれども、今政府の中枢におられて環境庁というものを率いておられる広中長官のお立場として、この環境税といふものをどのようにとらえておられるか、また将来に向かってどうした考え方を打ち出していかれようとするのか、この機会にお聞かせをいただければ大変幸いです。

○広中國務大臣 環境税というのは、私は環境保全型社会をつくるための経済的手法の一つである、そんなふうに理解しております。事業者、市民など環境負荷を与える者に対しまして、その負

きちんと行われていくならば、強いて環境影響評価法案をつくるなければならない、あるいは環境影響評価法案の中で環境影響評価法案をつくると明言する必要もないかもしれない。しかし、もし必要な入りますよということを申し上げました。

私は、本来、それぞれの事業者がみずから良心に照らして環境アセスメントというものは実施していくべきものだと思っていました。それがなければ、わざわざアセスメント法案をつくるなければならないような事態が来ないことが一番望ましい。しかし、これから、今我々が予測しない分野において新たな問題を生ずる可能性は常にあります。必要となればいつでも環境影響評価法案というものを提出できる準備を政府としてお整えておかれるべきだ、そういう気持ちも持つております。

制度の適正な運用に一層努めるとともに、内外の制度の実施状況等に關し、関係省廳一体となつて調査研究を行い、その結果を踏まえ、経済社会情勢の変化等を勘案しつつ、法制化をも含め所要を見直しについて検討するというふうにしております。

このことは去る八月二十七日の参議院本会議におきまして細川総理から答弁申し上げたところでございまして、その内容は前通常国会での環境基本法案の審議の際の総理答弁と同じでござります。

○橋本委員 言いかえれば、必要があればいつでも環境影響評価法案をつくる用意は政府としてはある、しかしそれをつくる必要のない時代で、それぞれの事業者の良心において環境影響評価といふものが行われていく状態の方が望ましい、そうした点では同じような考え方を持つていただいている。必要があればいつでもつくるという体制は

言葉としての環境税というものは大変楽なんですが、一体どういう姿のものを組み立てていけば本当に国民にも納得していただけるものになるのか、自分なりに頭の体操をいろいろやってみましたが、それでも、うまくできませんでした。そして、その一番の原因は何かといいますと、汚染者負担原則と、一般的にすべての人々が何らかの財源を拠出する環境税というものをどう調和させればいいのかという部分であります。これはもう先に私が自分の悩んだ幾つかの論点そのままに御披露して、長官にも率直なお考えを伺いたいと思うのであります。

今、OECDの環境税報告書あるいはECの炭素・エネルギー税というものを例示に挙げました
が、主として日本のメディアの世界から環境税とい
うものを取り上げて議論がされましたときに、
化石燃料に対する課税を頭に置いたものがそ
の中心でありました。ところが、振り返って今我々が

どういう形で税という仕組みを持ち込めるだろうか。かつてのようだ、本当に工場排水というもの非常に問題だ、その本質が非常に全体を悪化させているということであれば、これは排出口を押さえなければ対策がとれた。そして、そういう状態に対する賦課をかける理由というのもあり得たと思います。むしろ、平均的に今そんな悪質な排水を捨てられるような社会ではありませんし、事業者もそれだけの良識を持っておられると思います。今やはり問題になるのは、実は生活排水。そうすると、生活排水に対してどういう対応策が税の世界で組み立てられるだろうか。なかなか実はうまい知恵が出てきません。

あるいは微量元素金属というものが、現在問題になっているもの以外に果たして問題を生ずるものはないか。さらに、新しい化学物質に対しても、その環境に与える影響というものを税でとらえようすればどうなるか。実は自問自答をここ数年繰

荷の部分に着目して経済的な負担を課すことにより、市場メカニズムを通じて環境への負荷の低減に努めるよう誘導する、そういう目的を持っております。

一方、先ほどからお話を出ておりましたPPPの原則、つまり汚染者負担の原則に関しましては、汚染の原因者にその汚染の防除費用、汚染された環境の回復費用及び被害者の救済費用の各種費用を直接負担させるべきであるという考え方方でございまして、環境基本法案第三十七条の「原因者負担」の規定は、この考えに立脚しているところでございます。

する者に負担を求めるという性格を有していることは事実でございます。しかしながら、汚染者負担の原則にありましては、汚染の防除費用などに着目して直接負担を求め、費用と負担の関係が非常に明確になつてゐる。それに比べまして環境税は、市場メカニズムを通じまして環境への負荷を抑制することを主眼としている。したがつて、諸外国の例にも見られますように、納税義務者をどのように仕組むかということ、あるいは課税による影響について生ずる税収などをどうな使途に充てるかといたることは、別途の判断の余地があるのではないか、そんなふうに思つております。

○橋本委員 私は、本当に政府としても今長官がお答えになられたところが現時点でお答えのいただける限界だと思います。

そして、各国を調べてみましても、同じ炭素税といいますか化石燃料に対する課税でも随分な違いがある。そして、日本の国民的な常識からいえられないようなケースもあるなどということを考えられ、私自身が、全部を調べ切れたわけではありませんけれども、わかつた範囲でもそうした印象を持ちました。

原料として使用する場合の石油、石炭あるいは国際船舶のベンガルオイルは非課税にしてしまったとか、随分各国のやり方に差があるのですね。フィンランドの場合でも、例えば船舶、航空機の燃料は非課税だと、あるいは原料として使えば非課税だと、オランダの場合においても、原料や素材として用いられれば課税をしないというだけではなくて、大量消費者が使用する天然ガスあるいは鉄鋼業の余剰ガスなんというのは、一時的な措置というような名目ですが、期限がつけられないので非常に低い税率を固定してしまっている。同じ炭素関係の税でも随分ばらつきがあるな、そしてECが提案をされている案にしても、各国の合意が必ずしもとれていないのだなという感じを深く持ちました。

そういう意味では、実は私はごみの有料化たつてある意味での環境税だよということを時々言いますけれども、やはり日本としても日本なりの環境に対するタックスと、いうものをどこかで考えなければならないくなるでしょう。しかし、これについてはさまざまな角度から、どうすれば公平なものができるか、これは私は本当に党派を超えて本委員会でも議論をしてみたい、そう思っておりま

す。

最後にもう一つお尋ねをしたいことがあります。それは、この基本法が通過、成立した後、環境省そのものがどのような姿になっていくかとすらの、この点について私は政府の考え方をぜひお尋ねをしたい、同時に私なりの考え方も申し上げたいと思ってまいりました。

本来なら、この議論は別の場でもっと時間をかけてすべき議論かもしれません。ただ、非常に気になってしまっていますのは、臨時行政改革推進審議会の最終答申が間近だと伝えられ、その中で、いわゆる大省庁制といいましょうか、各省庁を非常に大きく束ねるという構想が打ち出されると聞き及んでおります。しかし、私は、実はこれは環境省政にとって大変問題があるという気がしてなり

私自身がこの環境基本法の作成にかかわりながら、環境庁の将来というものについて考えておりました環境庁の組織・機構のあり方というものは幾つかの原則が必要だということでありました。そして、やはり何といっても総理の直轄下にある環境行政、その総理の直轄下にある今の庁という仕組みを変えるべきではない。環境省という構想もよく取りざたされますけれども、むしろ自然保護にかかる部分についてはもつと環境庁が抱える範囲をふやしてもらいたいと私は思いました。そして、ただ単に国立公園あるいは国定公園といった守備範囲からもつと大きく抜け出して、既に抜け出しつつありますけれども、もつと大きく抜け出して、国土全体の環境に対し行動ができるようにしてもらいたい、そういう気持ちを持つております。

しかし、他の部分で、環境庁が現業となるべく抱えるべきではない、むしろ他省庁が異なる政策目的で実行しようとする施策に環境という視点からきちんとチェック機能が働くような仕組み、これが環境庁で必要だ、そう私は思つてきました。その意味では、庁という今の仕組みの基本は変えるべきではなく、総理直轄の姿を続けるべきだ。

同時に、庁内をもう少し機能別に再編した方がいい。公害多発時代の大気、水といつたくり方より、今、もう少し違った視点でのくくり方があるんじゃないだろうか。

それと同時に、地球環境問題担当大臣というものを今任命をされておるわけですから、これは法制上やはりきちんと位置づけた方がいい、明確にした方がいい、私はこんな感じを持っております。その上で、強化すべき機能としては、環境情報の収集とか解析の能力あるいは企画立案の機能、そして総合調整の機能、こうした分野を強化すべきだ、私はそう思います。

そういうものをもう少し細かく言わせていただくなれば、環境保全施策の立案とか他の施策との調整といった機能あるいは環境情報の収集、解析

に加えて、提供といったものも必要になるでしょう。そして、当然のことながら、環境庁がスタートしたときに持ちました環境汚染の防止あるいは健康被害の補償といった業務は残るわけです。一番変わつてもらわなければならぬのは、地球環境施策というものについての総合調整機能を環境庁に持つてもらいたいということになります。我々のときには地球環境部というものを創設するまでが精いっぱいでありましたけれども、残念ながら今これではなかなか足りません。そして、私自身が、例えビューストン・サミット、ロンドン・サミットを通じ、あるいは日本とオーストラリアの定期閣僚会議における環境問題の御論議などを踏まえ、そうした場面で環境行政を説明するのではなく外交当局ではもう既に無理が来ているというふうなことをこの機会にぜひ申し上げたいと思います。

ロンドン・サミットのときには、環境庁の諸君等を踏まえ、どうぞその時期に環境庁の諸君が苦労してまとめた日本の公害体験を英訳してもらつたのですが、私は、政府部内の他の方々の反論を押し切つて資料配付をいたしました。また、日本とオーストラリアの定期閣僚会議の際にはこれを使っていただきたい、日本の環境庁といふもののつくりたそのプロセス、現状における問題点をつくつたそのオーストラリア側に渡してもらいました。今それを参考にして、オーストラリアは環境庁をつくりた。感謝の手紙が環境庁にも来ておったはずでした。ところが、やはりそれは環境庁自身が国際会議において説明をするだけのウエートを持ちました。環境庁の諸君にお願いして、その資料すべてをオーストラリア側に渡してもらいました。今それをつくりた。感謝の手紙が環境庁にも来ておったはずでした。ところが、やはりそれは環境庁自身が国際会議において説明をするだけのウエートを持ちました。環境庁の機能をぜひ強化していただきたい。それほどまででも総理の直轄機能のもとにおいても環境省の行う政策目標に異なつた視点からのチエ

クが働く機能であつてもらいたい。同時に、我々には地球環境部までしかできなかつたわけですが、れども、地球環境部というものが独立した局として機能し、地球環境担当大臣というものの法制的な位置づけが明確になり、国際的な場において、他省庁が代行して環境行政を語るのではなく環境庁自身がその主役たり得る組織にしていただきたい。

○結論　總理、あのが止むる所に止む。

いよいよ本日環境基本法につきまして採決ということになつておりますので、最後にこの基本法に対する総理の考え方を聞いておきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひをいたします。

い自分自身のできがかったことも含めて、私は、今願望を込め、あるべき姿についての私の考え方を申し上げました。

その意味では、私は、行革審の答申が出ますと、これとは意見を異にいたします。しかし、そ

この問題については、さきの委員会の審議の過程におきまして宮澤総理にも御出席をいただきまして、環境の問題について、この基本法の問題についての考え方というのを聞かせてもらつたところであります。

の異にする理由は、今申し上げたような自分の体験から出てくることでありまして、折があればこれは政府と改めて別な場で議論をさせていただくなりましょう。

長官の、今、現時点でお話をいただけける範囲のお答えをちょうどいし、役割を終えたいと思ひます。

まず最初にお聞きいたしたいのは、新内閣が引きまして、環境問題につきましては総理の所信表明の中でも大きく取り上げられていているところであります。が、この法案は我が自民党政府のつくられた法案と全く同じでございまして、衆参で二つともほど修正されました。が、それを修正されたまま提出をされたわけであります。総理は、この自民

○広中国務大臣 環境厅のあり方に「きまして御示唆に富む御意見、本当にありがとうございました。特に、環境厅のこれから企画調整能力、機能を高めていくということにつきましては、私もとしてはそれを応援の言葉として受けとめさせました。

○細川内閣總理大臣　大変いろいろな論議の経過を経た上で、さきに前内閣の政府提案の法案として提出されたものであります。それで、この問題は、党法案とそっくりな今回の法案についてどのように考えておられるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

もでしたら、お聞きたいと思います。
人材の量・質とも拡充、そして調整機能、能
力を高めていきたい。特に、今おっしゃっていいた
だきました地球環境問題に関しましては、本当に
先生の御意見を受けまして、私も精いっぱい頑張
らせていただきたい、そのように思つております。

て出されたものでございまして、私も、まだいたるところ御議論が環境団体その他の方々からなされてることも承知はしておりますが、しかし、まずい形に落ちついでできているのではないかというふうに認識をいたしております。政府としても、現時点で考え得るベストの案だということです再度出させていただいたということでございまして

○橋本委員 総理、最後の部分、これだけ聞いていただけて、これにちゃんとこたえていただけれ
ば、私はこの問題については文句がありませんから、よろしくお願ひします。

○奥田委員長 これにて橋本君の質疑は終了いたしました。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行いま
す。

○谷津委員 今総理のお話の中に、もうもうの意見もあるというお話をござりますけれども、実はこの前の法案審議のときにも一つ問題になりましたのは、環境権ということをございました。この件につきましては、民間団体からも法案の中に入れるべきであるというふうなお話をございましたし、また細川内閣は生活者に視点を置く政策を展開す。

○谷津委員 次に、先ほど我が政調会長でありますす橋本先生から長官に対する質問があつたわけですから、将来にわたりまして十分御論議を尽くしていただきべきことであるといふ認識でございます。

○谷津委員 そこで、總理にお聞きしたいところであります。実は本法案の中でも、先ほど申上げました経済的手法ということがうたわれてゐるわけであります。既にOECDの報告書あるいはアメリカにおけるクリントン大統領の新エネルギー税あるいはEC等におきまして環境税といふことにつきまして、先進各国はこれを議論し、まことにござります。

○谷浦委員 現時点ではこれが最良の法案ということでござりますけれども、それでは、将来にわたりたってはこの件についてはどういうふうに総理はお考えでありますか。

○細川内閣総理大臣 将来、この点につきましていろいろ御論議はあるだらうと思いますが、今申し上げましたように定説にもいろいろございまして、

バランスの中でどういうふうに考えていくかということの中で考えていくべき課題だと思っておりま
すし、今税制調査会におきましても御審議をいた
だいていいるところでございますが、今お触れにな
りましたように、税調の答申が出てまいりま
たら、これも再三本会議、委員会等でも答弁をして
おりますが、それを最大限尊重をしていくとい

○谷津委員 次に、先ほど我が政調会長でありますす橋本先生から長官に対する質問があつたわけですから、将来にわたりまして十分御論議を尽くしていただきべきことであるといふ認識でございます。

○谷津委員 そこで、總理にお聞きしたいところであります。実は本法案の中でも、先ほど申上げました経済的手法ということがうたわれてゐるわけであります。既にOECDの報告書あるいはアメリカにおけるクリントン大統領の新エネルギー税あるいはEC等におきまして環境税といふことにつきまして、先進各国はこれを議論し、まことにござります。

開するのだといふようなことでやられておるわけ
であります。そうなつてまいりますと、この壇
壇権という問題も大きく取り上げられてくるので
はなかろうかというふうに私は思うのですが、今
回それを入れなかつたのはどういうわけでしょ
うか。

のですけれども、経済的手法ということでいろいろと今まで議論がされてきたわけであります。この基本法の中にもこの経済的手法について云々などはあるわけですが、経済的な手法の中にも、これは補助金とか減税とかいろいろなやり方があるうと思いますし、千差万別だろうと、いうふうに思います。

○細川内閣総理大臣 環境問題にかかる税制につきましては、私もつぶさに承知をしておりませんが、スウェーデンでしたかどこでしたか、北欧の国だったかと思いますが、炭素税とかいろいろな論議があつていて、既に導入したのかどうか、私もちょっとと定かに覚えておりませんが、諸外国においてもさまざまなる論議が行われていると承知をいたしております。そうした論議をよく参考にしなければならないと思いますし、また国内におきましても、それ以上にこの国会での御論議やあるいはまた国民各界各層のこの環境問題に絡めての御論議というものの踏まえながら、引き続きよく検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

○谷津委員 所得税減税に伴いまして、その不足分の、収入不足に対する対策として、消費税の税率アップというようなことが政府税調の中でも議論されているわけですね。こういうことを考えてみますと、私は消費税の税率アップというのはなかなか国民の中にも理解を得がたい面もあるうかと思ひますけれども、これからこの辺につきましては総理の方でもいろいろな努力がなされるのだろうと思います。

そこで、こういった時期に、次元は全く違うことではありますけれども、環境税というのもひとつ考えてみてはどうかなという感じを私は持つておるわけであります。今のお話によりますれば、いろいろな議論を経てということですが、こういう機会にそういうたった検討をしてみるとということについてはいかがでしょうか。

○細川内閣総理大臣 一般的に、目的税というものの考え方につきましては、やはりその用途が制限をされてしまうといったようなこと等々から、かなり慎重に判断すべき問題であらうと思っております。

直接この環境の問題との絡みの問題につきましては、おっしゃった環境税といったようなことにつきましては、先ほども申し上げましたように、国内外での御論議も踏まえて、また税調などでも今、この問題そのものではございませんが、税制全般のあり方について御論議をいただいているところでございまして、その御論議の推移を見守つて、その成果というものを尊重させていただきたい、こう思つていろいろなところでございます。

○谷津委員 次に、環境影響評価、いわゆるアセスメント法につきましてお聞きをいたしたいと思います。

昭和五十九年以来、閣議決定要綱に基づいて環境影響評価については推進してきております。そして、基本法の二十条は、「国は、環境影響評価を進めるに「必要な措置を講ずる」というふうに明記されているわけであります。前の環境基本法案の審議に当たりました、当時の宮澤総理は、この点を重視していく、そして法制化も含めて所要の見直しが大事だというふうに答弁をいたいたわけでありますけれども、細川総理は、このアセスメント法につきまして、法案化についてはどのようにお考えでございましょうか、お伺いをいたしたいと思います。

○細川内閣総理大臣 アセスメントにつきましては、御承知のように、基本法でも法制的に位置づけるために明確に規定をしているところでございまして、政府といたしましても内外の制度の実施状況などにつきまして調査研究をやっているところでございますが、今お話がございましたが、社会経済情勢の変化なども踏まえまして、法制化も含めて所要の見直しにつきまして検討に着手しているという段階でございます。

○谷津委員 実はこのアセス法については、前に提案をされたことがあるのですね。五十八年だつたですか、よくわからぬのですが、解散によつてしまつてしまつたといひきつがあるわけですね。そして、このアセス法につきましては、先進各国で既に法制化が進んでおりまして、法制化

されておるだけです。特にサミット参加国等は日本を除いて全部このアセス法を持っているわけでありまして、これを考えてみますと、何か日本はおくれているのじゃないかというふうな感じは持つのでありますけれども、総理はその点はどういうふうにお考えでございましょうか。

○細川内閣総理大臣 サミットの国全部ではなかったのではないか、イタリアもたしかにいたしかったのではないかという感じが私はいたしましたが、それはちょっと勘違いかもしれません。

しかし、いずれにしても、それをすることのメリット、デメリット、両方あると思いますし、今までいろいろな御論議の中で、この点についていろいろございましたから、その線でさらに進めさせていただくということでおよろしいのではないかと考えておるところでございます。

○谷津委員 検討しているということでよろしいのではないかということでありますけれども、今我が国は、先ほど申し上げましたように、いわゆる内閣の閣議決定要綱に基づいて行政指導しているのです。各県ごとにまたそれなりのものを持ってみんなやっているわけであります。これにつきましては、賛成、反対、いろいろな議論がありまして、この法案をつくるときにも、恐らく橋本政調会長さんなんかも地方との調整あるいは団体との調整に大変な御苦労なされたんだろうと思うのです。しかし細川内閣は、先ほど申し上げましたとおり、生活者優先であるというようなことで政策を展開するんだということであるならば、私は、もっと踏み込んでこの問題について議論をし、また法制化するべきであるというふうに考へるわけでありますけれども、その辺のところは、総理、どのように考えておられますか。

しかし技術的な問題になりますと科学技術庁のみならず他の所管の省庁もございますから、この問題に限らず、やはりその省庁間の境界線上の問題

といふものはいろいろあるわけであつて、そこのところは各省庁お互いにしっかりと調整をしながらやつていただきたいということに尽きるのだろう、その辺で意思の疎通を欠くことがないようになに、しっかりと政府としても対応してまいりたいと思つております。

○谷津委員 そこで、海洋投棄についてお伺いするわけありますが、ロシアは国際諸機関に連絡をとつた、いわゆるIAEAにも連絡をとつた、それからロンドン条約の事務局にも一週間前に通告したということを向こうは発表しているわけでありますけれども、日本はこの点については全く知らなかつたんですか、どうですか。その辺のところをまずお聞きしたいと思うのです。

○細川内閣総理大臣 一言で言うと、知らなかつたということです。確かにIAEAに通告はロシア政府からなされていましたということですが、我が国に対するそういう連絡はなかつたというところでござります。

またもう一つ、IMO、IAEAと違つてIMOというのも御承知かと思いますが、国際海事機構でございましたが、そういうものがございま

うのですが、その辺の意味はどういうふうに考えますか。

○細川内閣総理大臣 今IAEAなりあるいはIMOでございましたか、そうしたところに、今後ともできる限りそのような動きがあつたならばぜひ通報してもらいたいということは既に申し上げております。

また、在外公館などを通じまして、できる限り思つておられますので、そのような動きを迅速に察知するように努力をしてまいりたいと思っております。

○谷津委員 ロシアにおきましては、一時中止はしましたけれども、まだ原潜の解体等、こういった廃棄物が出てくるということでありまし

たというふうに考えております。

○細川内閣総理大臣 大変意味のある重要な条約

でございまして、今申し上げましたように、それを支持する方向で検討していかたい、考えていきたいというふうに思つております。

○谷津委員 時間が参りましたので、以上で終わ

ります。どうもありがとうございました。

○奥田委員長 福永信彦君。

○福永委員 自民党的福永信彦でございます。

○細川内閣総理大臣 今申し上げましたように、

できる限りIMOあるいはIAEA等にそのよ

うなことをお願いを申し上げて、こちらからも適切

な対応ができるようにしてまいりたいと思ってお

りますが、近くロンドン条約会議もございま

すが、そういう状況でございますから、それを支持

する方向で検討していくべきだというふうに具体的

には思つておるところでござります。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておるのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○細川内閣総理大臣 大変意味のある重要な条約

でございまして、今申し上げましたように、それ

を支持する方向で検討していかたい、考えてい

きたいというふうに思つております。

○谷津委員 時間が参りましたので、以上で終わ

ります。どうもありがとうございました。

○奥田委員長 福永信彦君。

○福永委員 自民党的福永信彦でございます。

○細川内閣総理大臣 今申し上げましたように、

できる限りIMO

あるいはIAEA等にそのよ

うなことをお願いを申し上げて、こちらからも適切

な対応ができるようにしてまいりたいと思ってお

りますが、そういう状況でございますから、それを支持

する方向で検討していくべきだというふうに具体的

には思つておるところでござります。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておるのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておるのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

○谷津委員 今総理のお話の中にありましたよ

うことでございまして、したがつて我が方には結

果的に何の連絡もございませんでした。

○谷津委員 国際民間団体であるグリーンピース

ですらこの辺のところをしっかりと知つておつ

て、しかも日本人がグリーンピースの船に同乗し

ておるということでもあります。こういう面から

見ると、政府の情報のキャッチといいますか、こ

れが出てきていることは私も承知をしているわけで

あります。この辺につきまして、日本がイニシア

チブをとつて積極的に各国とも協調をしながらこれを行めていく必要があると思うのですね。その問題は国民こそつて大きな期待もしておのであ

ろうし、これからことを考えあわせれば、この

辺のところは必ずこれを通せるようにしなければ

いけないというふうに考えておりますので、もう一度お伺いしますが、この決意のほど、いわゆるロンドン条約改定に対する日本としての決意のほ

どを、どうしても通すんだというふうなところ

を、総理の再度のお考えを聞かせていただきたい

と思います。

位置づけてきたところでございます。今後とも、

全般計画の策定に関しましては、環境ということを十分念頭に置いて、そのことに配慮しながら計

画の策定に携わっていかなければなるまいといふに思つております。

○福永委員 環境に十分御配慮いただけるということの御答弁であります。どうかよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

次に、環境と経済についてお伺いをしたいと思ひます。

○福永委員 環境に十分御配慮いただけるという、ことの御答弁であります。どうかよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

環境問題の具体的な解決策としてのさまざまな施策の中には、当然経済へも大きな影響を及ぼすと考へられる施策が必要と思ひますが、具体的な考え方として、今後の経済活動と環境問題との関係について基本的な考え方をお示しをいただきたいと思ひます。

○細川内閣総理大臣 経済と環境の関係という基本的な問題についてのお尋ねであつたかと思ひますが、環境基本法におきましては、環境と経済の関係について、地球サミットで示されました環境と経済の統合ということ、それからまた持続可能な開発の達成という考え方、それからまたこれを受けた中央公害対策審議会等におきます答申においても、「その内容の変化を伴う健全な経済の発展を図り、環境負荷の少ない経済社会を構築していく」ということが重要であるといったような指摘を踏まえまして、環境と経済とを対立したものとしてとらえない、基本理念におきまして、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築ということを規定をしているところでございまして、そうした精神がこうしたものにも盛り込まれている、それが経済と環境についての基本的なスタンスであろう。今幾つかの基本的なものの中に書き込まれているものを申し上げましたが、それが一言で申し上げれば基本的なスタンスだ、こう申し上げてよろしいのではないかと思ひます。

○福永委員 次に、各省庁及び国の他の法律または計画との関係についてお伺いをしたいと思ひます。

す。

環境基本法の効果ある実施を進める上で、各省庁に対し環境庁による強いリーダーシップが必要と考えられます。これは先ほど衆議院本政調会長も

長官に御質問を申し上げ、あるいは今までの各党の御論議の中にもこうしたことがあるわけあります。

○福永委員 人類の存在の基盤であるという基本認識に立つならば、当然環境の保全にかかわる人間の活動にかかるすべての国は環境基本計画を基盤と

するようにならなくてはならないと考えますが、この二つについてお答えをいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、谷津委員長代理着席〕
○細川内閣総理大臣 今日の環境問題に的確に対応していくために環境庁が、環境庁がというか政府全体が一体的な取り組みをしていかなければならぬことはもう当然のことです。そういう中であります。環境庁もそれなりに大きな役割を果たしつつあるというふうに認識をしておりまして、もちろんこれは先ほどもちょっとと谷津委員のお尋ねにも関連をいたしますが、各省庁、他省庁との境界線上の問題等々もいろいろあらうと思いますが、しかしそうした中で、私は、これからさらに地球的な環境問題等々あるいは地域の環境の問題等々も踏まえて、その役割といふをいたしておきます。今後とも、環境はさらにつくられるべきだと思いますが、しかし、環境庁はそれなりの役割を果たしてきました。今後とも、環境

は、先ほども申し上げましたとおりでございまして、その機能が十分に發揮をされていくように、環境問題の中堅的な役割といふものを果たしていかなければなりません。

○福永委員 次に、環境影響評価についてお伺いをいたいと存じます。

環境影響評価の法制化については、推進していく旨、環境基本法に含まれておりますが、現在我が国で実施されている環境影響評価は、開発を前提としたいわゆる事業アセスと言われるものであり、本来的には、開発計画そのものの適否を含めで検討が可能な計画アセスであるべきと思うわけあります。総理のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○福永委員 次に、環境影響評価についてお伺いをいたいと存じます。

〔谷津委員長代理退席、委員長着席〕
○福永委員 次に、環境影響評価についてお伺いをいたいと存じます。

環境影響評価の法制化については、推進していく旨、環境基本法に含まれておりますが、現在我が国で実施されている環境影響評価は、開発を前提としたいわゆる事業アセスと言われるものであり、本来的には、開発計画そのものの適否を含めで検討が可能な計画アセスであるべきと思うわけあります。総理のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○福永委員 次に、環境影響評価についてお伺いをいたいと存じます。

環境影響評価の法制化については、推進していく旨、環境基本法に含まれておりますが、現在我が国で実施されている環境影響評価は、開発を前提としたいわゆる事業アセスと言われるものであり、本来的には、開発計画そのものの適否を含めで検討が可能な計画アセスであるべきと思うわけあります。総理のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○福永委員 次に、環境影響評価についてお伺いをいたいと存じます。

それから、国民の活動に係るすべての国の計画は環境基本計画を基盤とするようになります。

○福永委員 次に、各省庁及び国の他の法律または計画との関係についてお伺いをしたいと思ひます。

環境基本計画は施策の基本を示す重要な役割を持っているものでございますし、政府としては、実効ある計画を策定してまいりたいと思っております。

環境の保全に関する政府全体の基本的な計画として環境基本計画というものは位置づけられております。そういう基本的な位置づけのもとに、他のす

べての国の計画と、いうものも考えてまいりたい、

は、先ほども申し上げましたとおりでございまして、そのう基本的な位置づけのものと、他のす

ます「地方公共団体の施策」についても、効果のある実施を促すためには、国から地方団体への財源補助を大幅に増大していかなければならないと考へます。

そこで、今後の環境庁における財源確保について、一つには、各省庁への予算配分の見直しに

よって得るのか、あるいは、先ほど衆議院本政調会長あるいは谷津委員からもお話をございましたが、どの谷津委員に対する総理の御答弁でも、引き続

きよく検討、あるいは用途が制限されているとか、お聞きをしたいと思うわけあります。先ほ

ど谷津委員に対する総理の御答弁でも、引き続

きよく検討、あるいは用途が制限されているとか、ちょっとよくわからなかつたもので、はつきりその点について見解をお示しをいただきたいと思ひます。

○福永委員 政府としてはこれまで地方に対する補助金なども含めまして、環境施策の推進に着実に取り組んできたということだと思いますが、そのための必要な財源の確保にも努めて

きましたというふうに私は理解をいたしております。

五年度の環境保全経費については、これは関係省

府の環境保全関係予算の合計でございますが、五

年度で一兆七千三百四億円、前年度比で一一・

五%ふえております。しかし、環境保全のための

施策というものは大変幅広いものでござります

が、そのための必要な財源の確保にも努めて

きましたというふうに私は理解をいたしております。

五年度の環境保全経費については、これは関係省

府の環境保全関係予算の合計でございますが、五

年度で一兆七千三百四億円、前年度比で一一・五%ふえております。しかし、環境保全のための

施策というものは大変幅広いものでござります

が、そのための必要な財源の確保にも努めて

きましたというふうに私は理解をいたしております。

五年度の環境保全経費については、これは関係省

府の環境保全関係予算の合計でございますが、五

年度で一兆七千三百四億円、前年度比で一一・

五%ふえております。しかし、環境保全のための

施策というものは大変幅広いものでござります

が、そのための必要な財源の確保にも努めて

まして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○奥田委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 先ほどから議論になつておりますアセスマント法の制定につきましてお伺いをしたいと思います。

総理は既にもう御存じだと思いますが、アメリカでは一九六九年に、環境汚染や自然破壊を未然に防ぐためにいわゆるアセスマント法がつくられ、それが世界に広がり、アセスマント法は先進国では今や常識となっています。環境アセスマント法を制定していないのは日本ぐらいのものであります。現状の開発に当たつての閣議決定の環境影響評価実施要綱、これでは開発による環境破壊を防ぐことができません。だからこそ環境を守るために基本法制定への国民の期待が強いのだと思います。ところが、肝心の環境アセスマントを置き去りにしたものでは、まさに環境を守るということは絵にかいたもちになってしまおそれがあります。ことし六月に鉄路で開かれたラムサール条約締約国会議では、日本政府が条約事務局の提案によっていたものでは、まさに環境を守るというだけではなくて、ぜひプラスをしていただきたいというふうに思います。

○岩佐委員 調査研究が早く進むように見守るだけではなくて、ぜひプラスをしていただきたいというふうに思っています。

九二年の六月、地球サミットで採択をされたたり宣言では、各國は効果的な環境法を制定しなければならないとあります。私は、実りある環境基本法にまず欠かせないのは、憲法が保障する基本的人権としての、先ほどからも論議がありますいわゆる環境権の確立だと思います。その原則に立って、地球の緑と国民の命・健康を守る環境優先を貫くことだというふうに思います。また、大企業がかなり、私も後で環境委員会一時間、時間がかかりますのでいろいろな論議をしたいと思いますけれども、無誤なやり方で開発を進めているそういう行為があります。こういう行為を規制していくこと、またいろいろ汚染者としての大変悪い意味では、事前事後のアセスマント法の制定あるいは環境保全に事業活動の方を調和させること、そういう規則などがある場合は情報公開、住民参加、それを保障する措置だとそういうことが止する上で、アセスマントというものは大変重要な

なものだというふうに認識をいたしております。そうした観点から、環境影響評価というものを法的に位置づけるために基本法案でも明確に規定を

しているわけでございまして、そうした観点から、政府といたしましても、今後とも内外の制度の実施状況などをよく見ながら調査研究を進めてまいりたい、また社会経済情勢の変化などもよく判断をしながら、法制化も含めまして所要の見直しについて検討していただきたい、こういうことを申し上げたわけですが、その時期等につきましては、まだ今のところ何とも申し上げられません。鋭意検討をさせていただいている、政府部内において既に調査研究に着手をしているわけでございますから、その調査研究が早く進むように見守ってまいりたい、このように思っております。

○細川内閣総理大臣 先ほど谷津委員でしたかの御質問にお答えをいたしましたように、環境影響評価の問題について多くの方々が強い关心を持っています。そこで私は承知をしています。それで、またこういう問題も作業していただけるのか、その辺について改めてこの問題も伺いたいと、いうふうに思います。

○細川内閣総理大臣 先ほど谷津委員でしたかの御質問にもお答えをいたしましたように、環境影響評価の問題について多くの方々が強い关心を持っています。そこで私は承知をしています。それで、またこういう問題も作業していただけるのか、その辺について改めてこの問題も伺いたいと、いうふうに思います。

本法ができるのではないか、そういう期待が非常に強かったというふうに思います。こういう点、それこそ国民の立場に立つて、どう受けとめらる、またこういう問題も作業していただけるのか、その辺について改めてこの問題も伺いたいと、いうふうに思います。

本法が成立するといふことは私も承知をしておりまし、またこのことについて賛成の立場から、あるいは慎重の立場からさまざまな御意見があり、それがまたそれぞれになかなか説得力のある御議論だということとも先ほど申し上げて、私もこれは慎重に判断をしなければならない問題だと、いうふうに申し上げたところでございまして、環境の側面からどのように考えるかということと、経済的な観点からどのようにその調和を図つていくかという点につきまして、これは確かに難しい判断を要することであらうというふうに思つておりますので、今後さらに引き続き検討をさせていただきたい、こう申し上げたところでございま

す。

○岩佐委員 きょうはせっかくの総理質問の機会ですので、公害、環境問題で最重要課題となつてあります水俣病問題について伺いたいと思います。さきの通常国会で環境基本法案を審議した際、当時の宮澤総理は五月十八日の衆議院環境委員会で、水俣病問題について、「この問題が、いわゆる環境問題についての我が国の大対処の仕方の上で国際的にも重くのしかかっているということは私もよく承知をいたしております。そして、これだけ長いこと問題が十分に解決せずにあるということは、本会議でございましたが、これも先般、本会議でございましたが、御答弁申し上げましたように、この問題は、水俣病訴訟の争点といふものが法に基づく国の行政のあり方の根幹にかかる問題でござりますし、いましばらく慎重に考へさせていただきたいということを申し上げたところでござりますが、私としても、一刻も早くこの問題が早期に解決されることを心から願つておるところでございます。

和解についての話でございましたが、これも先般、本会議でございましたが、御答弁申し上げましたように、この問題は、水俣病訴訟の争点といふものが法に基づく国の行政のあり方の根幹にかかる問題でござりますし、いましばらく慎重に考へさせていただきたいということを申し上げたところでござりますが、私としても、一刻も早くこの問題が早期に解決せねばならないという思いを持ちながら、今申し上げたような一番基本的な国行政のあり方にかかる問題でありますだけに、大変苦しい胸のうちを申し上げたということで御理解をいただきたい、こう思っております。

○岩佐委員 総理は行政の根幹云々と言われるんですけれども、水俣病で問われている問題の根本というのは、公害発生源であるチッソの垂れ流しをいかに規制するかということだったんですね。そ

の、そして最も根深いところにある大事な問題であるうと思つております。「私は環境庁長官に就任いたしましてから、寝ても覚めてもこの問題は頭から離れません。」中略をします。環境基本法の今国会での成立、「それを追うようにして、水俣問題については、私は一つのそれなりの答えをどうしても出さなければならない」という決意であります。

この問題は環境基本法成立といふ問題にまさるとも劣らないほどに我が国環境行政にとって最も重要な問題です。環境基本法成立という機会に水俣病解決についての政治的決断をすべきだと思いますけれども、総理のお考えを伺いたいと思います。

○細川内閣総理大臣 私もまさに、この問題に長く直接の当事者としてかかわってきたわけでございまして、この問題が日本の公害問題の原点である一刻も早く解決をしなければならない大きな課題であるというふうに認識をいたしております。今日おきました環境行政の最も重要な課題の一つであるというふうに思つておりますし、この問題が早期に解決されることを心から願つておるところでございます。

制法上の規制権限を違法に行使しなかつたことによって、國はチッソの垂れ流しを規制してしませんでした。ことに三月の熊本地裁の判決では、「被告国には、食品衛生法、水質保全法、工場排水規制の策を打たないで、原因を隠し加害を擁護する行為を繰り返したからこそ、被害を拡大させてきたのではないでしょうか。水俣病で問われている國の責任はまさだここにあると言えます。

原告団の平均年齢は今七十歳と、すごく高齢化しています。十日に一人が亡くなっています。被害者がますます高齢化している中で、和解による早期解決をしないで次の高裁の判決あるいは最高裁判の判決、こうしたことになると、これからも三十年も五年も待てということになります。こういう状態に患者さんを放置することほど過酷なことはないというふうに思います。患者さんは「生きているうちに救済を」、悲痛な声を上げておられます。細川総理は、選舉前行わされた被害者・弁護団へのアンケートに、和解による早期解決が望ましい、そう述べておられます。また、九〇年九月の県知事として和解勧告を受け入れた記者会見では、たとえ総理大臣から罷免されても、水俣病問題の解決をこれ以上おくらせるわけにはいかないと決意を表明され、自民党離党の理由にもこのことを挙げておられるわけです。

来年三月の福岡高裁判決以前の今の臨時国会中に國が和解に踏み切る、政治的な決断を行つて被害者の早期全面解決を行う、そのことこそが今望まれているのではないでしょうか。しばらくお待ちください、この言葉ほど本当に被害者に残酷な言葉はない、私はそう思います。

総理の率直な御所見をお伺いしたいと思います。

行政の運営という問題にかかることでございまして、内閣はされないといふと一体となつて、医療費の問題、手当とか幾つかの施策を講じてきたところでございまして、今後ともできる限りの対応は國として考えていかなければなるまいと思っておりますし、また一刻も早くこの問題が最終的に解決をし、被害者の方々が安心をしていただけるように、そういう状況がつくり出されていくことを心から願いますし、またそのようにつけておられます。

○岩佐委員 きっぱりとした御回答がいただけなのが非常に残念ですけれども、今は患者を切り捨てる、そういう措置をし、そして裁判の場で救済されてもなかなかきちっとした、オーソライズされた、そういう形になつていかない。それで高齢化して、患者の皆さんは本当に怖い思いの中命をなくされる、そういう事態に置かれているわけですから、細川総理は公約を守つていただきて、本当に今までの裁判の場では、國に責任があるということはきちんと明快に判断されている、そういう判決があるわけですから、そういう立場に立つて対応していただきたい。そのことを強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○奥田委員長 これにて内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

一括して議題とし、質疑を続行いたします。林幹雄君。

棄物の海洋投棄は、汚染の大小、投棄の規模にかかわりなく絶対に行われるべきでないと認識しております。このことはロンドン条約の決議において、特に日本海という狭い海域への投棄については、周辺諸国の人々の健康にとって不安を生む以上絶対に繰り返されではいけない、そういうふうに考えておりました。

そして、この前の委員会での御質問に対しまして、私は、政府全体の対応を見守りたいということを申し上げたわけでございますけれどもやはり仰せのように、またいろいろこの委員会の中からも御意見も出ましたように、当然環境庁長官として発言の機会をとらえるべきだ、そのように思ったわけでございます。

実を申しますと、私は、日本海への投棄をテレビで知ったのは日曜日のことでございまして、急速グリーンピースからプレス発表の資料入手するとともに、ロシア大使館とか科学技術庁とか外務省に事実関係を問い合わせております。その後、外務省等を通じた事実の把握に努めるとともに、科学技術庁等の対応を見守りつつ、そして二十一日に、これは木曜日でございますけれども、ロシアのダニロフ・ダニリヤン環境大臣に書簡を書くことといたしまして、二十二日に外交ルートで送付したところでございます。

書簡の内容についてでございますけれども、二回目の投棄を中止したことを評価するとともに、今回の投棄が我が国に引き起こした波紋の大きさを指摘し、投棄の規模、汚染の大小にかかわらず、今後とも投棄を停止することを求めております。

さらに、ロシアの環境問題は我が国にとって非常に密接にかかわることでございますし、関心が高い。したがって、今後とも両国の環境問題に対してのコミュニケーションを図つていきたい、そういうことで、私はあちらの環境大臣との間でこのようなコミュニケーションをするように投げかけた、そういうことをいたしました。

います。

と申しますのは、今回の海洋投棄の問題については、もちろん外交問題であります。しかしながら、加えて深刻な地球環境の問題でもございました。ロシアが再投棄を中止した背景には、たゞ大臣から答弁ありましたように、我が国との外交関係を良好に維持したいというロシア政府の意向はもちろんあるでしょう。しかし、今回世界的に著名な環境保護団体のグリーンピースが告発したことでおわるよう、ロシアの行為はまさしく地球環境汚染であります。そういうことから、地球環境への重大な脅威として巻き起こったといいますか、沸騰した国際世論にもロシア政府が配慮したという側面もあったと思います。

我が党がロシア政府に抗議した党声明では、「人類共通の課題である地球環境問題の解決に向かって国際的努力が進行している中、国際社会全体の信頼を失う行為」と厳しく指摘をしておるわけあります。

この問題を二国間関係のみでとらえてはいけないわけございます。放射性物質は科学技术庁の所管、そしてロシアとの問題は外交問題であつて外務省の所管、だから後ろに遠慮していればいいというような、どうも地球環境問題担当大臣をいただいている環境庁としてはちょっと遠慮がちじやないかな、ちょっと対応ぶりに首をかしげたくなるわけであります。

午前中の質疑でも、我が党の橋本政調会長が、

地球環境担当大臣を法制上明確にすべきじゃないかということをおっしゃつておられました。私は、全く同感でありますし、この細川内閣においてぜひそういう意味では実現をしてほしいと願うものであります。

大臣は政治家でありまして、しかも環境問題に

関しましてはオーソリティーと聞いております。

環境問題は、対応を誤ればそれこそ国民の生命、

健康に直結するということでございまして、この

環境問題に関しては、党利党略で環境行政を行つては絶対にならないと私も思つております。

そこで、我が党は政権与党時代、この点を常に

念頭に置いて、重要な環境関係の国際会議があれば自民党から各党に呼びかけをいたしまして、超党派の代表団の編成を常に心がけてまいりました。そんなようなときに公明党の代表として必ず名前が挙がるのが大臣の名前であります。そのぐらい環境問題ではオーソリティーだったわけがありますけれども、今回の対応に対しても、ちょびり残念だなと言わざるを得ないわけあります。

細川内閣が地球環境問題担当大臣を軽んじてゐる、あるいはその発言を重く見ないということであれば、それは我々は断じて容認することはできません。今後のこともありますので、再度お伺いをいたしますけれども、地球環境問題担当大臣としての職責が機能している、そのようないわけあります。今後のこともありますので、さるつもりがあるかどうか、再度お伺いをしたい

と思います。

○広中國務大臣 御叱止は大変ありがとうございます。この問題を二国間関係のみでとらえてはいけないわけございます。放射性物質は科学技術庁の所管、そしてロシアとの問題は外交問題であつて外務省の所管、だから後ろに遠慮していればいいというような、どうも地球環境問題担当大臣をいただいている環境庁としてはちょっと遠慮がちじやないかな、ちょっと対応ぶりに首をかしげたくなるわけであります。

午前中の質疑でも、我が党の橋本政調会長が、

地球環境担当大臣を法制上明確にすべきじゃないかということをおっしゃつておられました。私は、全く同感でありますし、この細川内閣においてぜひ

そういう意味では実現をしてほしいと願うものであります。

大臣は政治家でありまして、しかも環境問題に

関しましてはオーソリティーと聞いております。

環境問題は、対応を誤ればそれこそ国民の生命、

健康に直結するということでございまして、この

環境問題に関しては、党利党略で環境行政を行つては絶対にならないと私も思つております。

そこで、我が党は政権与党時代、この点を常に

念頭に置いて、重要な環境関係の国際会議があれば自民党から各党に呼びかけをいたしまして、超党派の代表団の編成を常に心がけてまいりました。そんなようなときに公明党の代表として必ず名前が挙がるのが大臣の名前であります。そのぐらい環境問題ではオーソリティーだったわけあります。そのぐらい環境問題ではオーソリティーだったわけあります。おやつと思ったの

は、ここにあります「外交の政策に地球環境問題をどう位置付けるか」。

事件は新たな論議のきっかけを持ち込んだ」と

続いているわけであります。おやつと思ったの

は、ちゃんと環境問題をどう位置付けるか。

外交の政策に地球環境問題をどう位置付けるか。

どうぞよろしくお目に置かれて、貴重な御意見をうながすことを心から希望いたします。今後とも何卒よろしくお目に置かれて、貴重な御意見をうながしていただけますことを心から希望いたします。

○林・幹委員 環境庁のやる気をせひとも行動で示していただくよう、お願ひをしておきます。

地球環境保全に関する関係開発会議というのをございまして、環境庁の調整能力をバックアップする働きをしておった。なぜならば、その会議の正式メンバーには、自民党側から党四役、幹事長代理、政務調査会の地球環境問題特別委員長らが常に出席、参加をしておる。党的力を背景として環境庁が調整能力のパワーアップをしたということとは、また疑いもない事実ではないかなと思います。

○広中國務大臣 お答えいたします。
今先生から御指摘いただきましたように、現内閣では、これまであつた閣僚会議を一たん廢止して、必要に応じて順次復活させている、そういう状況でございます。

地球環境関係閣僚会議は、政府一体として地球環境保全政策を推進するための大変重要なものとの理解しているわけでございますが、政府といたしましては、この閣僚会議を順次復活させていく所存でございます。

において採択されましたアジェンダ21を実施するための行動計画を一九九三年末、すなわちことしの末までに策定し、公表するということにしてい るところでございます。

我が国といたしましては、こういう国際的な合意がござりますので、これを踏まえまして、行動計画を率先して策定して我が国国内の取り組みを推進するとともに、あわせて国際的な地球環境保全の取り組みの推進を図っていきたいということ

を排出しております。アメリカが、具体的な目標を掲げて排出ガス抑制策を打ち出したわけであります。これで、地球サミットで調印されました気候変動枠組み条約が絵にかいたものにはならないで

目標実現に向けて動き出すことになつたことは大変喜ばしい限りであります。

我が國はどうか振り返ってみて、改めて誇らしく思ったわけであります。と申しますのは、自民党

民党政権時の影響力をそぐといふ意味もあつたかと思ひますけれども、すべての閣僚会議、懇談会などを廢止する。そしてまた、必要に応じて復活し新設をする方針だということは承知しておりますまつた。その後、緊急に対処しなければならない問題

題、つまり景気対策、物価問題など、そういうつながりの閣僚会議は復活しました。また、水俣病問題に関する閣僚会議はすぐにまた復活してござります。当然、地球環境保全に関する関係閣僚会議

抑える、犠牲を強いりということで世界に国際公約をいち早くしたわけでありますけれども、これを高く評価されたわけでありまして、この評価で我が国が環境先進国として位置づけられたものと、いうふうに認識しているわけであります。地球環境問題に対する国際貢献でリーダーシップを発揮するよう世界が我が国に期待するようになつた、こう思つておりますけれども、環境庁、私のその認識は違いますかどうか。

○森政府委員 ただいま御指摘のとおりの詭譎論をもっておられます。

ども、残念ながらまだ復活しておりません。細川総理は所信表明で「地球環境問題は遠い将来の問題ではなく、いつときの猶予も許されない緊急の課題であり、私は、我が国の有する経験と能力を十分に生かしながら、地球環境問題の解決策に向けた国際的な努力に対し率先した役割を果たすべきの猶予も許されない緊急の課題」という言葉と共に復活されることは全く裏腹に映るわけであります。

大臣、なぜ地球環境保全に関する関係閣僚会議が今もって復活していないのか。意思の疎通の会議がちな八会派の連立政権ならばこそ、なおさら各省庁等を網羅した関係閣僚会議の存在は必要なのではないでしょうか。お聞きしたいと思ふ。

ます。

○広中国務大臣 お答えいたします。

において採択されましたアジェンダ21を実施するための行動計画を一九九三年末、すなわちことしの末までに策定し、公表するということにしているところでございます。

て、必要に応じて順次復活させている、そういう状況でございます。

おりまして、同閣僚会議の復活について調整してまいりたいと思っております。

○林(幹)委員 時間は余りましたけれども、私の持ち時間、もっとあるのですけれども、質問はこれで済みましたので、細田議員に譲りたいと思います。ありがとうございました。

問題に関連してでありますけれども、これにも各省庁がしつかり調整してやつてほしいという答申がここであります。調整する場こそが今大臣がおっしゃられたこの関係閣僚会議ではないか、こう思つておるわけであります。

そこで、今大臣から出ました昨年の地球サミットで決まりましたアジア・シンド21国別行動計画を、しか本年中に策定しなければならないはずであつた

ますけれども、時間が多少ありますけれども、是

後に、この国別行動計画が今どうなっているのと

お聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○森政府委員 ただいまお話をございましたよ。

に、昨年のミュンヘン・サミット、それからこゝの東京サミットで、先進七カ国は地域サミット

第一類第十六號 環境委員會議錄第三號

環境委員会議録第三号

平成五年十月二十六日

して日本の環境政策というのはどのように違うのか、あるいは同じところがあるのかと、この総論について印象をお伺いいたしたいと思います。

○広中國務大臣 私は最初は学生として、それから結婚して一主婦として、生活者としてアメリカに長いこと暮らしていただけでございます。

アメリカから日本を見ますと、日本という国はアメリカの二十五分の一の国土、しかもその国土の七割近くが緑に覆われて、非常に平地が少ない。そこにアメリカの人口の約半分が非常に狭いところに住んでいるという状況、しかも戦後急速な工業化を行い、そして公害を多く出したわけですが、そこには非常に汚いものではないかなといふ印象を私は持っております。

先ほど申しましたように、私はアメリカでは一介の主婦でございまして、専門的な環境の知識を持つていたわけではありませんけれども、後はどういろいろ日本の環境を見る中でアメリカの環境政策などを見ますと、日本と米国は先進工業国として多くの共通の環境問題を抱えているということ、そしてその対応も基本的には同じような政策展開を図っているということが言えると思います。ただ、自然的、社会的条件の差異によりまして、先ほど申しましたように、例えば自然保護、土壤汚染対策などに違いがございます。

日本では日本環境保護協力協定等に基づきまして政策交流を進めておりまして、引き続き十分な協力を図ってまいりたい、そんなふうに思っております。

個々の分野の詳細につきましては、もし御希望でございましたら政府委員に答えさせていただきます。

主として事務方からいろいろお伺いまして、我々も勉強になりますし、大臣にもいろいろお勉強いだときたいと思いますが、ます大気ですね。硫黄

酸化物、窒素酸化物あるいはその他酸性雨問題とか自動車排気ガスとかいろいろございますけれども、これについてはアメリカと日本というものはどういうふうに違うか、あるいはどういう歴史があるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。

まず、先生御承知だと思いますが、現在我が国におきます大気保全関係につきましては、法的にはまず公害対策基本法というのがございまして、その中で環境基準というものを定めている。それを受けて、それを守るために今度は大気汚染防止法というのがございまして、そこで工場だと自動車等に対するいろいろな排出基準等を定めています。

これに対しましてアメリカの方は、一九七〇年でございますが、大気清浄法というものを制定いたしました。これに基づきまして特定の地域を指定し、あるいは閣議決定した対策、基本方針を打ち出し、それからその関係の自治体が独自の削減計画を立てる、こういうような体系で今作業が進められているわけでございます。

このよう両者それぞれ特徴がございますが、やはり両方同じような環境問題を抱えておりますが、その場に環境庁も積極的に参加いたしまして、日本環境セミナーというのがございますので、日米環境セミナーといふのがございますが、その場に環境庁も積極的に参加いたしまして情報交換をし、現状認識、あるいは対策等についても理解を深めてまいりたい、こういうふうに考

えておられるところでございます。

○細田委員 アメリカは非常に厳しいものを九〇年以降はやっているということですが、その厳しい基準というのは、日本よりも厳しくなったのですか、やつと日本の水準に追いついたということ

が、その場に環境庁も積極的に参加いたしまして情報交換をし、現状認識、あるいは対策等についても理解を深めてまいりたい、こういうふうに考

えておられるところでございます。

○細田委員 アメリカは非常に厳しいものを九〇年以降はやっているということですが、その厳しい基準というのは、日本よりも厳しくなったのですか、やつと日本の水準に追いついたということ

が、その場に環境庁も積極的に参加いたしまして情報交換をし、現状認識、あるいは対策等についても理解を深めてまいりたい、こういうふうに考

えておられるところでございます。

○松田(朗)政府委員 お答えします。

現在、両国で規制対象となつております大気汚

染物質、NO_x、SO_xあるいは粒子状物質等ござ

りますが、この数はほぼ一致しております。それ

に対しましては、一酸化炭素

を除きましては日本の方が基準値としては厳しい

基準になつてます。

たアメリカの法改正で百八十九物質を指定した、

これについてアメリカがどういうふうな基準値、

規制を設けるかというのはこれからでございま

す。

○細田委員 今、総論を大臣から承つたわけでござります。

主として事務方からいろいろお伺いまして、我々も勉強になりますし、大臣にもいろいろお勉強いだときたいと思いますが、ます大気ですね。硫黄

ルの一〇%は電気自動車にしろとか、こういうよ

うな非常に前向きの厳しい努力目標を立てて進め

ているという特徴がございます。

これに対しまして日本の方は、特に大気汚染の問題ではNO_xが非常に問題でございまして、特に

年に、このNO_xもその主な元凶が自動車等でござ

りますので、これを受けまして、この対策としま

しては、昨年六月、自動車NO_x法というのを制

定いたしまして、これに基づきまして特定の地域

を指定し、あるいは閣議決定した対策、基本方針

を打ち出し、それからその関係の自治体が独自の

削減計画を立てる、こういうような体系で今作業

が進められているわけでございます。

このよう両者それぞれ特徴がございますが、

やはり両方同じような環境問題を抱えております

ので、日米環境セミナーといふのがございまして

が、その場に環境庁も積極的に参加いたしまして

情報交換をし、現状認識、あるいは対策等につい

ても理解を深めてまいりたい、こういうふうに考

えておられるところでございます。

○細田委員 大臣がアメリカにおられたころに、

ある時期、日本はアメリカ人を笑つておつたわけ

ですね。それは大型車に乗つてガソリンをどんどん

燃やしていろいろな有害物質を振りまいてお

る。日本は小型車をつくつて、それがそういう環

境上も競争力が強いからどんどん売れるんだ、こ

う言つておつたら、いつの間にか向こうは一生懸

命製造工程を改革しまして小さいものをつくつて、ガ

ソリン一リットルで五キロか六キロしか走らない

ような車ばかりですよ、町に。

これはやはり環境に対して非常に甘い認識に

なつてます。

経済成長、バブル等も関係

があるので、ようけれども、非常に甘くなつてい

る。しかも、それを引つ込めようと思うと、さす

ざまな生産体制がとられているのに支障があると

か、電気自動車をどんどんやれというと、今まで

の投資がむだになるというようなことがあります。

アメリカでは、先ほど言われたよう電気自動

車を義務づけてでもやれと言つておるわけです

が、どうも日本はそこまで踏み切れない。むしろ

不況対策が大事だというようなことを言っておる

わけですが、これからいろいろな行政を通じら

れて、ひとつ大臣も大いに指導していただきた

い、こう思つておるわけでございます。

第二に、水質問題はどうでございましょうか。

○野中政府委員 アメリカの水質の問題でござ

りますが、米国では通常クリーン・ウォーター・ア

クターと呼ばれる法律がございまして、工場、事業

場排水に対する規制、さらには汚水処理施設の設

置等の対策、また農地、市街地等からの汚染に對

する対策などが進められているわけでございま

す。このうち排水規制につきましては、基本的に環境保護庁が水質環境基準のクライテリアや工場、事業場からの排出基準を設定いたします。同時に、各州が水域ごとの水質環境基準を設定いたしまして、上乗せの排出規制を行うというような仕組みになつておるわけでございまして、体系としては我が国と似た面があるわけでございます。

一方、米国におきましては、環境基準におきまして、人の健康保護に加えまして水生生物の保護のためのクライテリアが設けられております。また、環境保護庁が排水規制と下水道の整備とあわせて総合的に対策を実施しているといったような特徴も見られるところでございます。また、現在、法律全体の見直しも検討されているというふうに聞いております。

また、水質に非常に関係の深い土壤汚染の分野につきましては、通称スーパーファンド法というのがございまして、費用負担者をかなり幅広くとらえまして、基金などによりまして浄化対策を進めているというような状況でございます。

いずれにいたしましても、今後とも米国の取り組みの状況につきましては、私どもいたしましても情報収集に努めまして、必要に応じまして我が国の対策にも反映をさせてまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○細田委員 関連で、また追加でお尋ねしますけれども、アメリカは全体で下水道普及率といふのはどのくらいあるのでございますか。日本と比べるとどうなのか、調べて、もうちょっと何分か後にしてください。あれだけ大きな国割に非常に整備されておると私は思いますけれども、それが基本にあって、本質というのは特にこれから日本でも問題になることで、生活排水その他整備をしていかなければならぬ、こう思うわけでございます。

第三番目に、自然公園あるいは生物の保護という観点からどうでしようか。これは、私もいろいろな自然公園を訪ねたことがありますが、日本の

国立公園以上に大変保護が進み、大きい国土でござりますから、日本とは違う。住宅地と隣接しておるというようなことは必ずしもありませんから、違うところはあると思いますけれども、いかがでございますか。

○奥村政府委員 お答えを申し上げます。

まず、自然公園でございますけれども、その代表団ともいうべき国立公園について比較してみると、その数は米国が四十八カ所、我が国が二十八カ所でございますが、国土面積に占める割合で見ますと、米国が二%我が国が五%といふことで、割合としては我が国の方が大きくなっています。

制度として最も大きな違いは、土地所有形態のいかんにかかわらず我が国では国立公園に指定をしているというのに対しまして、米国ではみずから国立公園の土地を所有し管理している、ここに大きな違いがございます。

したがいまして、米国では国立公園を管理しております内務省が直接公園を管理して、必要に応じて入園料などを徴収いたしました上で、充実した施設整備や利用者に対する自然解説などのサービスを行つておられます。これに対しまして、我が国ではすぐれた風景地であれば民有地でありましても指定ができるということで、広い面積が指定できるというメリットがございますが、他面、私権でありますとか他の公益との調整といふことなどでございます。

このような制度的な違いについては一概にどちらがいいということは言えないかと思いますが、さしあながち、最近の国民のニーズの高まりといふことなどでございます。

これらは規制その他の現状を伺うとともに、私は、去年もサミットが行われたり、それに対してもさまざまな政府のてこ入れをしようといふ動きはあつたけれども、これが経済的発展の足かせになつてはいけないということもあって、どうもアメリカなどは余り前向きではなく、人の後からついてくる、こういうような傾向があつたわけでござりますが、副大統領などは非常な環境論者で、何か変わるかなと思つたら余り変わらないという話もありますし、その辺の現状についてちょっと

御説明願います。

○森政府委員 大変大きな違いは、日本におきます、先ほど林委員からの御質問にもございましたいわゆる行動計画、この目標に対応する排出量の目標を設定をしてこれを計画化するという手法をとっていないことが続いたわけでござります。

それで、今般ワシントンにおきまして十月十九日に、クリントン大統領・ゴア副大統領の連名で米国気候変動行動計画というものが公表されております。ここで初めてこれまでございませんでした研究センターが置かれましたり、民間団体でも大変積極的な研究活動が行われております。こうした点では我が国として学ぶべき点が多いと考えておる次第でございます。

○細田委員 国によつて非常に差があるということがわかるのですが、日本は、大臣、案外大変なんですよ、この野生生物というの。田舎の方に行きますと、もう田んぼにイノシシが出て夜中のうちに全部なぎ倒して帰ってしまうわけですよ、米を食べたりしましてね。猿も出るし、カモシカも出るところもあるということで、動物といふのは人間に相当害をもたらしている面もありますし、害は防ぎながら、そしてどうやってまた保護していくか、これは大きな二律背反の問題がありますので、そのことだけちょっとお耳に入れておきたいと思います。大変地方で大きな問題であります。特に西部から南部にかけてですね。

それから第四に、CO₂あるいは地球温暖化の問題について伺います。

これは規制その他の現状を伺うとともに、私は、去年もサミットが行われたり、それに対してもさまざまな政府のてこ入れをしようといふ動きはあつたけれども、これが経済的発展の足かせになつてはいけないということもあって、どうもアメリカなどは余り前向きではなく、人の後からついてくる、こういうような傾向があつたわけでござりますが、副大統領などは非常な環境論者で、何か変わるかなと思つたら余り変わらないという話をありますし、その辺の現状についてちょっと

して保護する制度と、絶滅のおそれのある野生生物の保護に関する制度と二つの体系になつております。この点では我が国も米国も同様でござります。

ただ、制度的にはよく似ておるわけでございますが、米国においては全米各地に政府の野生生物研究センターが置かれましたり、民間団体でも大変積極的な研究活動が行われております。こうした点では我が国として学ぶべき点が多いと考えておる次第でございます。

○細田委員 国によつて非常に差があるということがわかるのですが、日本は、大臣、案外大変なんですよ、この野生生物というの。田舎の方に行きますと、もう田んぼにイノシシが出て夜中のうちに全部なぎ倒して帰ってしまうわけですよ、米を食べたりしましてね。猿も出るし、カモシカも出るところもあるということで、動物といふのは人間に相当害をもたらしている面もありますし、害は防ぎながら、そしてどうやってまた保護していくか、これは大きな二律背反の問題がありますので、そのことだけちょっとお耳に入れておきたいと思います。大変地方で大きな問題であります。特に西部から南部にかけてですね。

それから第四に、CO₂あるいは地球温暖化の問題について伺います。

○奥田委員長 野中局長、先ほど細田先生お尋ねのアメリカの下水道の普及率については今調査中ですか。もう出ますか。

○野中政府委員 今ちょっと調査をしているところでございます。

○細田委員 それは、アメリカはかなりクリントン政権になつてから変わり始めたということはわかるのですが、今なお国際的レベルから見て足りない面もあるのじゃありませんか。もうアメリカはこれで大体十分日本やヨーロッパに追いつけた、考え方について、特に温暖化、CO₂などについては追いついたと見ていいのですか。

○森政府委員 先ほど申し上げましたのは排出量の目標値を定めたということです。これをどういう形で実現をしていくか、これがこれからといふことです。日本は既にやりつたあるわけでございまして、その限りにおいてはまだ日本の方が進んでいるのではないかと私は思っておりますが、アメリカもそれなりの努力をこれから重ねていくであろう、こう思つております。

す。
○細田委員 大臣、まさにそういうことでございましたして、今まで環境の関係者が苦労を重ねてきたのは、アメリカが非常に後ろ向きにやってきた、しかもそれが大きな長期的不況あるいは双子の赤字もあって、そんなに簡単につき合えないぞ、こういう態度を長く続けてきたわけでございます。

特に、御経験の深い大臣でございますから、これからいろいろアメリカとお話しになるときに、アメリカをできるだけ速やかに、地球は一つでございまして、特にCO₂ 温暖化の問題というのは特定の地域だけやつてもしようがありませんので、ひとつひ得意の英語も駆使されて、しかも説得力を駆使されて、国際的に足並みがどんどんそろつて、いくように御努力をいただきたいと思います。

そこで、これとも関係するのですが、発展途上国との経済協力問題、特に環境問題にかかわりのある発展途上国の経済協力問題について、各国の取り組みぶりはどうですか。

○森政府委員 アメリカの経済協力は、地域別あるいは分野別に戦略を立ててまして、大部分を贈与で実施していると承知をいたしております。環境分野も同じであります。公害防止あるいは生物多様性保全といった分野につきまして、私どものデータでは、一九九二年度約六億八千百万ドルの贈与を実行していると承知をいたしております。

我が国の場合には、九二年度における環境分野のODAは約二千八百億円でございます。これは、うち八〇%が政府貸し付け、すなわち円借款という形で対応をいたしているところでございます。

○細田委員 発展途上国に経済協力をして、できるだけ日本の経験のある、例えば大気汚染防止だとか、それがひいては日本の酸性雨対策にもつながるわけでございますけれども、例えば中国に対して北朝鮮に対して、十分な公害防止施設を大いに拡充するよう頼んでいかなければなんですか。

すね。私の選挙区などは、西日本ですから、現に風が少し中国で吹くともう黄色くなるわけですよ。それは黄河の砂じんが舞い上がって、九州から中国地方というものは空が黄色くなるぐらい影響があるわけですから、まして酸性雨などというのはどんどん降っておることは間違いないわけです。

したがいまして、この発展途上国経済協力といふものを、これは、情けは人のためならずといいますか、自分たちのために本当に必要なこと

ございますので、まずその点を御認識を深くして

いただかたいと思うわけでございます。

○松田(朗)政府委員 お答えいたします。

ただいま細田委員が御指摘の地球温暖化問題と

同様に、このオゾン層の問題も地球的規模の環境問題でございます。したがいまして、これに対する

ために、国際的な協調がございまして、まず一つは、オゾン層の保護のためのウイ

ン条約、それから、この条約に基づきますオゾン

層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

というものがございます。

これに加盟している国々は、それぞれここで決

められた約束事をそれぞれの国内において対応し

て、まずは、オゾン層の保護のためのウイ

ン条約、それから、この条約に基づきますオゾン

層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

というものがございます。

それで最後に、これらの環境問題についてい

るいろいろ大事な点のうち、特に私が重要だと思う点

を申し上げたいわけでございますが、やはり国民

に対する教育ですね。ごみといったって、全員が

出しますから、同じような方針で国内手続がとられ

ている。先ほども申しました大気清浄法によりま

してアメリカは対応しておりますし、我が国は、

昭和六十三年にできましたオゾン層保護法によりま

して、同じ物差しを用いて対策をとっていると

いうところでございます。

○細田委員 先ほどの下水道関係がわかったよう

ですが……。

○野中政府委員 アメリカの下水道の普及率でございますが、処理の程度が若干違うということ

で、厳密な比較ということは必ずしもできないよ

うでありますけれども、いざれにいたしました

環境対策をやればいいかということが、なかなか

答えが出ない。ああすればこういうマイナスがあ

はかなり高い普及率となつておる状況でございます。

○細田委員 あれだけ広い国土で、しかも人は散らばって住んでいるのに七三%整備しているんですね。これは、直接は建設省だと、いろいろな

意味で各省厅があるわけでございます。

○森政府委員 ありがとうございます。

ただいま細田委員が御指摘の地球温暖化問題と

同様に、このオゾン層の問題も地球的規模の環境

問題でございます。したがいまして、これに対する

ために、国際的な協調がございまして、まず一つは、オゾン層の保護のためのウイ

ン条約、それから、この条約に基づきますオゾン

層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

というものがございます。

それで最後に、これらの環境問題についてい

るいろいろ大事な点のうち、特に私が重要だと思う点

を申し上げたいわけでございますが、やはり国民

に対する教育ですね。ごみといったって、全員が

出しますから、同じような方針で国内手続がとられ

ている。先ほども申しました大気清浄法によりま

してアメリカは対応しておりますし、我が国は、

昭和六十三年にできましたオゾン層保護法によりま

して、同じ物差しを用いて対策をとっていると

いうところでございます。

○細田委員 また、経済的手段の問題でございます。

これは

いろいろまだ勉強をしなければならないことがござります。法律が成立した暁には、その規定の趣旨にのっとりまして検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○細田委員 まさに今おっしゃいましたように、

この環境基本法、大臣にとっては突然これが、参

<p>も、冒頭から出てきて、すっと通らうとしておるわけでございますが、これは終わりではなくてまさに始まりにすぎないわけでございまして、これが通過した後に、やはり国際的にどういうふうに協力し努力をしていくか、それが地球全体をどのように住みやすい世界にしていくかということにつながるわけでございます。</p> <p>また、国民的合意の形成という面ではまだだ、今局長もおっしゃっておられましたが、どのようにして手を打つていけば本当にやくなるのかという点は暗中模索の段階なわけですね。基本法はとりあえず通ったけれども、どうしていったらいいかということは、まだはつきりとはしてないわけでございます。</p> <p>したがいまして、これからも大いに政策を具体的に構築していくいただく御努力をお願いしたいと思いますが、最後に大臣の御決意のほどをお伺いします。</p>
<p>○広中國務大臣 国際協力の問題でございますけれども、ロシア・東欧支援あるいは中国の工業化の中で、どのような形でその汚染を克服していくかという問題、そのほか他の発展途上国を支援していく際に、やはり我々先進国が、日本だけではなくて他の国と御一緒にこの環境問題を取り上げていかなければならないのではないか、そのように思つております。できるだけそうした環境大臣などと連携をし、コミュニケーションを図りながらこの問題には取り組んでいきたいと思います。</p> <p>そして、この環境基本法を通していただいた曉には、今企画局長がおっしゃいましたような、どのような施策を検討しつつやっていくとともに、また新たに、例えばフランスとかそこはアメリカなどでも、リサイクルなどにつきましてはかなり大がかりな民間レベルでの取り組みなどもあるよう聞いておりますので、世界のあらゆるい技術などを取り込みながら、我が国におきましてテイアになるような、そういう形で進んでい</p>
<p>けばいいな、そのように思つているところだいざいます。</p> <p>○持永委員 引き続き質問を申し上げます。</p>
<p>さきの通常国会で、環境基本法、自民党と政府修正の条項を織り込まれて、今回、前回と同様の内容の環境基本法が改めて提出されたわけでございます。</p> <p>この環境基本法というものは、これから環境時代に対応した本当に新しい環境政策の基本的な理念あるいは基本的な枠組みを決めるものだと思いますが、それが我々自民党としての願いでもございますから、どうかこの立場から、基本的な方向づけについて幾つか長官などにお伺いをいたしたいと思います。</p> <p>○広中國務大臣 お答えいたします。</p>
<p>今日の環境問題でございますけれども、地域の環境から地球規模にまで広がっておりますし、また、将来の世代にも影響を及ぼす大きな課題、人間の問題が直面する最大の課題であるといふようにも認識しております。</p> <p>こうした今日の環境問題の多くは我々の社会経済活動の拡大に起因しておりますので、その解決のためには、社会経済活動そのものや国民の生活様式のあり方を見直し、社会全体が環境への負荷の少ない、いわゆる持続的発展が可能なものに変えていかなければならぬ、そのような認識を持つております。</p> <p>この環境基本法、前政権が本当に精魂を込めておりました。</p> <p>つくられ、提出されたものでござります。そして、私ども野党の場にありますても一生懸命これを通そうとして熱心に審議をさせていただき、満場一致で通過するという、そこまでいったわけになりますけれども、このような状況の中では、新政権といたしましては、そして環境庁といたしましては、この環境基本法をぜひ一日も早く通していただきたいということで今までやってきたわれでございますけれども、この環境基本法を成立いたしました後は環境問題が国際的にも国内的にも大きな関心を呼び起すよう、社会のすべての者が公平な役割分担のもとに持続的発展が可能な社会の構築を目指し、さらに国際的協調による地球環境保全を推進するという環境政策の新たな基本理念を明らかにしているわけでございます。</p> <p>この基本法は、こうした理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを定めるものでございまして、今後の我が国としての環境の新たな取り組みを宣言する大きな意義を持っている、そのように思います。</p> <p>○持永委員 今私どもが生活をしている中での地球の美しい豊かな恵み、そういう環境の保全としては、これから人類が健康で文化的な生活を営む上では欠かすことができないものであろうと思ひますし、また、これを現世代の人間が後世代の子供たちに伝えるという、それは私たちに課せられた務めではないかと思っております。</p> <p>そういう意味では、環境基本法がこういった我々現代人の務めを果たすための一つの大きなやりどころになる法律であつてほしいなどいう気持ちがいっぱいございます。</p> <p>そういった観点から、この法律が成立いたしました場合に、この中に盛られた理念、環境保全に関する理念なりをどうやって具体的に実現していくのか、その辺の長官の基本的な態度をお伺い申上げたいと思います。</p> <p>○広中國務大臣 この環境基本計画は、環境の保全に関する政府全体の基本的な計画として政府内部での調整、そして閣議決定を経て策定されるものでございます。したがいまして、国の策定する各種計画におきましては、環境の保全に関する環境基本計画の基本的な方向に沿った内容になる、</p>

そのように信じております。

○持永委員 今の長官のおっしゃったことで、例えれば環境基本計画というのは、いろいろな各種の計画の中で環境の面にもし仮に計画策定が行われるとするならば、その環境基本計画との整合性がないものについては、計画に対しても環境なり政府としてそれなりのきらんとした態度を示しています。けれども、こういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○森政府委員 ただいま長官が御答弁を申し上げました趣旨は、まず、国全体としてつくられるものであるからその方向になると信じているということであります。が、一步進んで考えてみると、そういうふうに調整をすべく、あるいは誘導をすべく私ども環境庁が働くべきものと考えております。

○持永委員 ゼひその点で環境庁の力を發揮していただきたいと思います。

環境アセスメントの問題はいろいろな先生方から先に御質問がありましたので省かせていただきますが、次に、地球環境問題についてちょっとお伺いを申し上げたいと思います。

今、限られる資源の地球の中で、環境問題といふのが全体として大変深刻な影響を及ぼしておりまして、また、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境の破壊というのは今大きな問題になっているかと思います。

地球環境というのは、これは日本の国内だけの問題ではなくて、国際的な広がりの中でこの問題に対処していくなければならないことは当然なことでござりますが、日本の立場として、先進国の方立場として、あるいは今までいろいろな産業公害を克服してきた日本の方立場として、この環境保全のための国際的な枠組みづくりあるいは国際協力、そういった問題について、具体的にどのようなお進めになつていくのか、お伺いを申し上げたいと思います。

○広中國務大臣 地球環境問題は人類の生存基盤にかかる重大かつ緊急な課題である、そのよう

な認識に立ち、環境保全に関するさまざまな経験と技術を有する我が国といたしましては、今後こうした経験や技術を生かしまして、その国際的地位にふさわしい役割を、国際協調を図りつつ積極的に果たしていきたいということをございます。

特に、環境分野の国際協力に関しては、昨年の地球サミットで我が国として環境ODAの大額な拡充強化を図る旨声明を出し、さらに本年六月の政府開発援助第五次中期目標におきましても、環境政策の重視をうたっております。

こうした方針のもとに、政府としては今後とも途上国の環境問題対処能力の向上を含めた環境ODAを積極的に推進していきたい、そのように思つております。

○持永委員 地球環境の中でも、特に地球温暖化あるいは生物多様性の分野については、日本としてことしの五月に気候変動枠組み条約とか生物多様性条約を締結いたしました。この両方の条約にもそれなりの精神が盛り込まれておりますし、また新しく今度できる環境基本法の枠組みの中で、さらに一層こういった問題を推進していくかなければなりません」と思つております。

今まで御質問がございましたので省かせていただきますが、次に、地球環境問題についてちょっとお伺いを申し上げたいと思います。

今まで御質問がありましたので省かせていただきますが、次に、地球環境問題についてちょっとお伺いを申し上げたいと思います。

○持永委員 では、生物多様性の確保の具体的な政策について御説明いただきたいと思います。

○奥村政府委員 先生御指摘の生物多様性の確保の問題、大変重要な課題でございます。本年十二月に生物の多様性に関する条約が効効するような見込みになってきておりまして、国際的にも大変重要な課題になっておることでござります。

今般の環境基本法案におきまして、おのおのの施策の目標すべき方向性として、生物多様性の確保が図られることを旨とする条文が盛り込まれておるというところございまして、これまで以上に対策を充実していくかねばならないというふうに考えておるところでございます。

これまでのところ、我が国では、多様な生物とその生息環境の保全につきまして、自然環境保全法や鳥獣保護法などによってすぐれた自然の地域や野生生物の生息地の保全を図っているところでございますが、今後は、さらに環境基本法案の方

向に則しまして、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等の保護区の指定あるいは保護増殖事業の充実などを図つていきますとともに、生物多様性の確保の観点に立つて、生物多様性の把握のための調査研究を充実いたしますとともに、調査結果を踏まえた各種施策の一層の推進を図つてまいりたいというふうに考えているところでござります。

○持永委員 環境保全の問題というものは政府が中

らないと思いますが、環境問題というのは、今日特に指摘されておりますし、またこの環境基本法の中にも盛り込まれてもおりますけれども、やはり民間の人たちが環境保全の意識を持つてそういう活動を積極的にやるということは何よりも大事なことはないかと私は思います。

特に、最近の環境問題というものが、通常の経済活動とか国民の生活に起因するそういう環境への負荷の積み重ねによつて生じている面が多いわけでござりますから、そういう意味で、たしか審議会の方でもこのような環境問題の解決のためには経済社会のシステムのあり方あるいは国民、事業者の行動様式を見直していかなければならぬと思います。

このためには、各事業者とか国民一人一人がそれぞれの事業活動あるいは日常生活の中で、自主的に環境保全のための取り組みを積極勇敢に行うということが何よりも大事なことではないかと思つております。最近、我が国においても、そういう意味で積極的に環境保全活動に参加したい、あるいは参加をしているというような人たちがかなりふえてはきていくと思うのですけれども、実際にこういう人たちがどういう環境保全活動ができるのか、情報がないとか仲間がないとか、そういう問題点が指摘をされているのではないかと思います。

このためには、各事業者とか国民一人一人がそれぞれの事業活動あるいは日常生活の中で、自主的に環境保全のための取り組みを積極勇敢に行うということが何よりも大事なことではないかと思つております。最近、我が国においても、そういう意味で積極的に環境保全活動に参加したい、あるいは参加をしているというような人たちがかなりふえてはきていくと思うのですけれども、実際にこういう人たちがどういう環境保全活動ができるのか、情報がないとか仲間がないとか、そういう問題点が指摘をされているのではないかと思います。

このためには、各事業者とか国民一人一人がそれぞれの事業活動あるいは日常生活の中で、自主的に環境保全のための取り組みを積極勇敢に行うということが何よりも大事なことではないかと思つております。最近、我が国においても、そういう意味で積極的に環境保全活動に参加したい、あるいは参加をしているというような人たちがかなりふえてはきていくと思うのですけれども、実際にこういう人たちがどういう環境保全活動ができるのか、情報がないとか仲間がないとか、そういう問題点が指摘をされているのではないかと思います。

○持永委員 環境保全の問題というものは政府が中

発的な活動を促進するための措置」ということで、「民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする」という規定を、これまでございませんでしたら、初めて置いたわけでございます。

大変大きくてクローズアップされてまいりました。産業公害問題については、それなりの政府の政策がありあるいは事業者、国民の努力によって相当の成果を上げ得たと思いますけれども、なおかつ大気汚染の問題あるいは水質汚濁の問題、もちろんの問題が多くござります。

それで、ただいまお話をありましたように、今日の環境問題の解決、そのためには民間団体などの自主的、積極的な取り組みが不可欠であるということで、この条文もまたそういう役割を持つたものとして設けているわけでございます。

こういった公害については、やはり人の健康を直接かかわりのある問題でございますから、こういった問題についてもさらに積極的な推進をお願いを申し上げたいと思いますが、きょうは一つだけ、特に水道水の問題についてお伺いをいたしました。

活動への支援を行うための地球環境基金の創設というのをこの法案に先駆けてやって、ことしの五月からもう動き出しております。その状況を見ますと、この支援を求めてまいりました団体は二百五十を超えます。金額にいたしましても二百億円を超える、こういうような応募状況がございまして。

特に、最近水道水から有害物質が検出されたり、あるいは水道水が大変臭いといったような問題が解消されておりません。逆に、最近はミネラルウォーターとかあるいは浄水器とか、こういったものが非常に売れ行きがいいというようなことが言われておりますように、国民の側から見て水道水、飲料水に対する関心は大変高まっている

私どもとしては、残念ながらそのうちのわずか
しか御希望に沿えなかつたわけであります、こ
ういうものも一つの大きな道具立てにならうと思
いますし、さらに、今お話をございましたよろ
うに、広範な環境保全活動の促進について、情報の
整備、提供の役割が大変重要であろうと思いま
す。これまでこれは大体公共団体の役割としてか
なり行われてきつたございますが、まだ十分では
ございません。私ども、先般も公共団体のこうい
う担当者と連絡会議を持ちまして、いろいろ知
識を出し合おうということにしておるわけでござ
ります。

いずれにいたしましても、この基本法案の成立が相なりましたときは、この趣旨を体し、よく公団体・関係団体とも協力をしながら、この民間活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

○持永委員　ぜひひとつこの民間の活動の推進といふのは、環境庁としても積極的にさらにお取り組みをいただきたいと思います。

保全対策のあり方」ということで諮問をされております。

ゼひお伺いを申し上げたいと思います。

○広中國務大臣 環境庁いたしましては、トリハロメタン問題や異臭味の問題に対しまして、河川や湖沼の水質を改善するには、水域の水質保全に関する目標を設定し、汚漏負荷の削減のため規制を行うことと同時に事業も行う、この規制と事業とを車の両輪として総合的な対策を講ずることが必要だ、そのような認識を持っております。今御指摘いただきましたように、中央公害対策審議会の答申を踏まえまして、法制度も含む総合的な対策を考えたい、そのように思つております。厚生省初め関係省庁と十分な話し合いを行ない、国民の要請にこたえられるような、そうしたいい法律をつくっていただきたい、法律を含めまして対策を講じていきたい、そのように思つてゐるわけでございます。

○持永委員 この問題は、各省庁がそれぞれ細張り争いをするというようなことは國民は大変不幸な目に遭いますので、水の浄化というのは今まで大きな問題でございますから、そういう意味でござひひひお互い円滑な前向きな取り組みを特にござひひひ申し上げたいと思っております。

次に、自然環境の問題でございますが、自然環境の問題は大変大事な問題であると思ひます。将来の國民にやはり良好な自然環境を残していく、あわせて、今自然との触れ合いというものがこれから大事なことではないかな、特に自然との豊かな触れ合いを通じて國民のそいつた自然に対する心というのを生み育していく、そいつたことが大変大事なことだと思います。

自然環境の保全に関する問題というのは、ほんの公害防止対策に比べてややおくれぎみじやなかつたかなという気がいたしますけれども、こういった自然環境の保全につきまして、今度の環境基本法ではどういうような位置づけになつておるのか、長官にお伺いを申し上げたいと思います。

○広中國務大臣 自然環境の保全に関する施策

いかという御指摘でございますけれども、我が国としては深刻な公害問題を克服するためには非常に努力を傾注してきたことは事実でございます。自然環境の保全に関しましても同様の努力をしてきました、つまり両方、公害対策と並んで、いわば環境行政の両輪としてずっとやってきたということを申

○広中國務大臣　環境庁いたしましては、トヨタ、ハロメタン問題や異臭味の問題に対しまして、河川や湖沼の水質を改善するには、水域の水質保全に関する目標を設定し、汚漏負荷の削減のために規制を行うことと同時に事業も行う、この規制と事業とを車の両輪として総合的な対策を講ずることが必要だ、そのような認識を持っております。今御指摘いただきましたように、中央公害対策審議会の答申を踏まえまして、法制度も含む総合的な対策を考えたい、そのように思つております。

○持永委員 この問題は、各省庁がそれぞれ網張り争いをするというようなことでは国民は大変悪い法律をつくっていただきたい、法律を含めまして対策を講じていきたい、そのように思っているわけでございます。

幸な目に遭いますので、水の浄化というのは今大変な大きな問題でございますから、そういう意味でぜひひひひお互い円滑な前向きな取り組みを特にお願いを申し上げたいと思っております。

次に、自然環境の問題でございますが、自然環境の問題は大変大事な問題であると思います。日本の国民にやはり良好な自然環境を残していく、あわせて、今自然との触れ合いといいうのがこれから大事なことではないかな。特に自然との豊かな触れ合いを通じて国民のそいうた自然に対する心と心のを生み育てていく、そいうったことが大変大事なことだと思います。

自然環境の保全に関する問題というのは、ほかの公害防止対策に比べてややおくれぎみじやなかつたかなという気がいたしますけれども、こういった自然環境の保全につきまして、今度の環境基本法ではどういうような位置づけになつておるのか、長官にお伺いを申し上げたいと思います。

○広田国務大臣　自然環境の保全に関する施

いかという御指摘でございますけれども、我が国としては深刻な公害問題を克服するために非常に努力を傾注してきたことは事実でございます。自然環境の保全に関しましても同様の努力をしてきました、つまり両方、公害対策と並ぶ、いわば環境行財政の両輪としてずっとやってきたということを由衷上げたいと思います。

今回の環境基本法案におきまして自然環境の保全を重要な政策課題として位置づけておりまして、具体的には環境保全に関する施策の指針において、自然環境の適正な保全、それから生物多様性の確保と多様な自然環境の体系的な保全、そして人と自然との豊かな触れ合いの確保をうたい、各般にわたる自然環境保全の施策を推進している、そういうところでございます。

○奥田委員長 持永先生、先ほどの企画調整局長の答弁の中で一部数字の訂正がございますから、お願ひします。

○森政府委員 先ほど地球環境基金への要請額が二百億を超えると申し上げたと思いますが、これが二十億を超えるということございました。ちょっとと言ひ誤りでございましたので、おわび一直到させていただきます。恐縮でございます。

○持永委員 もう余り時間もないかと思いますが、最後に、環境庁長官にこれから環境行政についての決意をお伺い申し上げたいと思います。

環境基本法というものは、この法律もありますとおり、環境への負荷の少ない持続可能な経済社会を構築する、そういう大変大事な役割を担った法案であると思いますけれども、大事なことは、この法案が成立したときに具体的にどういふうに政策を実施、実行していくかということがあろうかと思います。

そういう意味で、環境庁の任務というのは大変大きな任務を担つていると私は思いますし、また環境庁長官は、先ほど来からもお話をありますけれども、大事なことは、この法案が成立したときには、この法案が成立したときに具体的にどういふうに政策を実施、実行していくかということをお聞き思つております。

そういう意味で、環境庁が金と力はなかりけり
というのでは困るわけでございまして、金と力のあるようないふん、金はともかくとして力のあるようないふん、あるようないふんにぜひぜひなつていただきたい。せっかくおいでいただいた広中環境庁長官の時代に、環境庁ここにありといふうなことをひとつ内外にお示しをいただきたい、そういう強い気持ちを申し上げて、環境庁長官の決意をお伺い申し上げたいと思ひます。

○広中國務大臣 大変ありがたいお言葉でござります。

限りある地球と自然を守り、そのことが人間の生活と健康を守ることにつながって、法案が成立した場合の効果はばかり知れないものがあると思います。

大きなとらえ方で結構ですが、細川内閣の基本姿勢であります生活者優先の社会の形成にこの法

がどのように貢献し、またどのようなことができるようになるのでしょうか。

○広中國務大臣 まさに最初に申し上げたいことは、環境行政はそもそも生活者の立場に立って各

進めてきたわけでございますけれども、今後、環境基本法に基づく個別具体的な施策を総合的に推進することによって、地球環境保全の分野でも世界をリードしていきたい、そのように希望しております。

も、国内外の制度面と環境行政の一環でもあります。国内の実態面については、十分把握をしているというふうに私は考えております。

また、環境影響評価技術検討会、これは二年前に発足しております。この中で現行制度の研究を行っているのではないかと思いますが、現在どのような状況になっておりますでしょうか。

○森政府委員 まず環境影響評価技術検討会から御説明を申し上げますが、これは平成三年の十二月に、環境影響評価につきましての技術的事項について専門家の知見を活用して検討するといふ

今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の企業活動や国民一人一人の生活のあり方そのものに根差しているところでござります。こうした社会経済のシステムのあり方や行動様式を見直し、社会全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものとしていくことが必要でございます。このため、基本法の枠組みに沿いまして環境基本計画をつくり、環境影響評価とか経済的措置とか環境教育等の措置を積極的に推進していくかなければならない、そのように思いま

種の政策の推進をしてきた、こういうことを申し上げたいと思います。

その上に、そうした中でこのたび環境基本法を通過していただきでございますけれども、健全で恵み豊かな環境が人間の健康で文化的な生活に欠かせないものであるということ、そして、環境の恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう環境の保全を進めるべきことを環境政策の新たな基本理念として明らかにしていくところでございま

す。

こうした基本理念と、それに基づく基本的施策

を考え、実現していくためにも、重要な役割を果たしていくのが環境アセスメントの法制化だと考えております。そこで、その検討へ向けた九四年度の環境庁概算要求の環境影響評価特別調査研究費の概略の御説明をお願いしたいと思います。

○森政府委員 環境庁では、来年度予算の概算要求に、今お話しの環境影響評価制度特別総合調査研究費といふものを要求いたしております。

この趣旨いたしますところは、関係省庁が一
体となりまして、これまでやつてまいりました環
境影響評価面に関する閣議決定の要綱、あるはよ

とから設けられた勉強会でございます。
これは、この環境影響評価に関します予測手法などの技術的な事項、これにつきまして幅広い想点から検討を進めてきていたところでございまして、平成四年の九月には「ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針」、こういったものも取りまとめていただいておるところでございますが、現在、閣議決定要綱に基づきます環境影響評価に関する技術的事項について検討をしていただいているところでございます。まだしばらく検討を重ねて御説明の取りまとめに至ると、もうことになります。

もとより環境に優しい持続的発展が可能な社会づくりというものは、日本一国だけではできるものではなくございませんで、世界と手を携えながら息長く取り組んでいくことが必要でございます。これはその大きな挑戦であり、環境基本法をそのための第一歩と位置づけまして、これから環境行政の一層の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 次に、地球環境の保全の視点から考えた場合はどのような効果が期待できるでしょうか。

○広中國務大臣 この環境基本法は、国際的協調の枠組みを定めた同法が成立した暁には、環境基本計画、環境影響評価その他経済的手法、環境教育等を具体的に推進することによりまして、生きた者の立場に立った環境に優しい社会の形成という大きな課題の実現に貢献できるものだ、そのように思っております。

個別法によって行われているもの、それからさら
に地方公共団体の条例や要綱等によってやられて
いるもの、こういう実績が積み重ねられてまいっ
ておりますので、我が国におきますアセスについ
ての実施状況、その評価、それから諸外国のアセ
ス制度の内容とかその背景、それから実施状況、
問題点、こういうようなものにつきましてさらに
調べるとともに、いわゆる技術的な手法、これも
大変重要なポイントでございますので、これらに
つきまして制度面、運用面から詳細な調査研究を

うかと思います。
それから、先ほど法案を出す段階である程度のことがわかつっていたのではないか、こういう御要綱でございます条例でございますとか要綱でございますと、どういう形で行われているかという基礎的なものは承知をいたしておりますが、さらにその適用面あるいは制度面での問題点といった点については、十分な知見をまだ私どもは持っていないといいうのが現状でございます。

○岡崎(ト)委員 今、地球市民という立場で行動することが大切だという考え方が広がっており、すべての命が、また地球というすばらしい環境を再生、維持し続けるために共同の努力が始まっていると考えます。

による地球環境保全の積極的推進の理念を明らかにするとともに、地球環境保全に関する国・内外の施策を一體的に講ずる観点から、国内施策のみならず国際協力等の施策も位置づけております。

我が国としては、かねてよりオゾン層保護のための特定フロン等の製造の規制や地球温暖化防止行動計画の推進等、地球環境保全への取り組みを

○岡崎(ト)委員 今のお話の中で、制度面、運用面、実態面について触れておりまして、環境基本法案作成の際にも環境庁は大分研究をしてきていたしましては二億三千四百万円を要求しているところでございます。

○岡崎(ト)委員 環境アセスメントは多くの人々の願いありますし、また現行制度に対する不満も多少日弁連を含め多くの団体から指摘されてゐるという現状がありまして、こういうことを考慮しますと、一刻も早い取り組みが期待されます。

早く市民の期待にこたえていただきたいというふうに願うわけなんですが、少なくとも制度、実態面、運用面の把握についてももっと極力頑張っていただきまして、総合的検討を含めて期間を短くして短縮していただきたいというふうに思うわけです。せめて二年には短縮をしていただけたらというふうに考えるわけなんです。

先日二十二日の環境委員会におきましても、環境庁には優秀なスタッフがいて頑張っているので

現状で大丈夫という長官の御答弁もいただいてお

りますので、その頑張りを一步進めていただき

して、積極的に検討を早める努力をしていただきたいというふうに思いますが、長官いかがでしょ

うか。

○広中國務大臣　ただいま森局長もおっしゃいましたように、この調査研究というのは、内外の環境影響評価に関する詳細かつ深度のある調査を行うものでございまして、特に海外の調査研究については相当の期間を要する、そういう事情があるわけでございます。

しかし、できるだけ早期に成果が得られるよう、早速今年度から関係省庁で必要な予備的な調査を開始することいたしまして、既に関連情報の収集に着手したところでございます。
環境庁としましては、御指摘の点も踏まえ、関係省庁とも十分相談、協力しながら精力的に調査研究を行い、できる限り早期に成果が得られるよう努めさせていただきます。

○岡崎(ト)委員　ありがとうございます。

次に、事業者の責務について伺いたいと思いますが、その前に、この法律の中には、八条に責務について、十条に環境の日、二十一条にアセス、二十四条に物をつくるとき、販売するときに環境に配慮、二十六条に民間の自発的に行う行為、三十五条には国際協力というふうに事業者に関する定義づけるとしたらどうになりますでしょうか。

○森政府委員　ただいま御指摘の条項で、例えば

第八条第一項でございますと、「事業者は、基本理念にのっとり、云々、こういふような表現が

ございます。それで、この「事業者」というのは

法的な御説明をいたしますと、これまでの公害

対策基本法における事業者、これと同じ考え方で

ございます。そこで、反復継続して一定の行為を行なうことを業務とする者、こういうのが法的な定義で

ございます。

これをちょっと平たく言いますと、必ずしも営利を目的とする者ではないわけでございまして、

公益事業を営む者でありますと、一定の行為を反復継続をする、こういう者であれば事業者に含まれることになるわけでござりますし、また、国、地方公共団体、これについても事業者と観念されることはもあるわけでございます。例えば郵政とか

林野とか印刷といった四事業、これなどは明らかに事業者、それから公共事業などの事業主体としての国、これも事業者、こういうことになるわけ

でございます。

○委員長退席、谷津委員長代理着席】
森林野とか印刷といった四事業、これなどは明らかに事業者、それから公共事業などの事業主体としての国、これも事業者、こういうことになるわけ

でございます。

○岡崎(ト)委員　八条では、事業者は、環境理念

にのっとり、公害の防止と、環境の適正な保全の

ために「必要な措置を講ずる責務を有する。」と

あります。この規定をした意味ですね、責務違

反となりますと具体的には、どんなことが挙げられ

ますでしょうか。

○岡崎(ト)委員　八条では、事業者は、環境理念にのっとり、公害の防止と、環境の適正な保全のために「必要な措置を講ずる責務を有する。」とあります。この規定をした意味ですね、責務違

反となりますと具体的には、どんなことが挙げられ

ますでしょうか。

○岡崎(ト)委員　八条では、事業者は、環境理念にのっとり、公害の防止と、環境の適正な保全の

ために「必要な措置を講ずる責務を有する。」と

あります。この規定をした意味ですね、責務違

反となりますと具体的には、どんなことが挙げられ

ますでしょうか。

○岡崎(ト)委員　八条では、事業者は、環境理念にのっとり、公害の防止と、環境の適正な保全の

ために「必要な措置を講ずる責務を有する。」と

あります。この規定をした意味ですね、責務違

反となりますと具体的には、どんなことが挙げられ

ますでしょうか。

○岡崎(ト)委員　八条では、事業者は、環境理念にのっとり、公害の防止と、環境の適正な保全の

ために「必要な措置を講ずる責務を有する。」と

あります。この規定をした意味ですね、責務違

反となりますと具体的には、どんなことが挙げられ

ますでしょうか。

うことが含まれるものでございます。

そこで、ただいまお尋ねの事業者の義務違反と

いうのは、これらの責務の内容に反するような行

為、すなわち環境の保全に配慮しない行為を言う

ことになります。ただし、冒頭申し上げ

ましたように、これは宣言的に規定したものでございませんして、基本法でございますから、この責務

違反のときの罰則とか、そういう感覚では構成さ

れていませんといつてございます。

○岡崎(ト)委員　国内の事業者についてはこの基

本法の中に一定の義務が明記されているわけです

ね。一番問題なのが海外の事業活動だと思うのですが、例えばマレーシア A R E 社の放射性廃棄物

の不法投棄に見られますように、日本企業の公害

輸出は決して許されるものではないというふうに思

います。

○岡崎(ト)委員　国内の事業者についてはこの基

本法の中に一定の義務が明記されているわけです

ね。一番問題なのが海外の事業活動だと思うのですが、例えばマレーシア A R E 社の放射性廃棄物

の不法投棄に見られますように、日本企業の公害

輸出は決して許されるものではないといつてござ

ります。

○岡崎(ト)委員　次に、ことし二月に、企業の行

動指針として「環境にやさしい企業行動指針」が

発表されておりますが、つくられて、今どのよう

に活用されているのでしょうか。企業への徹底はどう

のようになさっているでしょうか。

○岡崎(ト)委員　次に、ことし二月に、企業の行

動指針として「環境にやさしい企業行動指針」が

発表されておりますが、つくられて、今どのよう

に活用されているのでしょうか。企業への徹底はどう

のようになさっているでしょうか。

そこで、やはりこれまで事業者任せになつて

いた、事業者の努力以外にはなかつたわけなんですか

けれども、海外での事業者に対する責務につ

いてはどのようになりますでしょうか。

○森政府委員　事業者が海外におきまして事業活

動を営むに際しましても環境保全に努めることは

当然でございます。これは、法律的には基本法

案の第八条の第四項の事業者の責務、これに含ま

れております。それから、工場の敷地内にみずから努める、こういうことで事業活動の保

全に関する地所周辺の土地の緑化あるいは環境の保

全にあらゆる段階において環境の保全に配慮するとい

事活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようになります。

そこで、ただいまお尋ねの事業者の義務違反と

いうのは、これらの責務の内容に反するような行

為、すなわち環境の保全に配慮しない行為を言う

ことになります。ただし、冒頭申し上げ

ましたように、これは宣言的に規定したものでござ

いませんして、基本法でございますから、この責務

違反のときの罰則とか、そういう感覚では構成さ

れていませんといつてございます。

○森政府委員　事業者は、環境理念にのっとり、

公害の防止と、環境の適正な保全のために「必要な措置を講ずる責務を有する。」とあります。

○岡崎(ト)委員　事業者は、環境理念にのっとり、

公害の防止と、環境の適正な保全のために「必要な措置を講ずる責務を有する。」とあります。

でまいづたわけでござります。

○岡崎（ト）委員 さきの環境取り組み調査の国内版でも回答が二五・四%というのは、なかなかその取り組みが低いのだなということを考えられますので、ぜひ普及のために徹底されますがようお願いしたいと思います。

さて、長官も世界への大きな貢献の一つとして環境保全のリーダーシップをとっていくと先ほど決意を述べられました。この姿勢を持つ日本の企業が、環境への負荷が大きい活動をしているのであれば、やはり環境先進国へ向けて努力が実っていかないということになってしまいます。アジア・ンダ21では、有害廃棄物と有害化学物質について、自国と同様またはそれ以下の基準を採用するという政策を導入することという合意事項が確認されております。また、経団連の地球環境憲章にも同様の内容が書かれております。

海外の企業活動について、このようなガイドラインを徹底する必要があるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。もしガイドラインがつくられた場合に、せっかくつくったものが守られないとということになると大変ですので、悪質な企業については氏名を公表するなど、何らかの形で守らせる方策を考える必要もあると思うのですが、その二つの点についてお伺いしたいと思います。

○広中國務大臣 私は、日本はいやしくも地球環境問題でリーダーシップを発揮しようとするのであれば、そうした海外でのODA活動あるいは企業活動におきまして、環境への配慮を十分にするということ是非常に大切なことだと思っております。

そして、経団連の地球環境憲章にも見られますように、今までは民間の自主的な取り組みが行われてきたわけですが、ますけれども、今後とも、先ほどいろいろ御説明がありましたが、環境庁が行いました日系企業についてのアンケート調査などをもとにいたしまして、そして先生の貴重な御意見を参考にしつつ、これから取り組み、真剣にやらせていただきたいと思います。

○岡崎(ト)委員 恐れ入りますが、先ほどの悪質な企業についての氏名の公表や努力以外に、例えば方が一という場合のその方策ということについてもお伺いしているのですけれども、いかがでしょうか。

○森政府委員 環境庁といたしましては、先ほど来御説明申し上げましたように、民間の自主的な環境保全活動、こういうものを促進していくとこう形で対応をしていきたいと思ってるわけでございますけれども、これから先それを守らせるというような観点から、どういうような措置を講ずるかという今お尋ねであらうかと思います。

守らなければしようがないと言えば大変問題になるわけでありまして、守らせるようにする必要があるということをございますので、今の先生の御意見も踏まえながら、関係省庁と十分協議しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 より一層の指導強化というのが努力ということで表現されているわけですけれども、その点、本当に厳しくお願いしたいというふうに思います。

さて、最後になりますけれども、環境における女性の役割的重要性について、さきの環境基本法の審議のときにもお伺いいたしました。政府は、二〇〇〇年に向けて男女共同参画型社会の形成を目指す新行動計画の中でも、一九九五年を目標に、審議会等に女性委員の割合を一五%とする目標を立てております。大臣も御存じだと思います。

環境問題にはとりわけ女性の感性や役割が重要だ、女性の貢献の大きな分野であるというふうに考えます。殊に、公害の問題が大きくなりましたあのときの最初のころでしたけれども、北九州では八十もの鉄工所がある中で、空が真っ暗になってしまった。その暗い空に向かって、女性たちが青い空を返せ、そういう運動を始めました。最初に立ち上がったのは女性たちだった。そして、その後に企業の男性たちが参加をしていったといううえ経緯があります。

水俣病などでは、やはり胎児性水俣の問題で、子供も苦しみましたけれど多くの母親も苦しみました。そして、今はそういうことの鬱いのほかに、例え合成分洗剤の問題で、きれいな水を流さうということ、あるいはごみ処理の問題などで、日常の活動の中から女性たちは多くかかわって活動しているというふうに考えますけれども、女性の環境に対する貢献に関しての大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○広中國務大臣 私は、委員のおっしゃるどおりだと思っておりまして、本当に女性のこうした審議会などへの参加、もっとともっとふえたらよろしいと思っております。

審議会の委員のうち女性委員の割合を平成七年度を目指に一五%とするということは、政府としての目標でございます。ですから、我々環境庁といたしましても、委員の人選に当たっては少なくともこれに沿うように対応していきたい、そういうふうに思っております。

○岡崎(ト)委員 「明日の森林を考える女性フォーラム」で、こんなすてきなメッセージがございました。

最近、森に職場を求める新しい女性たちが少しづつ増えてきました。都市の女性たちも森を守るために積極的な行動をおこしています。

振り返ってみると、以前は森と女性たちは、今日よりずっと強く結ばれています。女性は森を守り、森の恵みをうまく活用する森の文化の担い手でもあったのです。森を育てる仕事にも多くの女性たちがかかわってきました。そして、その女性たちが森から遠ざかっていったとき、森林の危機もすんでいったのです。

いうまでもなく森林は私たちの環境を守り、水源や、川や、海や木の文化を守る重要な役割をはたしています。森を守ることのできる社会をつくる努力と未来にむかって豊かな森を残そうという気持は、子供たちに人間的で豊かな社会を残そうとする気持ともつながっています。

抜粹して読み上げましたけれども、これは日本のことだけではなく世界にも通用することございまして、私はこういう女性の環境の場での役割、貢献ということを考えますと、各種の審議会に女性の比率を多くしていただきたいというふうに考えております。

殊に、国連のことでありますと、二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のための将来戦略の中でも、一九九〇年に、女性の割合を三〇%までふやしなさい、それも五年度までに達成しなさいといふ勧告をしているわけなんです。

政府の目標達成率一五%の確保は当然だと私は考えておりまして、環境問題に女性の果たす重要性にかんがみて、中央環境審議会、地方環境審議会を初めとする各種の審議会には、より一層女性の委員をふやす努力をぜひしていただきたいというふうに思いますと、一五%ではなく、国連の、つまり世界の流れに従う三〇%条項というの長官いかがですか。

○広田国務大臣 私は、環境問題への取り組みは、女性、男性にかかわりなく両性とも頑張っていただきたい、そういうふうに思うわけございまます。そういう中にありますて、例えば審議会のメンバー、女性が一五%というの非常に少ないという御指摘私も同感いたします。できるだけ先生の御趣旨に沿いまして、努力させていただきます。

○岡崎(ト)委員 私は、この環境基本法が動き出しがちがやはり世界に向けてのメッセージにならなければいけないと考えております。すべての女性と男性とともに、また自然と人間の共生、世界と日本の共生、北と南とともに生きるという、このために努力をすることが間違いなく環境や人権に貢献すると思って、私は活動してまいりたいと思つております。どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○谷津委員長代理 松沢成文君。

○松沢委員 新生党の松沢成文でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、この七月の選挙で国政に参画をさせていた。ただく以前は、実は神奈川県の川崎市選出の神奈川県議員を務めておりました。六年間の議員活動の中で二年間、県議会の環境常任委員ということで環境問題に取り組んできたわけですが、長官初め環境庁の皆さん、県議会の経験はもちろんなと思いますので、今、地方議会が環境問題のどんなような問題で頭を悩ませているか、まず冒頭に少し御披露させていただきたいと思うのです。

神奈川県の水がめといいますか、神奈川県民が飲んでいる水というのは、相模川上流の津久井湖、相模湖の水がほぼ半分以上を占めているわけなんですねけれども、この二つの湖が夏になりますとアオコの異常発生で湖面一面黄緑のきれいな粉に囲まれてしまうわけですね。私の子供をドライブに連れていきましたら、きれいだきれいだと皮肉にも喜んでおりましたけれども、なぜこのアオコが異常発生してしまうかなどと、相模湖、津久井湖の上流域の川にはほとんど下水道が整備されておりませんので、生活排水が湖に垂れ流しになつて、空素や燐がたまつて、そこにアオコが異常発生する、こういう状況なのです。私は、今までにかしたいということなのですが、実は相模湖、津久井湖の上流の川というのは県境を越えて、ほとんどが山梨県なのです。ここに下水道をしっかり整備しないと抜本的な解決にならないのですが、山梨県の中では山奥の山村ですから下水道説教のプライオリティーは低いわけですね。ですから、ここに下水道を整備して、そしてアオコの抜本解決、水質、水源をよくしていくとするところ、何か神奈川県から援助でも出さないと山梨県ではとてもやってもらえる順番になつていないと、そんな中で、神奈川県としては、知事さんが山梨県の知事さんに会いに行つたり、あるいは環境部長が山梨県の環境部長と会つたり、いわゆる二つの自治体にまたがる広域的なものの解決に向けて努力をしている、こんなとこ

るのです。

もう一点御披露させていただきたいのが、首都圏に比較的近くてまとまつた縁といいますと、神奈川県には、国定公園に指定されておりますけれども、大山丹沢という大きな縁があるわけなので、この大山丹沢のモミの林、ブナの林、立ち枯れがひどいですね。これは十年ほど前から日立つてしましました。私も何度も現地視察に行きましたが、無残な骸骨のような木がふえている。そこで、どうしてこういうことになるのか調査をすべきだということで、私も県議会で何度となく訴えてまいりました。一つの有力な原因是、やはり京浜工業地帯あるいは首都圏の自動車の排気ガスや工場のばい煙、これが一度太平洋岸に出で、それがまた風に乗つて大山丹沢にぶつかる、そこで酸性の強い霧あるいは酸性雨になつているのではないか、それが立ち枯れを呼んでいる。こんな因果関係が予測をされているわけなのです。

神奈川県もようやくことしからかなりまとまつた対応をつづいて、その因果関係を徹底的に調べておきましたように川崎市選出の県議員は先ほど言いましたように川崎市選出の県議員も、以前は公害問題を中心に狭い地域での、加害者がもだれで被害者がだれかというのが非常に明確になりましたが、川崎というのは何十年も前から公害問題で大変にもめた都市なのです。自動車の排気ガスあるいは工場のばい煙でかなりの方が御苦労されたわけなのです。

○広中國務大臣　今日の環境問題は、御指摘がございましたように、広域的であり、多様化してお

り、非常に複雑化している、そういうことでございまして、我々の社会経済活動の拡大に起因してありますけれども、このようなときに環境

基本法を定める意義について、長官の方からまず御答弁いただければと思います。

そこで、最初に、このような認識に立つて、私は、今日の環境問題に対処するためには社会システムの転換あるいは世界を視野に入れた環境政策が必要であつて、大きな戦略を開拓する必要があると思うのですけれども、このようなときに環境

がだれで被害者がだれかということが必要でございましたが、川崎というのは何十年も前から公害問題で大変にもめた都市なのです。自動車の排気ガスがひどく享受できるよう、社会のすべての者の

権利を尊重するためには、社会経済システムや国民の生活様式のあり方を見直して、社会

全体を環境への負荷の少ない持続的発展が可能なものに変えていくことが必要でございます。

この環境基本法案では、このようないい認識に立ちまして、限られる環境の恵澤を現在と将来の世代がひとしく享受できるよう、社会のすべての者の

公平な役割分担のもとに持続的発展が可能な社会の構築を目指して、さらに国際的協調による地球

環境保全を推進するという環境政策の新たな基本理念を明らかにしていくところでござります。

○松沢委員　次に、環境基本法の枠組みのものと

は個人や事業者や政府の役割を明確化する、さらには環境の施策のプログラムを具体的につくる、

こういう大きな環境基本法というものが政府で考えられて、その審議に私も参加できるというの是非常にうれしく思っているのですけれども、県議会の方でも随分政府の方に意見書を出して、環境基本法をつくってくれと各都道府県議会から上がつてきましたと思うのです。それがいわば実を結ぶ寸前に今あるわけで、私も大変うれしく思つております。

そこで、どうしてこういうことになるのか調査をすべきだということで、これまでにも議論がありましたように、O E C D 諸国の中で持つて

いないのはイタリアと日本くらいですか。また途上国でも、フィリピンやタイにはもう既にそのような法律ができていると聞いております。アメリカのクリントン大統領の環境政策を調査した報告書の中に、環境アセスメント法が日本がないといふことは、これから世界の環境問題のリーダー

シップをとつていく上で問題であるという指摘もされているわけなんです。

ただ、しかしながら、閣議決定に基づくアセスメント法がだれかの個別法に基づくアセス、あるいは他の個別法に基づくアセス、あるいはその他の個別法に基づくアセスと、現在の我が国の環境影響評価法の中には、環境アセスメント法が日本がないといふことは、これから世界の環境問題のリーダー

シップをとつしていく上で問題であるという指摘もされているわけなんです。

ただ、しかしながら、閣議決定に基づくアセス

は神奈川県でもそうですが、自治体の条例、要綱に基づくアセスと、現在の我が国の環境影響評価

制度というのは非常に複雑になつております。

この上に環境アセスメント法をつくるというのは確かにいろいろと検討すべきことがあると思うの

ですね。私は、環境影響評価について国が必要な措置を講すべきことを定めた今回の環境基本法案の第二十条ですか、これはこうした環境影響評価

の重要性を一步前進させるものとしてそれなりに意義はあるとは思つておりますけれども、この規

定を踏まえて、きょうも総理が関係各省庁と一体

となつて調査を進めるというふうに答弁をしていいわけなんですね。先ほどの岡崎委員の質問で

も、調査研究を今後どのように進めていくか、これについては具体的に答弁がありましたのでもう

繰り返しませんけれども、そうした答弁を受けた、大体の方向はわかりました。そこでもう一度

長官に確認の意味で、今後のアセス法制定についての環境庁長官としての御見解をここでお伺いし
ておきたいと思います。

○広中国務大臣 今、松沢委員の御発言をずっと聞いておりまして、もう既にすべてそこに盛られ

につきましては、環境の保全上の支障を未然に防止する上で極めて重要なとすることを認識しておりますので、これを環境基本法案第二十条に明確に規定しているということをご存じます。政府としては、これまでにも閣議決定要綱や個別法等に基づき、また地方でも条例などで明確な環境影響評価の推進に努めてきたところであり、日本に環境アセスがないというのは少し言い過ぎである、そういうふうに思います。

ともに、内外の制度の実施状況等に関しまして調査研究を行い、その結果を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、法制化をも含めて、所要の見直しについて検討をすることとしておりまして、既に政府内部ではその調査に着手したところでございます。

○松沢委員 次に、このたび環境基本法案第十五条として新たに定められることになる環境基本計画、これも非常に重要なものだと思いますが、他のいわゆる経済計画が具体的な数値を目標に掲げて、その他の政策を引っ張ってきたというように、環境基本計画も、政府全体の環境政策をリードで

きるものを作成すべきだと思うのです。特に、環境基本計画を実効あらしめるためには、他の政府の計画に優先すべきだと私は思いますけれども、環境基本計画というのは具体的にどのようなもので、また他の政府の政策に対してもどのような位置づけとするのか、お聞きしたいと思います。

まだ定かになつてゐるわけではありません。いろいろ考え方を整理しつつあるところでござりますが、全体としましては、広範多岐にわたります環境保全施策を総合的、計画的に推進するためには、政府全体としての環境保全施策の基本的な方向を示す、こういう役割でございます。でござりますから、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体ごとに期待されます基本的な取り組み、こういふものを盛り込んでいくことにならうかと思います。

これがすべて他の政府の計画に優先すべきであると考えるがどうか、こういうお尋ねであろうと思ひます。先ほども長官から御答弁を申し上げましたように、この環境基本計画の策定手順は、環境の保全に関する政府全体の基本的な計画として定めるということをございまして、まず政府部内での調整を行い、それを閣議決定するという手順を踏んで作成する、こういうことにしておるのでございますから、国の策定をいたします各種計画におきましては、環境の保全に関する環境基本計画の基本的な方向と合わない、こういうことはないと考えております。

○松沢委員 次に、環境基本法の成立を受けましてそれを施策に展開するに当たっては、その裏づけとなる予算を充実させなければいけないと思ひます。環境庁は、環境基本法を平成六年度予算要求にどのように反映をさせているのか、まず伺いたいと思います。例えば、社会資本投資についても環境に配慮をするといふふうに法案にも盛られているわけですけれども、環境保全のための施設整備についてはどうのよう反映されているか、具体的に伺えればと思います。

○大西政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘のよう、私ども、この臨時国会で環境基本法の成立をさせていただけるという前提で、来年度予算の概算要求をまとめております。その一つが、この基本法理念を踏まえました新しい方向づけといたしまして、今何度も出ております環境基本計画の策定というのがもちろんまず

あるわけでありますし、それからアセス、環境影響評価制度についての特別調査の経費もお願いしております。それから、いわゆる民間の方々の協力を仰ぐという意味で、特に環境情報の提供といふことが大きなテーマになつておりますので、環境庁におきます環境情報提供システムというものを少し基本から再整備したいということです。そういう経費もお願いしておきます。また、これから環境と経済、環境と貿易という大きなテーマにメスを入れていく必要がございまして、そういう研究調査の経費もお願いをいたしております。

それから、地球環境保全という観点では、引き続き地球環境基金の拡充を図らせていただいております。それから、アジア・太平洋地域環境の長期展望策定調査費というようなもの、温室効果ガスの関係の調査費あるいはライフスタイルにかかるわたりますCO₂の排出削減手法を少し検討する経費など、地球環境保全的観点から、各般の新規経費をお願いいたします。

それから、基本法の中には、生物多様性の保全といふ新しい、言うならば法律上初めて登場する言葉でございますが、それから自然との触れ合いの増進という言葉が法律上の文言として入っておきますが、そういうものを踏まえまして、生物多

恐らく先生が念頭に置いておられるのはもっと大きな事業かと思いますが、これは関係各省が、もちろん環境基本法案というものは政府一体として取り組む環境政策の基本でございまして、各省庁ともそれぞれの基本法の趣旨を踏まえて、それに必要な事業費を要求されていると思います。私ども、そういう経費をいづれまた取りまとめて御報告することもありますが、関係各省一体となって、基本法の趣旨を踏まえた要求を行つてあるというふうに御理解いただければあります。

○松沢委員 次に、環境教育について伺いたいのですけれども、基本法の中にも環境教育の必要性ということをうたつてあるわけですから、私が、以前からこんなことを考えておりました。例えば、環境教育といっても、その理念をうたい啓蒙するだけではなかなか進んでいかない。やはり子供たち、大人も含めてですけれども、実体験をして環境保護、環境保全の重要さを何か体験できる、そういうものを施策として打つていかなければいけないのじやないか。

その中で、よく考えていたのは、例えば小学校、中学校、高校、義務教育、中等教育の過程で、自然公園あるいは河川、湖沼、海岸、こういう公共スペースの、簡単に言えはごみ拾いですね。これを一年に一回でもいいから、義務教育過程、中等教育過程の中で義務として組み込むべきだ。そこで海岸のごみを拾い、ごみの余りにも無残な捨て方に怒りを覚え、きれいにすることの大切さを学ぶ。こういう現地での実体験を絶ない

その中で、よく考えていたのは、例えば小学校、中学校、高校、義務教育、中等教育の過程で、自然公園あるいは河川、湖沼、海岸、こうう公共スペースの、簡単に言えばごみ拾いですね。これを一年に一回でもいいから、義務教育過程、中等教育過程の中で義務として組み込むべきだ。そこで海岸のごみを拾い、ごみの余りにも無残な捨て方に怒りを覚え、きれいにすることの大切さを学ぶ、こういう現地での実体験を経ないと、やはり環境の大切さというのは身をもって知ることができないと思うのですね。幾ら講義をしても、教室で理論を勉強しても、それは無理だと思うのです。

そういう意味で、この実体験としての環境教育が非常に必要だと私は思っているのですが、これから国民一人一人が環境を大切にするという心を養っていくために、環境庁は、文部省と環境教育

の具体的な中身についてどのような施策を展開し

たいと思ひます。

していくのか、もう話しあわせているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○森政府委員　ただいまお話しのように、環境教育ということが重要性は大変高いものがございます。私ども、これまでも学校教育などを担当いたしました文部省との協力連携というのが特に重要でありますと考えて、いろいろなことで緊密な連携などを進めてまいったわけでございます。

最後に、地球環境問題への対応についてお聞きしたいのですが、我が国がこれまでの経験やあるいは技術力、経済力、人材などを活用して地球環境保全に率先して取り組んでいくということは、ここまで大きくなつた日本の国際社会に対する責務であるとも私は考えておるのであります。昨年日本で開催された地球サミット、その中で途上国への外交の大きな柱となるとも考えております。

ますが、国際的な枠組みづくりに参加することも一つでございましょうし、各国の取り組みに対する支援策を講じていくこともその必要な措置の中に含まれると考えております。

○松沢委員 どうも御答弁ありがとうございます。初めに質問させていただきますが、どうかよろしくお願いいたします。

○奥田委員長 田端正広君。

○田端正広 公明党的な田端正広でございます。初めて質問させていただきますが、どうかよろしくお願いいたします。

○松沢委員 どうも御答弁ありがとうございます。日本の中でのさらなる発展を念じつつ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

具体的には、文部省の方でおやりしたたまごしで成ったのが、学習指導要領の改訂の際に、環境に関する指導内容の充実を図るということで、これは平成元年から既におやりになっておられます。さらに、先生方のための環境教育指導資料をつくりて全国の学校に配付をするというようなことも行わられてきているということとござります。

ただいま御提案のございましたアイデアといいましょうか、実体験に基づきます御経験のお話をござります。私も、その重要性、それからそれが与える児童たち、子供たちへの将来への効果とといふものを考えますと、本当に同感でございます。ただ、これを義務教育課程の中へ取り込んでいくことになりますと、義務教育課程全体の問題として、私どもの意向がそのままいくのかどうか、これは文部省においてまた御検討をいただかなければいけない問題でございます。

環境協力ということで、五年間で一兆円の環境合
DAをやっていくと、いわば国際公約をしていま
わけですね。環境基本法案の三十二条にお
て、地球環境保全等に關する国際協力の推進がお
たわれていますけれども、この条文はいかなる意
義を持ってているのか、まず伺いたいと思います。
○森政府委員 法案三十二条の国際協力の推進
いう条項についてでございますが、地球環境保
といふものを考えますと、これはまさに人類共通
の課題でございまして、日本だけでできるわけ
はなく、世界各国と手を携えて取り組んでいく
きことであることは申すまでもないことであり
といたします。
それから、開発途上地域の環境の保全という
もまた大変重要なポイントでございまして、こ
も我が国のよきな先進国を含めた国際的な取り
きことであることは申すまでもないことです。

○森政府委員 環境ODAの充実につきましては、政府全体といたしまして、昨年、政府開発援助大綱に環境重視を盛り込むということにいたたまつたわけでございまして、我が国としても、昨年の地球サミットで大幅な拡充強化を図るということを表明いたしましたことは御承知のとおりでございます。こういうことがござりますので、関係省庁におきましては、大変積極的な取り組みが進んでいくことになるわけでございます。

環境庁では、これまで開発途上国の環境問題に関する調査研究を実施するといったような、所定のODA予算の拡充強化はやってまいつたつもりでございます。それからさらに、途上国自身の対応能力の向上というのが大変重要なことでございまして、十島省と協力をしてまつたところにお聞きいたします。

を持って、またたくさんの方の期待を皆さんから寄せられているわけですが、問題は、実効性がどれだけあるのかということが一番大切だろう、こう思っております。第一条の「目的」を見まして、も、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し」とありますから、あるいはまた「国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」、こういった点で、この基本法の成立が新政権のスタートを飾るにふさわしいそういう大きな実績を上げることが大事ではないのかな、そういう感じを強めることであります。
くしている次第であります。

そんなことからひがみ長官に、新しい政権であるからこそ、この環境基本法を契機に、ここから環境行政が変わったという流れを築く、そういうつた御所見を、また御決意をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

幸いにして、私ども、文部省との間では大変緊密に協力連携を保つておりますので、ただいまお話をありましたアイデア、御提案といったものは文部省ともまた話をする際に持ち出してみたいと思つております。

みが必要な分野でござります。それから、もう一つ考えなければなりませんは、南極地域の環境でございますとか世界遺産約に言う自然遺産、こういったものも人類普遍価値を持つものでございまして、我が国といたましても、条約等に定められたところによつての保全に貢献をすべきであると考えております。こういうような三つのポイントがございまが、私ども国は、地球環境保全等の環境の保全に関する国際協力を推進するため必要な措置をする必要があろうということで三十二条を書いてございます。必要な措置でさらにどういうことが予想されるのだろうかということでお話を

れからタイ、中国、インドネシアにおきます環境研究研修センター設立、こういうようなことをやつてまいっております。

今回の基本法案が、三十二条に環境ODAの推進ということが含まれているわけでございまして、法案が成立いたしました後には、この規定に基づき、途上国との政策対話を強化をしていく、それから関係省庁との密接な協力によりながら環境ODAの着実な充実が図られるように、こういう点で努力をしてまいりたいと考えております。

○田端委員 かつて公害というものは産業型の公害の合意として定立しようとするものでございまして、本法案の基本理念に示された持続的な発展が可能な社会づくりは、世界と手を携えながら息長く取り組んでいく必要のある大きな挑戦でござります。今後の具体的な政策展開については、環境本法を早期に成立していただいた後、同法の枠組みのもとに基本計画、環境影響評価、経済的位置、環境教育等、積極的な施策展開を図ってまいりたい、そのように思つておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○松沢委員 最後の質問ですけれども、環境庁としては、基本法の成立を受けて、環境ODAの充実を図る中でどのような役割を果たしていくつもりなのか。いわばODAの所管というのは外務省、大蔵省、通産省、経企庁でありますよね。こういう省庁との調整が非常に難しくなってくるかと思いますけれども、その辺いかがお考えか、最後にお聞きいたします。

○森政府委員 環境ODAの充実につきましては、政府全体といたしまして、昨年、政府開発援助大綱に環境重視を盛り込むということにいたしましたが、我が国としても、昨年の地球サミットで大幅な拡充強化を図るということを表明いたしましたことは御承知のとおりでございます。こういうことがござりますので、関係省庁におきましては、大変積極的な取り組みが進んでいくことになるわけでございます。

環境庁では、これまで開発途上国の環境問題に関する調査研究を実施するといったような、所管のODA予算の拡充強化はやつてまいりました。それからさらに、途上国自身の処理能力の向上というのが大変重要なことでござりますものですから、外務省と協力をいたしまして、専門家の派遣あるいは研修員の受け入れ、これからタイ、中国、インドネシアにおきます環境研究研修センター設立、こういうようなことをやってまいっております。

今回の基本法案が、三十二条に環境ODAの推進ということが含まれているわけでございまして、法案が成立いたしました後には、この規定に基づき政策目標を踏まえまして、途上国との政策対話を強化をしていく、それから関係省庁との密接な協力しながら環境ODAの着実な充実が図られるように、こういう点で努力をしてまいりたいと考えております。

○松沢委員 どうも御答弁ありがとうございます。初めて質問させていただきますが、どうかよろしくお願いいたします。

環境基本法が環境憲法という非常に大きな使命を持って、またたくさんの期待を皆さんから寄せられているわけですが、問題は、実効性がどれだけあっていいのかということが一番大切だろう、こう思っております。第一条の「目的」を見まして、も、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し」とありますが、あるいはまた「国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」、こういった点で、この基本法の成立が新政権のスタートを飾るにふさわしいそういう大きな実績を上げることが大事ではないのかな、そういう感じを強くしている次第であります。

そんなことからぜひ長官に、新しい政権であつてからこそ、この環境基本法を契機に、ここから環境行政が変わったといふ流れを築く、そういう御所見を、また御決意をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○広田国務大臣 環境基本法案は、環境の保護に関する新しい理念と施策の総合的な枠組みを国全般に適用するものとして示されています。本法案の基本理念は、持続的発展が可能な社会づくりは、世界と手を携えながら息長く取り組んでいく必要のある大きな挑戦でござります。今後の具体的な政策展開については、環境基本法を早期に成立していただいた後、同法の枠組みのもとに基本計画、環境影響評価、経済的・社会的位置、環境教育等、積極的な施策展開を図ってまいりたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○奥田委員長 田端正広君。

○田端正広 公明党的な田端正広でございます。初めて質問させていただきますが、どうかよろしくお願いいたします。

環境基本法は恐らく成立だと思いますけれども、この基本法を一つの契機として、環境政策策定の中でのさらなる発展を念じつゝ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

であったと思いますが、今では生活型公害といいますか、都市型公害、こういう形に大きく変わりつつある、そういう中で、この法案の四条でも、

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な経済社会の構築ということが強調されているわけです

が、こういう方向へ社会を引っ張っていく場合、何といっても環境庁のリーダーシップというものが大変大事な時代に入ってきたんではないかな、

こう思うわけです。今回、この六条から九条にかけて、国の責務、あるいは地方公共団体あるいは事業者、さらには国民の責務といったそれぞれの

責務が明記されているわけですが、そのためにも、環境庁が中心の軸となって調整機能の権限を發揮していかなければ、幾らこの文章として、法律案として定めても実態が伴わないんではないかということを危惧するわけでございます。

そういう意味で、事業者も国民も合わせて力を發揮していかなければ、協力していかなければ

ならない、こういう意識変革をどうつくっていくかということが大切だろう。例えば企業にあっては、地域に貢献する地域貢献型あるいは地域密着型企業とか、そういうむだのない企業にしていく、あるいは国民生活の中でも、例えばむだなごみは出さないとか、マイカーの規制に対してもは自

主的に積極的にやっていくとか、こういうお互いの意識、行動の中での変革が要求される時代に入ってきた、ライフスタイルそのものが変わっていくんではないか、こう思うわけでございますが、長官の御感想をお伺いしたいと思います。

○広中國務大臣 まさに田端議員御指摘のとおりでございます。本当に國も地方も企業も国民も、すべてが意識改革といふんでしょうか、ライフスタイルを変えていく、そういう中で、私は環境保全型社会、持続可能な開発が可能な社会ができるいくんではないかと思います。そういう中にありまして、環境庁としては、人員の質、量とともに拡充とか組織の強化を図りつつ、そして環境基本法案を通していただいた後は、さまざまなこの方針に沿いまして、さまざまな施策を行わせていただき

きながらリーダーシップを發揮していただきたい、そのように思つております。

○田端委員 この法律の大変大きな骨格の部分をなす環境基本計画についてであります、この文面の中では、例えば「総合的かつ長期的な施策の大綱」とか、こういう言葉が出てきますが、この「総合的」というのはどういうことを意味しているのか、あるいはまた「長期的な施策」という場合、この長期的という期間をどの程度に想定されているのか、そしてまた、例えば今国会でこの法律が成立しても、計画スタートの年度は来年度は非常に厳しいのではないか。再来年度、平成七年度ぐらいにスタートするんじゃないかと思いませんが、そうしますと、その長期的ということになり、法律案として定めても実態が伴わないんではないかということを危惧するわけでございます。

そういうお考えでしょうか。

○森政府委員 ただいまのお尋ねを環境基本計画というところに絞つて考えてまいりますと、この環境基本計画では、今考えておりますのは、望ましい環境のあり方、それから政府全体としての環境保全施策の全体像、こういうものを施策相互の有機的な連携を図りながら記述する、こういうことを考えておりまして、これがまさに総合的なというふうなお考えでしようか。

非常に厳しいのではないか。再来年度、平成七年度ぐらいにスタートするんじゃないかと思いませんが、そうしますと、その長期的ということになり、法律案として定めても実態が伴わないんではないか、これがまさに総合的なことになりますと、非常にまた先の先だなどいう感じもしないわけではありませんが、その辺のところはどういうふうにお考えでしようか。

○森政府委員 たゞいまのお尋ねを環境基本計画というところに絞つて考えてまいりますと、この環境基本計画では、今考えておりますのは、望ましい環境のあり方、それから政府全体としての環境保全施策の全体像、こういうものを施策相互の有機的な連携を図りながら記述する、こういうことを考えておりまして、これがまさに総合的な

うことであります。先ほども申し述べましたように、基本計画の具体的な内容は中央環境審議会の意見を聞きながらこれからやつていくわれますと、そのフォローアップ、これは大変大事なポイントでございまして、他の計画、いろいろなものがございますが、そういう計画の例を参考としながら、例えば毎年進行管理を行うた

けでございます。そのフォローアップ、これは大変大事なボイントでございまして、他の計画、いろいろなものがございますが、そういう計画の例を参考としながら、例えば毎年進行管理を行うた

めの報告を求めるような仕組みでありますとか、あるいは一定の期間後に相応の見直しを行って、実はそれを行ってまいりますために、地方公共団体、事業者、国民、もちろん国、こういった

すべての主体に期待をする取り組み、これも書くついでございますから、その間の総合的なつながりということも、また一つ考え方なればならない

ポイントでございます。

いずれにいたしましても、その具体的な内容につきましては中央環境審議会の意見を聞いて定めていく、そして閣議で決定をする、こういう手順を踏むわけでございます。したがいまして、今い

つから始まるのか、それからどのくらいの期間のものになるのか、こうお尋ねでございますけれども、環境問題が中長期的な観点から取り組むべき問題だということから考えますと、計画期間

というのはある程度の長さが必要になります。右をされるということでございます。私どもはな

どするかという点でございますが、これはまさにこれから法律が成立した後の準備状況にかなり左

右をされるということです。私どもはなるべく早くその作業を終えて、早く計画が策定され

れるよう努めてまいりたいと考えております。

○田端委員 その長期的というものはよくわかるわけですが、しかし逆に言うと、計画のあいまい性

という事にもなりかねないわけで、したがって閣議決定という大変重い計画案になるわけですか

ら、そういう意味では長期的な計画の中で途中で中間報告的なことをやらないことには、実態が伴わないケースが起ころてくるんじゃないですか、こういう心配をしているわけですが、その点はどうで

しょう。

○森政府委員 いわば計画のフォローアップとい

うことであらうかと思ひます。先ほども申し述べましたように、基本計画の具体的な内容は中央環境審議会の意見を聞きながらこれからやつていくわ

けでございます。そのフォローアップ、これは大

変大事なボイントでございまして、他の計画、いろいろなものがございますが、そういう計画の例を参考としながら、例えば毎年進行管理を行うた

めの報告を求めるような仕組みでありますとか、あるいは一定の期間後に相応の見直しを行って、実はそれを行ってまいりますために、地方公共団体、事業者、国民、もちろん国、こういった

すべての主体に期待をする取り組み、これも書くついでございますから、その間の総合的なつながりということも、また一つ考え方なればならない

ポイントでございます。

それから、既存の計画の運用では、これは当然

見といった生活者サイドの声をしっかりと反映していく必要があるか、こうすることを感じるわけですが、長官いかがでしようか。

○広中國務大臣 同感でございます。

○田端委員 環境基本法が成立して環境基本計画が閣議決定になるということになれば環境行政の中で一つの大きな骨格ができ上がる、こういう柱ができる、こういうふうになると思います。

○森政府委員 その場合に、既存の法律並びに政府の計画等との整合性といいますか、そういう点で、けさも総理は政府の計画に担保されているのだというお話をありました。それは見直し、修正というよ

うなこともあり得るのかどうか。具体的に申し上げますと、例えば地球温暖化防止計画というふうな計画がありますが、この基本計画の方が一步敵

しい面を打ち出した場合には、温暖化防止計画の方を進めるためにそれに合わせてまた一步見直して、こういうことはあり得るのかどうか、環境

は、政府部内で所要の調整を経て策定されてしまつて、既存の計画について環境保全についての必要な環境庁もすつと関与してきておるわけございま

す。閣議決定という形になりますと、その段階で論が出てまいりうると思いますが、今お話しの点は大変大事なボイントとして押さえておくし、また押さえておきたい、審議会にもそのお話は申し述べたいと思っております。

○田端委員 この中央環境審議会というものが非常に大事な立場になると思いますが、この構成メンバーがどういう形になるのか、もちろん人識経験者とか行政の専門家、こういった方が中心にな

ると思います。しかし、生活者重視ということを環境行政の中で大きく推進していくには、市民の代表とか、そういう環境市民団体の代表の方の意

環境の保全に関して基本計画が閣議決定を経てつ
くられるということでございますから、その趣旨
に沿いました運用がされると考えております。し
たがいまして、全体として見ますと環境基本計画
と矛盾するような形のものは考えられないとい
うことでございます。

○田端委員 この問題をもう少し拡大してみたい
と思います。つまり、開発と環境保全という観点
で、各省庁との間でどうなるのかということも大き
きな問題になるだろう。例えば、建設省には開発
に絡む法律として道路法とか河川法とか都市計画
法とかといったことがあります、これらの法律
には国土の保全ということは明記されていても、
環境の保全ということがうたわれていない。その
場合に、この基本法が成立した後に環境保全の精
神がこれらの法律にどういった形で反映されてい
くのか、法律の中にそう規定していくのが本来あ
るべきではないのか、こんなことを感じますが、
建設省の方にお答え願いたいと思います。

○馬渡説明員 お答え申し上げます。

環境基本法は今後の環境問題の取り組みの指針
となるものであり、その役割と位置づけを重く受
けとめております。基本法に示されている諸課題
については、これをみずから課題として積極的、
主体的に取り組んでまいり所存でございます。
先生御指摘の点については、開発と環境との調
和を図るとの観点から、所管法令や計画を初め、
建設行政分野全般にわたり今後の環境対策のあり
方について検討を進めているところでございます。
○田端委員 私の言いたいことは、せっかく法律
ができても環境庁がリーダーシップをとつていか
なければ、この法律が実効面で大きな成果が上げ
られないのではないかということを危惧した上で、
今のようなことを質問させていただきました。

○広中長官 地球環境ということについて国際的な支援とか
協力ということはこれから必要になると思します
が、先般のロシアの核廃棄物の海洋投棄の問題に
ついてはまことに遺憾だったと思思います。改めて
広中長官の御所見をお伺いしたいと思います。

ますけれども、大変残念な出来事であったと思
います。今回のこの事件、国民に深い懸念を惹起す
るものでございましたので、日本政府の申し入れ
を受けまして直ちに投棄中止が決断されたことを
一応評価するというところでございますが、私自
身、科学技術庁や外務省の責任者に環境庁に来て
いただきまして事情をお聞きいたしましたし、そ
してまた、去る二十二日でございましたけれど
も、二回目の投棄中止の報を受けまして、一応ロ
シアの環境担当大臣に対しまして書簡を送ったと
ころでございます。書簡は、今回の投棄中止は評
価するものの、ロシアには国際的なコンセンサス
や取り決めを重んじて放射性廃棄物の海洋投棄を
やめてもらいたいと考えているということ、また、
環境分野での協力関係が築けるようにロシ
アの環境担当大臣に送ったところによりますと、あすから
この問題の相互理解を深めていきたいと考えてい
ます。

○田端委員 お答え申し上げます。

環境基本法は今後の環境問題の取り組みの指針
となるものであり、その役割と位置づけを重く受
けとめております。基本法に示されている諸課題
については、これをみずから課題として積極的、
主体的に取り組んでまいり所存でございます。
先生御指摘の点については、開発と環境との調
和を図るとの観点から、所管法令や計画を初め、
建設行政分野全般にわたり今後の環境対策のあり
方について検討を進めているところでございま
す。これで踏まえまして、建設行政分野における
環境問題への取り組みの充実強化に一層努力して
まいり所存でございます。

○田端委員 私の言いたいことは、せっかく法律
ができても環境庁がリーダーシップをとつていか
なければ、この法律が実効面で大きな成果が上げ
られないのではないかということを危惧した上で、
今のようなことを質問させていただきました。

ただ問題なのは、この核廃棄物というのがどこ
から出た廃棄物なのか。老朽原子力潜水艦の解体
現場から出たものである。これが核軍縮という行
程の中での廃棄物ということであればそれは理解
はできるのですが、例えば、ロシア海軍の二百隻
あるとも言われている原子力潜水艦の運航してい
る、原子炉の冷却水にかかる廃棄物である。こ
ういうふうなことであれば、これは軍事協力的な
面で非常に心配になる。ロシア海軍の核廃棄物そ
のものに協力するという形で、たとえ技術協力と
いえども軍事協力の側面が大きく出てくる。この
点を私は非常に危惧しております。

○川原田説明員 科学技術庁並びに外務省の方から御答弁願いた
いと思いますが、この廃棄物というのは、そういう
核軍縮という立場から起きた廃棄物なのか。そして、こ
れから技術協力とかいうことについては、その
辺のこと、どういうふうにクリアしていくか。
これは大変慎重にすべきだと思いますが、御答弁
よろしくお願ひします。

○川原田説明員 お答え申し上げます。

ロシアにおきます放射性廃棄物の処理、処分と
いう問題につきましては、基本的にはロシアが責
任を持って対処すべき問題といふうに認識して
おります。しかしながら、ロシアの海洋投棄の早
期停止を求めるという観點からは、陸上における
放射性廃棄物の処理、処分方策に関する協力の可
能性といふものの検討を行つておるというところ
であります。

○田端委員 この協力につきましては、現在外務省を中心
に関係省庁で協力しつつ検討を行つておるというふ
うに承知しておりますけれども、先生おっしゃい
ましたように、実際に出でる廃棄物につきまして
は、いわゆる原子力潜水艦の解体に伴つておるもの
のといったものも含めて詳細は不明でございます
が、いずれにしましても、ロシア海軍の潜水艦が
ら出でまいりました廃棄物であるということでござ
いますので、いわゆる軍事にかかる問題であ
る、おっしゃるようなそういう点でござりますか
が、この点を考慮しながら慎重に検討していくかな
が、いやいかぬ、こういうふうに考えております。
鐵筋コンクリートの中の鉄筋の丸棒というのを
生産している会社ですが、この企業では空き缶が
月に一億個この原料に使用されています。全体の
リサイクルに大変すぐれた企業であつて、私も感
動いたしました。

○河村説明員 次に、リサイクルの問題について一言触れたい
と思いますが、地球環境という大きなテーマで
あっても、結局は私たちの身近な生活の中から考
えていくことが大変大事ではないか。この法律で
「国民の責務」ということを掲げられたことも新
しい視点だ、こういうふうに感じます。一人一人
の意識、行動の中にリサイクル型社会へのあるい
は省資源型の社会へのそういう意識というものが
必要になっていくのではないか、こんなことを感
じているわけです。

○田端委員 実は先日、私は大阪ですが、ある電炉メー
カー、製鋼所ですけれども、見学いたしました。
リサイクルに大変すぐれた企業であつて、私も感
動いたしました。

○河村説明員 これが第一であろうと思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 今の科学技術庁からの御答弁に尽
きるわけございますが、補足して申し上げます
と、まさに先生のおっしゃいましたように、軍事
協力であつてはならないということは当然でござ
いますので、もし協力を行うとしても、軍備に協
力するという考え方は一切ございません。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

○河村説明員 これが第一であると思つていて、これを踏ま
えた上で、我が国が行い得る協力はどんなものがあ
るか、支援方策はどういうものがあるかといつ
たものを慎重に検討を進めていきたい、こういう
ふうに考えております。

○田端委員 ゼひ慎重によろしくお願いしたいと
思います。

が鉄くずからそういう製品ができるということに感動した文面を寄せて、この社報に載せられていました。

そういう意味で、このリサイクルというのの大変大事であり、またいろんな業種の中あるいはいろんな地域の中で、リサイクルの実態としてすぐれたそういう点がたくさんあるのではないか、こう感じます。

けれども、この表彰におきましては、リサイクル運動に率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を上げている個人、それからグループの方、それから特に貢献の認められる事業所等を表彰する制度でございまして、今年度は各大臣表彰三十四件を含む、全体で二百二十四件が表彰されております。

○田嶋委員 どうもありがとうございました

○広中國務大臣 まずこの環境基本法案、ぜひ通していただきたいと思います。そしてこの法案をおきましては、従来の規制的手法のほかに、環境基本計画を策定すること、それから環境影響評価とか経済的措置とか民間活動の支援など、環境政策のさまざまな手法をこの法案の中に位置づけておこなうわけございまして、成立後直ちにこうしならなければなりません。そこで、環境基本計画の策定あるいはさまざまな調査などを行なうとしております。それで、環境庁としましては、この基本法そのものと環境基本計画の枠組みを活用、二つ並んで、これ、つまりおどろく見

○高見委員 今、なぜ私どもの社会の中で環境破壊というものが起こったのか、またここまでひどくなってきたのかということを考えてみると、それがまた施設が具体化されるようになってまいりたいと思います。

か、そしてそのことについてはどう明記されたのか、本法案に言うところの地球環境の概念とそれに対するどのような取り組みができることとなつていいのか、いわゆるこの法案の力というものがどういうものなのか、その辺をちょっとお伺い申し上げたいと存じます。

○森政府委員 地球環境の概念というお尋ねでございますが、環境基本法案では地球環境保全といふような概念でとらえております。これは定義のところに書いてあるようなことでございまして、「人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少」その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。——ちょっと

したように、通産省といたしましてもリサイクル問題は非常に重要な政策課題と考えております。かねてより、御承知と思いますけれども、再生資源の利用の促進に関する法律、これは平成三年から施行しております。それから、ことしの五月には、エネルギーの使用の合理化及び再生資源の利用の促進に関する臨時措置法というのを前の国会で通していただきまして、五月から施行しております。

こうした動きに加えまして、今お話しにありましたような事業者、消費者、自治体等におきましても、全国各地で積極的なりサイクル運動が展開されておられるわけでございまして、通産省といつしましても、こうした活動を支援するためいろいろな対策を講じております。

以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

キーワードを申し上げましたが、環境革命という、あえてこういうきつい言葉を使わせていただけますが、環境革命だと言つても間違はないんだろうと存じます。私は、環境基本法においては、人類の持続可能な生存というものに対する明確な指針としての宣言が必要だというふうに考えてお

うことが条文に盛られているわけでございます。要約をいたしますと、冒頭で定義を置き、後ろの方で具体的な施策を第六節として列挙しておる、こういう法律構造になつておるわけでございます。そこで、お尋ねのポイントは、これで環境の分野において世界への貢献が万全か、こういうこと

具体的には、平成三年より、毎年十月をリサイクル推進月間といたしておりまして、産業界、消費者団体、自治体等にも御参画をいただきまして、先生御指摘の大企業表彰を含むリサイクル推進功労者等の表彰や各種シンポジウム、それから展示会等を開催しております。

私、今日の環境問題の取り組みの推進を考えますときに、環境基本法の必要性を痛感している人でございますが、まずこの環境基本法が成立した後、成立を受けた取り組みとして具体的にどのようなことが予定されておるのか、あるいは推進なさるのか、その具体的な当面のプログラムといふものをぜひお教えいただきたいと存じます。

ります。しかし、近年の急速に深刻化する地球環境問題に対処するためにこの環境基本法が制定されることには、基本的には評価すべきことだ、その点は十分に考えております。この環境基本法は国の環境に関する施策の基本となるものであります。かつ環境の分野における世界への貢献といふ役割を果たすべきものでなければなりませんが、本法案で十分対応できるとお考えであるかどうか

あります。私どもはこの法案で初めて
地球環境あるいは地球環境保全ということに取り
組んでまいったものでございまます。これをこれから
先、その規定がそれぞれ持ちます理念、趣旨、
こういうものを十分にしんしやくをしながら万全
の対応で環境分野における世界への貢献といふこ
とを果たしてまいりたいと考えております。
○高見委員 今の局長の御答弁どおりになります。

も精いっぱいお手伝いをしたい、そう思います。国際協力ということについて、海外青年協力隊というような形も含め、さまざまに行われております。しかし、地球環境の危機、特に途上国における環境問題対策が非常に重要な課題となっていること、こういう観点から、ある意味では環境協力というものを集中した目的とした国際貢献、それを図るためのグリーンPKO、GKOですね、についての検討を環境庁が中心となって早急に進めが必要があるというふうに私は考えております。緑のPKOのことは先日もお話し申し上げましたが、ぜひ環境庁が中心となって早急に進める必要がある、こう考えておるのであります。いかがなものでしょうか、長官。

○広中國務大臣 環境面での国際貢献につきましては、我が国としては人的貢献を含めて積極的に推進していくべきもの、特に人的貢献、草の根に行き渡るような支援、そういうものが非常に大切だと思っております。

今後、国際社会におきまして我が国の貢献がますます求められるようになる中で、我が国としてはこうした要請にこたえるために、先生が御提案になつておりますグリーンPKOといったような考え方を含めまして、何か体制を強化するためにいろいろ検討させていただきたいと思います。

○高見委員 ゼビ前向きにお願いを申し上げたいと存じます。

一九七九年に琵琶湖の水質汚濁を防ぐために燃を含む有機合成洗剤の使用の禁止、工場、事業所に対する窒素、磷の排出規制などを柱とする琵琶湖条例が滋賀県において制定されました。この条例をおつくりになつたのが当時滋賀県知事をされておられた、現在は内閣官房長官の武村正義さんでございます。また武村さんは、この委員会の理事としても活躍されておられたと伺つております。

この琵琶湖条例について滋賀県の人々から非常に印象的なことを言わされたことがござります。琵

琵琶湖条例がもたらしたものは、単に美しい琵琶湖、琵琶湖の環境保全というよりも、滋賀県民がみずから郷土に誇りが持てたということだ、これが琵琶湖条例の残した最大の効果、功績だった。というふうな評価を聞いて、なるほどなどと。地域の政治と環境問題、あるいはもちろんこれは国政でも含めてでございますが、政治と環境問題といふのはこういう観点で見ることができるんだなど非常に教えられた思いがいたしました。

共感を失っていくといふような非常に悲しいジレンマがありました。これは過渡的には仕方のないことであったというふうに思いますが、私が最初からイメージした環境保護活動というものは、そういう批判、闘争、告発というふうなものを超えて、ごく普通の市民が普通の暮らしの中で参加でき、そして共感していただけるシステムと場をつくること、そういう考え方で私は個人的に十七年余り環境保全の活動に取り組んでもいました。

これこそが、市民の本当の意味での参加と共感を実現するという考え方こそが、新しい市民運動の基礎になるのではないか、それこそが実は、先ほどの琵琶湖条例ではあります、暮らしの自治あるいは個人の自治、地域の自治といふようなものにつながっていき、やがて本当の意味での民主主義につながっていく動きになるのじゃないかな、そんなふうに考えてございます。

さらに、現在私どもの経済システムでは、環境が提供する物質や恩恵の価値のすべてを考慮に入れているとは残念ながら申しがたいと思います。また、環境資源が減少あるいは損なわれた場合に、本来支払うべきコストも考慮されておりません。こうした社会が持つ、時代の持つ価値観体系では、環境とその機能には限界がなく、かつ無料で入手できるもののように扱われており、これが結果的に資源を枯渇させ、生態系を劣化させ、人の命を危うくしていくことにつながっていると思います。

そこで、環境問題の新たな取り組みを開拓しようといふこの環境基本法の第四条に基本理念の一つとして、「持続的発展が可能な社会の構築」というものが掲げられておりますが、環境と経済との関係、及び持続可能な社会を構築するための基本的な政策手段の方針についてお伺いをしたい、こう存じます。

また、こういった社会の構築のための方法の一つとして、第二十二条に経済的措置が規定されておりますが、先ほど申し上げました例えはデボジット制度というものは、国民の一人一人が環境

に優しい社会の構築を意識し、社会のシステムづくりへの自発的な参加を求めていくためにも、その導入に非常に積極的に取り組んでいくべきものだと私は考えておりますが、いかがなものでございましょうか。当時の京都の空き缶闘争のころと比べて、大分社会的な環境も煮詰まってきたのかと存じますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○森政府委員 環境と経済の関係につきましては、これまでも高見先生よく御承知のとおり、地球サミットにおきます環境と経済の統合の概念、それからさらに持続可能な開発の概念というのが打ち出されまして、世界的にはもうこれが定着をしてまいっていると考えております。この意味するところは、環境が人類を養う能力には、長い目で見ますと限りがある。そういうことから、人類の生存基盤であります環境を将来においても損なわない形で利用し、経済社会の発展を図つていく、こういう考え方でございます。

したがって、こういう考え方方に立ちますと、環境と経済を対立する、こういうとらえ方ではなくて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していく、こういうような考え方になるのが必然でありますし、またその考え方が必要であるうと私ども考えております。このことは今回の環境基本法案の一種の哲学とでも申しましようか、基本を流れる大原則になつていてるところでございます。

それからもう一つ、デボジット制度の導入に積極的に取り組んでいくべきではないか、こういうお尋ねでございます。

このデボジット制度を含みますリサイクルのための経済的手法の問題、これは環境基本法の中での位置づけとは別に、私ども平成四年三月から専門家によります検討会を設けて調査検討を行い、ことしの七月には中間報告を出していただきております。

中間報告はいろいろなことが書いてございますが、その中でも、一つはデボジット制度というこ

とでございます。このデボジット制度を経済的手法の一環としてこれからやっていこうと考えておるわけでございますが、環境保全上の効果などの分析、それから関係する業界等や国民の理解を求めるという点についてまだ努力をなさねばならないだらうと思っておりまして、引き続き必要な調査検討をしながらいろいろな理解を求めていたいと考えているところでございます。

○高見委員 ゼひデボジット程度は早急な実施を実現できますよう環境庁の強力なニシアチブを発揮していただければありがたい。また我々はそれに對して全面的に御支援申し上げる用意がある、こう申し上げておきたいと思います。

デボジットと同様に経済的措置として考えられ

る、デボジットとは比べ物にならないぐらい重要なものの導入がございます。

その導入についてはOECDにおいても検討が行

われて、本年三月には報告書が公表されたところ

でございます。この環境税の導入を含めた経済的な負担を課す措置については、第二十二条第二項

において、国民の理解と協力を得るように努める

ことと規定されておりますが、国民の理解と協力を得るために具体的にどのような方法をお考

えておられるのかをぜひお尋ね申し上げたく

存じます。

○森政府委員 経済的負担を課す措置はまさに国民に負担を求めるということになるものでありますから、今お話をございました環境基本法案の第二十二条第二項では、適切な調査研究を行うとともに、個別の措置を講ずる必要がある場合にはその措置に係る施策を活用することについて国民の理解と協力を得るように努めるということを特に規定をいたしているわけでございます。

それで、この経済的負担を課す措置、具体には

税でございますとか先ほどございましたデボジットでございますとか課徴金といったことが想定されますが、これを個別に措置をするというような場合には、その効果や影響等について十分に調査

研究を行なう。この研究主体、調査主体は役所側が

中心になってやることがございましょうし、その段階でいろいろな御意見を承るということでもございましょう。それで、さらに特別に、税でござい分析の御審議ということが出てまいりますし、そういうことはもとよりでございますが、例えはシンポジウムを開催していろいろな御意見を賜る、あるいは広報を行なうといったようなことも出てまいります。そういうことでそれぞれの個別措置に応じまして、要是国民の理解と協力が得られる適切な方策、こういうものを考えてとつていくということになろうと思っております。

〔谷津委員長代理退席、委員長着席〕

○高見委員 まあ環境税というのは、価値はあるけれども価格のついていいものに価格をつけれる社会的な仕組みというふうに理解をしておりま

す。これももう五カ国もが既に、炭素税といいう形

ではあります、導入をしております。ぜひ具體的な検討に入つていただければありがたいと存じます。

さて、環境アセスメントでございますが、事業者みずからが実施するとされていることは是非に

関しては、第二百二十六国会で廃案となつた環境基

本法案の審議の過程でも指摘され、議論となつた

ところではございますが、私は、評価の公平性や透明性という観点から、将来的にはやはり環境アセスメントは第三者機関によって実施されるよう

に義務づけられるべきであると明確に考えており

し、そしてその中でいろいろな論点が出てまい

る、そのものを詰めていく、こういう手順を踏む

ことになろうと思ひます。その手順の中で、ただいま先生お話しのようなことがポイントとしてまた浮かび上がつてくるということは、十分予想されるところでございます。

○高見委員 環境アセスメントももう世界の中の

趨勢でございまして、実施していない国はごく例外的にしか存在しない、日本もそのうちの一つでございます。ぜひ速やかに実施されますよう努力をなさつてくださいますようお願い申し上げます。

今日の環境問題の多くは、国民生活や社会経済

活動一般に起因する部分が非常に大きくなつてき

ておられます。それを解決するためには、国民一人

ことを含めて所要の見直しをしていくということを明らかにされております。

そこで、環境アセスメント見直しの今後の具体的なスケジュールと、予定される見直しの内容についてお伺いを申し上げたいと存じますが、いかがなものでございましょうか。

○森政府委員 けさほど来、幾つかこういうお尋ねがございました。若干重複して恐縮でございます。そういうことでそれぞれの個別措置に応じまして、要是国民の理解と協力が得られる適切な方策、こういうものを考えてとつしていくことになります。

〔谷津委員長代理退席、委員長着席〕

○高見委員 まあ環境税というのは、価値はあるけれども価格のついていいものに価格をつけれる社会的な仕組みといふうに理解をしておりま

す。これももう五カ国もが既に、炭素税といいう形

ではあります、導入をしております。ぜひ具體的な検討に入つていただければありがたいと存じます。

さて、環境アセスメントでございますが、事業者みずからが実施するとされていることは是非に

関しては、第二百二十六国会で廃案となつた環境基

本法案の審議の過程でも指摘され、議論となつた

ところではございまして、これを的確な形でやつてい

くというのは当然でございます。そして、今考えていますのは、ただいま高見先生からいろいろな論点と申しましようか、ポイントと申しましようか、そういうのがぱっとお話をございました。それらが、まさに我々もまたこれから先検討をしておかなければならぬ問題であろうと思いま

す。これまで閣議決定要綱等によってやつてしまいまして、これを的確な形でやつてい

くというのは当然でございます。そして、今考えていますのは、ただいま高見先生からいろいろな論点と申しましようか、ポイントと申しましようか、そういうのがぱっとお話をございました。それらが、まさに我々もまたこれから先検討をしておかなければならぬ問題であろうと思いま

す。

したがいまして、今内外の制度の実施状況等に

関して調査をするということを申し上げました

が、まず事実をいろいろ把握をし、それを解析を

し、そしてその中でいろいろな論点が出てまい

る、そのものを詰めていく、こういう手順を踏む

ことになろうと思ひます。その手順の中で、ただいま先生お話しのようなことがポイントとしてまた浮かび上がつてくるということは、十分予想されるところでございます。

○高見委員 環境アセスメントももう世界の中の

趨勢でございまして、実施していない国はごく例外的にしか存在しない、日本もそのうちの一つでございます。ぜひ速やかに実施されますよう努力をなさつてくださいますようお願い申し上げます。

今日の環境問題の多くは、国民生活や社会経済

活動一般に起因する部分が非常に大きくなつてき

ておられます。それを解決するためには、国民一人

が環境保全のための取り組みを自主的かつ積極的に行なうことが不可欠になってきております。そこで、国民一人一人が、人と環境のかかわりのある環境保全の重要性について理解を深めるとともに、環境保全のための望ましい活動がとられるようにしていくためには、環境保全に関する教育及び学習の振興が重要であると考えます。しかし、そのための指導者となる人材が極めて不足しております。早急な人材育成が課題でございます。また、環境という概念は、経済と同様に大変広いものであるとともに、今や社会経済活動における重要な要素となつておなります。こうしておかなればならない問題であろうと思いま

す。したがいまして、社会経済活動を支える学問の場としての環境大学の設立について、前回とあわせて再び御提案を申し上げたい。

現在も既存の大学に環境に関する学部が新設さ

れたことから、社会経済活動を支える学問の場としての環境大学の設立について、前回とあわせて再び御提案を申し上げたい。

環境大学の主体となって検討されはどうか、再び御提案申し上げますが、いかがでございま

すか。

○森政府委員 新しい環境政策の理論的基盤の形成という観点から物を考えますと、総合的な研究、教育等の推進ということが必要であることは、私も共感でございます。

そして、それをいわゆる環境大学といつたような形で設立をしたらどうか、こういう御提言でございます。この考え方も大変示唆に富むお考えであります。さて、それをお聞きしますが、現在、環境庁としては、さまざまなかつた難しい点もいろいろあるということが、さつと考えましても浮かび上がるわけでございます。示唆に富む御提言として受けとめてまいりますが、またなかなか難しい点もあります。

いたしましては、さまざまなかつた難しい点もいろいろあるということが、さつと考えましても浮かび上がるわけでございます。示唆に富む御提言として受けとめてまいりますが、現在、環境庁として受けとめてまいりますが、またなかなか難しい点もあります。

教育というのはちょっと次元が違うかもしだれませ

んが、そういうところに意を用いているところでございます。

始まる、そのようにお考えいただければと思いま
す。

ただいまお話しの環境大学の設立というものは、

十一世紀へ向けての日本のすくわれた環境政策第一歩
りの大きな第一歩となることを願っております。

ンあるいは閣議了解に基づきまして既に幾つかの試行錯誤が行われておりますし、相当程度の実効が上がっているものと私ども評価をいたしております。そういう意味では、基本法の制定を受けまして「必要な措置を講ずる」と明文化されておりますが、今後、二つ別表がさつと前進するよう

○森政府委員 地方公共団体では、環境影響評価の重要性が認識をされておりまして、地域の実情に応じまして、環境汚染の未然防止を図るための条例あるいは要綱による環境影響評価が制度化されたいと思います。

○高見委員 最後にこれにちがへぬ旨方に答へたいのですが、今回の環境基本法に関しては、環境アセスの法制化であるとか、情報公開の問題であるとか、市民参加の具体的な策やそれを保障する仕組みの問題でありますとか、環境基本計画はすべてに優先するという文言確かに欠けていますとか、環境保全のための各委員会によるセンターインテグレーションが基本化されて、より

環境政策の今後の推進に当たりまして、憲法と干渉の質問をさせてしまつたいたところでござります。

本業もございまして、その点は立てて政府の方針をただしてまいりたいと思っております。まず第一に、地方自治体がこれまで環境アセス

う制度を設けられておられるわけでございます。それぞれの地域におきます特徴を生かしながら

ということであるとか、ODAに対する諸規定が十分ではないとか、価値観転換への具体的な方針が明示されていないとか、エコオーディト、外部環境監査の実施と環境報告書の公表の義務化とか、真に持続可能な農業に対する示唆であるとか、がこの中に欠けているのではないかというふうな市民の指摘がいろいろとござります。

員並びに環境庁の皆様方のこれまでの御尽力に感謝して、心から敬意を表する次第でござります。

とりわけ環境庁というのは、私どもこれからも、ぜひ許認可権を含めまして大きな官庁に発展していただきたいと念願しておりますが、現時占

定のアセスメントの制度と相まって、環境保全の成果は十分上がっている、このように考えておられると理解してよろしいでしょうか。

○広中国務大臣　まさに高見委員御指摘のとおり
だと思ひます。

この問題に絶して政府の方針をお伺いしたいと思つております。

議員権の扱いその他実際の仕事をする上にはまだして随分身の狭い思いをされていることが多々あったのではないか。その点、県知事部局に

○北橋委員 そこで、今後、我が日本政府としま
るといふことでござります。

この基本法案、地球環境時代に対応して、新たな環境政策の総合的展開を図る上にも不可欠でございます。そして、まずはこの基本法を早期に成立していただき、その後さまざまな取り組みを行っていきたい、そのように思っております。まさにこれがスタートライン、今までいろいろ環境政策については環境庁、他の省庁と御一緒に、そして国民の皆様と一緒に頑張ってきたわけですが、さあこれから新たな展開が

そういう意味で、必ず環境厅にお伺いしたい
と思いますが、既に四十四自治体におきまして白
治体主導の環境アセスメントが実施されてきてお
りますが、それらの地方自治体のこれまでの試み

う形でアラスカンが男女1人ずつお隣として行動されるのであれば、法制化について何ら反対するものではございません。ただ、環境保全と開発との相反する意見があつかったときに、もしも日本で

法制化された場合に、果たしてうまくいくだらうかという心配も厳然としてあることは事実であります。

題、具体的な環境影響だと権利の侵害と関係しない問題、例えば環境権のような抽象的法益の存在を争う抗告訴訟とか、あるいは民事上の差し止め訴訟、あるいは手続上の軽微な瑕疵を殊さら理由とする行政訴訟の機会が増大するのではない。つまり、ほんの一握りではござりますけれども、反対のための開発に対する反対運動といふものに一つの大きな手がかりを与えることになってしまって、これまで環境アセスメントがねらいとしております持続可能な発展、つまり環境保全と両立しつつ適正な開発を進めるという立場にとつて果たしていかがなものが、そういう懸念がぬぐい去れないわけであります。

環境庁も今後、各省庁と一体となって検討を進めるということでございますが、これまでの検討の過程におきまして、果たしてそのような心配はないのか、そういう懸念を持つ必要がないとお考えになつて いるのかどうか、お伺いしたいと思いまます。

○森政府委員 環境影響評価につきまして、法律制定後、調査を行い、関係省庁と一体となっていろいろな検討をしていくということを申し上げてまいりました。ただいまお話しのようなポイント、これもこの調査研究の中で、いろいろな運用の実態を、外国におきます運用実態をございますとかそういうものを調べてまいります中で、よく見きわめてまいらなければならぬポイントだろうと思ひます。そういう運用実態をよく見きわめうと思ひます。そういうものを検討の素材としてた上で、さらにそういうものを検討の素材として提供をし、よく検討を進めていくということになると思ひます。

○北橋委員 環境庁の今の答弁で理解をするものでござります。長官としても御答弁があればお聞かせ願えればありがたいと思っておりますが、今後、アセスメントについて法制化をする方向で

検討されるかどうかについては、各界が大変大きな注目をいたしております。私どもは、諸外国のように、その法律が良識ある市民によつて運営されているのであれば何ら反対するものではございませんが、いろいろな開発を見てまいりますと、反対のための反対の人たちというのが、いろいろと開発に対して、いたずらに大変な時間を費やしたり、あるいはいろいろな公益を侵害しているのではないかという場合にも間々遭遇してきている経験がございます。そういう見地も十分大切にされて、本当に環境アセスメントが具体的に生きと、実効が上がるよう御検討を進めていただけるようより要望したいと思うんですが、長官の御答弁あればよろしくお願ひしたいと思います。

○広中國務大臣　先生御指摘のことと踏まえまして、また法制化を含みまして、今後真剣に、慎重に検討させていただきたいと思っております。

○北橋委員　よろしくお願ひ申し上げたいと思いま

ります。ただ現実には、いざ環境税を導入するとなりますと、国民経済に与える影響、いろいろ出てまいりますし、その効果についても、先進国との間にいろいろな議論があります。

そこで、条文には、国際的に推奨されているとお書きになつておられますですが、私どもそれにおきましてはございませんが、例えば、イギリスやフランスにおいてこの環境税の導入についてどのような議論があると承知されているか。と申しますのは、OECDの中にそれらの国は入っておりますけれども、いざ環境税を導入するとなると、いろいろと難しい諸問題がある、それが相当程度政府あるいは議会において議論されていると聞いておりますが、もし情報をお持ちの方でございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○森政府委員 イギリスにおきます状況でございますが、私どもの情報では、イギリスはECA委員会の提案によります炭素・エネルギー税とは異な

え方は推奨されている、こういうふうに私ども考えております。

○北橋委員 税制につきましては、それぞれの国において歴史的な経緯もございまして、外国の議論がそのまま日本に当てはまるとは思っておりませんが、いずれにしましても、いわゆるOECDの勧告が環境税の導入に非常に積極的なよう本書に書いておりますけれども、条文において大変迷といいますか、ためらいというものがある。それは、やはり経済に与える影響だといろいろな問題が背景にあるわけでございます。そういった意味では、条文では「国際的にも推奨されている」と書いてありますけれども、その辺の事情の十分御勘案の上で、今後検討を進めていただきたいものと思っております。

そこで、まだこれから検討する段階でございましてから、果たして環境税を考えるときに、いわゆる目的税的なものをお考えなのか、あるいはいわゆる一般財源的な性格になるのかというふうにお

ギー関連課税の増税を行っているというふうに議題をいたしております。すなわち、これまで付加価値税の対象外でございました家庭用燃料と電力等に対する賦課を行ったり、あるいはガソリンなどの自動車燃料に関する税の引き上げ、こういったことでございまして、その目的とするところは、燃料の効率的な使用と二酸化炭素排出の削減を促進を目的とし、また収入を上げること、こういうことを目的としているのがイギリス。

それから一方、フランスにおきましては、EU型の炭素・エネルギー税の提案に対しまして、エネルギーの熱量を課税ベースにした税には反対をしているけれども、炭素に着目した国際的な税の導入は支持している、こういうことでございまます。

この条文上、「国際的にも撲滅されている」といふのは、ただいまお話をございましたように、国際的な機関、OECDといったものが具体的の頭にあります。あるわけでございまして、そういうところでは考

伺いしても御答弁はしにくいだらうと思ひます
が、私どもは、基本的に現在の大蔵省の行政を目指しておりまして、ここで新たに目的的な性格を持った負担を課すということは極めて難しいのではないか、こう思つてはいるんですけれども、そういう意味では、いわゆる一般財源的な性格を持つた新しい負担のあり方を検討される、このように理解してよろしいんでしょうか。
○森政府委員 税というところに目的を絞つたお尋ねになりましたが、これまでの段階では、税あるいは課徴金あるいはテボジットといったような経済的手法という新たな考え方を環境基本法案の中に明示をし、これを盛り込んでいく这样一个ルに今あるわけございまして、これをさらに組み入れんさせ、どういう形で、どういうふうにしていくかというのは、その法案に書いてございきずすような手続を得てさらに進めていかなければならない問題でござります。
したがつて、ちょっとお答えにならないかも知れませんが、どういう形でその税収を使うのかと申しますが、私どもは、基本的に現在の大蔵省の行政を目指しておりまして、ここで新たに目的的な性格を持った負担を課すということは極めて難しいのではないか、こう思つてはいるんですけれども、そういう意味では、いわゆる一般財源的な性格を持つた新しい負担のあり方を検討される、このように理解してよろしいんでしょうか。

え方は推奨さ
えております

。 れている、こういうふうに私ども考

いう点につきましては、まだまだ勉強段階でござります。外国におきましては、例えば減税財源による特定財源とします、いろいろなお考えがあるようございまして、経済的手法というものの考え方から直ちに脱いぢまがうよう、こう、う

し、それを意図してやっていくわけでございますから、その限りにおいて税が、負担があえる、こういうことでございます。

NGOとのパートナーシップを重視されて今後推進されるとということについて、長官の御方針をお伺いいたしまして、終わらせていただきたいと思

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

○広中國務大臣 今日の環境問題の解決のために
は、「青い日本」、「緑の日本」、「白い日本」、
い
ます。

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

力を過ぐる」で極めて重要な役割をしてしかたない、そういうことで、私ども一生懸命連携を図りながらやつていきたい。

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

しかしながら、我が国におきましては、その歴史的、文化的な背景がありまして、歐米諸国、特

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

にアメリカなんかと比べて非常に脆弱でござります。元来NGOというのは、政府からの援助といふんでしようか支援、金銭的なものでしかれど

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

も、そういうものとは無縁なものであるはずなのでござりますけれども、しかし、そうした脆弱な基盤でありますためて、さきの通常国会で成立し

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

た環境事業団法の一部改正に基づき、本年五月、地球環境基金を設立し、地球環境保全に取り組むことを始めました。

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

今後とも、これらの措置を通じましてNGOの
NCCの活動に対する支援を開始したところでござ
ります。

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

活動への支援を強化する、そしてさまざまな会合などの機会を通じて情報交換を行うなど、NGOとの関係の強化のためにさらなる意を用いていきた

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

いと思います。それと同時に、地球環境基金、それが大きく育ちますように、私どもも一生懸命努めることであります。

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

○森政府委員　大臣の御答弁にちょっと補足をさせていただきますが、相続税の免税措置の関係で力したいと思います

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

ございます。平成六年度の税制改正要望でぜひ実現をしたいと考えております。

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

○奥田委員長 岩佐恵美君。
○岩佐委員 きょうは環境基本法に対する質疑で

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

すけれども、この環境基本法は、前自民党政
が、財界や産業界あるいは事業官庁の強い要請を

受けた環境アセスメントの法制化や情報の公開などを見送った法案に、さきの通常国会で修正された二カ所を加えただけで再提出されたものです。

国際的な流れから孤立するだけではなく、地球環境を守るという国際貢献に背を向け、世界の環境を守らうという流れにさおを差すことになるのではないかでしょか。環境アセスメント制度の法制化をいつまでにやられるのか、お約束ができるのかどうか、国際的にも幅広く活動しておられる長官の御所見をお伺いしたいと思います。

あわせまして、連立内閣になったのだから多少は国民の皆さん今までの期待を受けとめてもらえるのじゃないか、そういう意見があちこちで聞かれるわけですから、そういう期待に対してもうおこたえになられるのか、伺いたいとおもいます。

○広中國務大臣 確かに日本では環境アセスメント法案という法案はございません。しかしながら、これまでも閣議決定要綱や個別法等に基づきまして、的確な環境影響評価の推進に努めてきた、つまり実質的には環境影響評価というのを行ってきたわけでございます。今後ともこの現行制度の適正な運用に一層努めるとともに、そうした制度の実施状況に関しまして関係省庁一体となつて調査研究を行い、その結果を踏まえて、経済社会情勢の変化等を勘案しつつ、法制化をも含めて所要の見直しについて検討することにしておりまして、既に政府内部において調査研究のための準備に着手したところでございます。

○岩佐委員 要綱に基づくアセスが合わせメントである、だから国民の皆さんは今、本当に環境基本法の成立の際にこの問題について政府としてどう対応されるのか、そのところに非常に关心を持つているわけですね。

私が住んでおります東京の多摩の地域ですけれども、ここには豊かな自然が非常に多く残されています。国立公園もございます。そういう中で、今合せメントによつてどんどんと本当に環境が破壊をされていっている、そういう実態がござります。その一つについて、具体的な問題でお伺いをしていきたいと思います。

一つは、多摩ニュータウン開発計画の一・三

倍、臨海部開発計画の九倍という約三千九百ヘクタールを開発する計画の秋留台地域総合整備計画、この問題です。そしてもう一つは、その秋留台開発計画のちょうど真ん中を通ります首都圏中央連絡道路、いわゆる圏央道の問題でございましょうとすると、秋留台地を囲む丘陵地は、もはや都内の平たん地では見ることのできない雑木林の本来の生態系を今も保存している自然が豊かな地域です。

○秋留台開発は、二市二町、青梅市、秋川市、五

日市町、日の出町にまたがる丘陵と台地に、インテリジェントシティ構想を含む複合都市を建設

しようとするものです。秋留台地を囲む丘陵地は空気がおいしい、そう思います。二十三区の皆さんは申しわけないのでけれども、本当に違う

うんです。これは私たちは、この多摩の地域の自然があるから、豊かな水やあるいは豊かな空気、

そういう浄化作用をしているというふうに思って

おります。その点について、長官のそらした環境の果たす役割についてお考えがあればお伺いした

いというふうに思います。

○奥村政府委員 お答え申し上げます。

○岩佐委員 貴重な自然が残されているというところでございまして、私は、高尾山の周辺の山域、大変

貴重な自然が残されているというふうに思って

おります。その点について、長官のそらした環境

の果たす役割についてお考えがあればお伺いした

いというふうに思います。

○奥村政府委員 お答え申し上げます。

○岩佐委員 この二つの計画をめぐりましてさま

ざまな問題が生じています。さよは環境アセス

にかかる問題に絞つてお伺いをしたいと思いま

す。

○岩佐委員 私が伺つておりますのは、評価書案及び見解書はどうなつてあるかということを伺つて

いるのです。

○奥村政府委員 お答えをいたします。

○岩佐委員 まず、この間お伺いをいたしました八王子川口

土地区画整理事業によるいわゆる川口リサイチ

パーク開発の問題です。これは事業者である東京

都と住宅・都市整備公団がことし七月にアセスの

見解書を提出し、七月二十九日より見解書の総覧

を始め、八月三日から見解書の説明会の実施を強

行しようとしました。それに先立ちまして、六月

十五日にオオタカの営巣が確認されたにもかかわ

らず、それまでの環境影響評価手続を続行し、オ

オタカの調査やその保護措置について全く付加的

な調査で済ませようとした。

しかし、近隣の住民や自然保護団体の強い抗議

が起り、東京都は八月十九日になって、事業者

が実態調査をすると言つたので、結果が出る

まで環境影響評価手続を中断する、そういうこと

を明らかにせざるを得ませんでした。

然は、千二百年もの間いわゆる信仰の山といふと、もあって守られてきて、いる地域でございま

す。

○奥村政府委員 先生御指摘の八王子市の川口地区

の開発問題でございますが、オオタカが発見をさ

れた後、都が住宅・都市整備公団に対しまし

て、オオタカの生態と行動について調査の上、そ

の保全を図るよう保全措置について検討するよう

指示をし、それを受けた公団で現在学識経験者や

鳥に詳しい地元の方も参画をされた検討会で検討

が行われている段階というふうに承知していると

ころでございます。

○岩佐委員 私が伺つておりますのは、評価書案及び見解書はどうなつてあるかということを

伺つて

いるのです。

○奥村政府委員 お答えをいたします。

○岩佐委員 まず、この間お伺いをいたしました八王子川口

土地区画整理事業によるいわゆる川口リサイチ

パーク開発の問題です。これは事業者である東京

都と住宅・都市整備公団がことし七月にアセスの

見解書を提出し、七月二十九日より見解書の総覧

を始め、八月三日から見解書の説明会の実施を強

行しようとしました。それに先立ちまして、六月

十五日にオオタカの営巣が確認されたにもかかわ

らず、それまでの環境影響評価手続を続行し、オ

オタカの調査やその保護措置について全く付加的

な調査で済ませようとした。

しかし、近隣の住民や自然保護団体の強い抗議

が起り、東京都は八月十九日になって、事業者

が実態調査をすると言つたので、結果が出る

まで環境影響評価手続を中断する、そういうこと

を明らかにせざるを得ませんでした。

○奥村政府委員 先ほども御答弁を申し上げまし

たところでございますが、公団におきましては、鳥に関する専門家の学識経験者、それから地元で鳥に詳しい専門の方々なども含めた検討会を設置をされ、既に第一回の会合を開かれたというふうに聞いておりますので、私どもとしてはこうしてた検討の状況を見守りたいというふうに考えているところでございます。

度なのかもしれませんけれども、しっかりと対応をしていただきたい、そのことを再度伺いたいと思います。

○奥村政府委員 お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現地におきまして具体的な方策についての検討会が開かれております。私どもとしても、そのときどきの状況について説明を求める、受けるなどを

京都において今調査をして、そしてマスターープランとして策定をするという途上にあるものでございまして、職住近接の実現、それから自然環境の保全と魅力的な都市環境の創出を目的にしていろいろなふうに承知をして、いろいろございます。

さらには、秋留台地域に当たる秋川市、青梅市、五日市町、日の出町の遺跡総数というのは、東京都教育委員会が刊行した「東京都遺跡地図」によりますと、百八十八カ所あります。秋留台地域は原始から近世の遺跡の宝庫と言われております。この五日市町の問題です。

このオオタカは、尾崎洋さんという東京オオタカ保護連絡会の方のレジニメをちょっと引用させていただきますと、「オオタカは気品に満ちた勇壮な鷹で、古来鷹といえばオオタカを指す」といってもよいほど珍重され、愛好されてきた。しかし、里山の雑木林を主な住処とするため、人間活動の影響を受けやすく、近年では密猟や開発によって繁殖や生息を妨害され生息数が減少しつつあるとされている。」

いたしまして、今後ともその検討経過を見守りたいと思っております。

○岩佐委員 そこで、もう一つ、このオオタカの繁殖が問題で、毎年三から五つがいのオオタカの繁殖が確認をされている、こう言われる長瀬丘陵の問題です。

長瀬丘陵は、東京の中で面として現在残された最大のまとまった丘陵地でありますけれども、今この地域、二百十ヘクタールの地域を開発する、

で、今申しましたような自然環境の保全といううふうに聞いておられる方が一つの目標に掲げられるというふうに聞いておりますので、こうした計画の中で、そうした趣旨が取り込まれますとともに、また今後の具体的な個別の認可、それから事業主体ごとの環境影響評価が実施されるということになつておりますので、こうした手続を通じて当該地域の自然環境の保全が配慮されてまいるのではないかというふうに考えておるところでございます。

日市の丘陵二百三十二ヶタールの地域で、地盤の秋留台地帯調査研究会が環境調査をしたところ、天竺山東尾根に、既に知られていた石切り場として坑以外に、伊奈石と呼ばれる粗粒砂岩が延びている地層に人工的な石切り場の跡が東西一・二キロ、南北一・四キロの範囲に広がっていることがわかりました。伊奈石の遺跡の調査研究は多摩の産業と近世史を掘り起こすだけでなく、日本の土木史、鉱山史研究のモデルとなる遺跡だと言ふ

そこでオオタカは絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で国内希少種に指定をされています。猛禽類であるオオタカは、一次消費者と呼ばれる食植性動物の上に二次、三次と栄養段階を追つて食肉性動物が重なり合い、複雑な生態系のピラミッドの頂点にいます。食物連鎖の頂点にいるということです。当然のことですが、けれども、キツネ、タヌキなどの哺乳類や猛禽類のオオタカ、フクロウが生息していくには莫大な数のえさとしての小動物が必要です。また、この小動物を養っていく多様な植物や昆虫類などの存在が求められます。

御指摘のオオタカでありますとか幾つかの大鳥な植物、動物もいるというふうに聞いておりますので、そうした点、環境庁としてもこうした状況を十分注意深く見守つてまいりたいと思います。○岩佐委員 ちょっと前後しますけれども、八工子の川口リサーチパーク計画の地域では、都の農重種に指定をされているクロムヨウラン、黒いすみの、何か葉っぱがないランで、かわいい白い花が咲くランなのですけれども、関東では恐らくどこしか見られない、高尾山にもない、そういう貴重な種なのです。これがやはりアセスの段階では、確かに都の指定の貴重種なのですが、見つかったは

私も現地に行つきましたけれども、テラスが
あつちこつちにあり、そして矢穴というのです
か、石を削る、そういう跡があるという、とて
大事なところだという感じがいたしましたけれど
も、文化庁、いかがでしようか。
〔委員長退席、谷津委員長代理着席〕
○若松説明員 東京都教育委員会からの報告にと
りますと、五日市町の横浜入地区にござります
切り場の跡につきましては、その地区にJR東京
本によりますところの宅地開発が計画されてい
地域、そういう地域につきまして、町の教育委員

国内希少種であるオオタカの生息地を保護するためには、今言ったような生態系が維持される自然環境を保全することが必要であることは言うまでもありません。希少種が生きている環境をどんどん壊してしまえば、結局トキやイリオモテヤマネコ、シマフクロウのようになってしまします。絶滅または絶滅に近い状態になつてからあれこれ手だてを立てても、もう遅いわけです。だから、このところしっかりと環境庁に、見守つてまいりたいという消極的——それが強い態

るわけです。ところが、オオタカなどの生態系を保全していくためには、名目ほどにすぎない面積を守るアリバイ的に残しても保全できないのですね。また先ほどの例もあるわけです。川口リリーフパークの二の舞にならないように、オオタカなどの生息地が本当に保全できるようにきちんととした対応を環境厅にしていただきたい、そういう想いもいたしますけれども、いかがでしょうか。

○奥村政府委員 お答えを申し上げます。

先生御指摘の秋留台地区の総合整備計画は、東

れども、これは移植をすればいいのだというよなことを言っています。学者の意見では、クロロ・ヨウランというのは腐殖土壌しか育たないので、移植なんかできないのだということを言っていて、これがどうさようないいろいろと開発者の見解と、それから自然を守ろうという皆さんあそこの植物の専門家の皆さんの見解とが違う、食う違うということがありますので、ぜひ細かくこないう問題について監視をして対応していくべきだと思います。

会の委託によりまして調査団、団長は加藤晋平、国学院大学の教授でございますけれども、その調査団が、この八月から十月末にかけまして、そな所在の状況につきまして現在調査を行つてゐるという段階でござります。

この石切り場につきましては、先生の方からお話をございましたように、中世から江戸時代にかけてまして多摩地域に供給された石をうすでありますとか墓石などの石製品を製作したところとされおりりますけれども、調査団によります調査の結果

○奥村政府委員 お答えを申し上げます。

四は、東

いう問題について監視をして対応していくべきだときたいというふうに思います。

とか墓石などの石製品を製作したところとされ
おりますけれども、調査団によります調査の結果

そういうものもまだ出ておりませんで、現時点での価値がどのようなものであるかということにつきましては、明らかになつていないとさうに承知をいたしております。

委員 この横沢入地城は、今お話のよ
「谷津委員長代理退席 委員長着席」

面積六十三ヘクタールの高級住宅地開発が計画をされています。この丘陵は、伊奈石などの遺跡だけではなくて、オオムラサキだとがんジボタルだとかキツネなどの多種の生物が生息をし、貴重な里山の自然環境がそつくり残されています。

さきに挙げた東京都の秋留台地域総合整備計画では、秋留台地域内の文化財とか遺跡の保護が全く欠落をしているのです。開発計画が進んで文化財、遺跡がつぶされてからでは遅いと思います。

開発計画に先行して伊奈石切り場遺跡群の十分な調査が実施をされ、そして伊奈石切り場遺跡群を初めとする横沢入の遺跡、文化財について、文化財保護法に基づく現状保存の保護措置をぜひ講じるべきではないでしょうか。横沢入の自然環境とともに保全するよう、東京都や開発事業者にぜひ指導していただきたいと思います。

この地域の史跡というのは、中近世の史跡は全体として二割と少ないという意味で非常に貴重だ、それから産業遺跡、これは学問的にも文化財保護上も扱いが不适当に今まで低かつた、そういう意味では近世史や産業考古学、そういう面から非常に研究が進んできて伊奈石遺跡も今注目を集めている、こういふうにも伺つております。今後この問題として取り組むべきではないかということです。しかもこの地域は——ちょっとこれは委員長、長官にこの図をお示ししたいと思うのです

が、いいですか。
○奥田委員長 どうぞ。
○岩佐委員 これは住民の皆さんがつくられたのですが、この地域にぜひ都立の自然史博物館をつくるてほしい、都立でなくともいいですけれども、国立でもいいということですが、横沢入を自然と人々の触れ合いの里として生かしたい、そ

いう地元の方々の夢、希望があります。

その図を見ていただきますと、田んぼがありま
すし、それからそここの地域で出た石から石うすが

できるのですね。その石うすで実際にそばなどを

ひいてそこで食味会などもやりたいとか、非常に楽しい夢が今皆さんの中いろいろつくられていて

るようですが、私は、本当に自然とともに環境を守り、そういう夢が実現できる、そうした

方がどんなにかコンクリートと鉄筋で、あるいは
鉄でああ、うとう二つを固めてしまうより、ハハので

金をもとにして、この本を読む。これが、何よりも、文化はないかというふうに思うのですけれども、文化

府のお考えを伺いたいというふうに思います。そして、環境庁のお考えも伺いたいと思います。

○若松説明員 石切り場跡の取り扱いの問題でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、

宅地開発計画との関係の中で、この石切り場跡をどう取り扱うかと、う二とこつきましては、今後

町の教育委員会、それから東京都の教育委員会が

協議をして方針を検討していくことになると
るものと考えております。文化庁といたしまし

ては、その検討結果を見ながら必要な指導を行つてしまいたいというふうに考えてござります。

○奥村政府委員 お答えを申し上げます。

二種類あります。ただし、二種類とも、
答えを申し上げたところでございますが、先ほど

方で先ほど御答弁を申し上げたところでございま

○若佐委員 ただ見守つたり、あるいは指導を報す。

告を受けた上でということではなくて、積極的に選ひ指揮をしていたのだ。」と、ハーリーはうなづいた。

す。

次に、文化財遺跡に関してもう一つの問題があります。圏央道計画、日の出インター建設予定

私は先日、山梨学院大学の考古学の専門家の十
地の三吉野遺跡群保護の問題です。

菱駿武先生と御一緒に現地を調査してきました。

跡として重要な発見がなされる可能性が指摘をされていましたと語っておられました。また、現地の芸員の方によりますと、ことし五月に確認調査を行って、七月一日にちょうど日の出インター予定期を含むおよそ十二万平米が周知の埋蔵文化財包蔵地として登録をされたと言つておられました。文化庁にお伺いしたいと思います。三吉野遺跡群について、簡単にその重要性あるいは登録の状況を説明していただきたいと思います。

○若松説明員 東京都教育委員会の方からの報告によりますと、日の出町にござります三吉野遺跡群につきましては、ことしの三月そして五月、東京都及び町の教育委員会によりますところの試掘確認調査の結果によりまして二カ所の遺跡、ハケ上・下原地区というところと清坊地区と、二カ所でございますが、これにつきまして、この七月二十一日に東京都教育委員会が周知の埋蔵文化財包蔵地ということで遺跡帳に登載したというふうに聞いてございます。

この三吉野遺跡群でございますけれども、縄文時代と古墳時代に属します集落等の遺跡というふうに考えられておりますけれども、まだ本格的な発掘調査が行われておりませんため、その詳細については不明でございまして、現時点でのその価値がどのようなものであるかということについては、明らかにされていないというふうに承知をいたしております。

○岩佐委員 周知の埋蔵文化財包蔵地域は、國央道本線部とインターチェンジ部と全く重なります。その重なっている部分の面積は約四万平米あるわけです。実は、この計画地、國央道計画の隣接地で、日の出町が今区画整理事業で道路建設を行っています。遺跡の確認調査のために一〇%試掘を実施した、そして遺跡がないということで工事をやっていたわけですから、その現場で住民によって二カ所の住居跡が発見されました。ところが、住民によって遺跡の存在が指摘されたためにもかかわらず工事は続行され、そして、きのう私、東京都に行ってこの問題についていろいろ聞

いたのですけれども、都への町からの遺跡の存在の報告も、二つのうちの一つしか報告がない。しかも、私たちが行つてからその報告をした。住民の皆さんのが発見したのは今月の初めですから、どうもそういう点では、本当に遺跡がちゃんと出たということをまじめに誠実に報告をする姿勢があつたのかどうか、こういう疑いさえ持たれかねない対応だったというふうに思います。

お伺いしますけれども、遺跡にかかる部分は当然工事を中止して再調査をし、事業者と協議をして、どう対処するかを検討すべきだと思いますけれども、文化庁いかがでしようか。

○若松説明員 東京都教育委員会からの報告によりますと、御指摘の遺跡は三吉野遺跡群のうちの先ほど申し上げましたハケ上・下モ原地区に係るものでございます。

この地区的遺跡につきましては、圈央道に隣接する都道計画に伴いまして、この五月に日の出町教育委員会が確認調査を行ひましてほとんど遺構を確認できなかつた、このために工事を実施したわけでござりますが、その後、十月五日になりまして、町民が工事現場の切り土の断面に遺構らしいものを発見をいたした、それで十月十九日に町の工事担当部局に連絡をしたというふうに聞いております。それで、同日でございますが、町の教育委員会では専門職員を派遣いたしまして、遺構の断面を確認をして工事を停止させてございました。今後、現地の確認調査を行ふということにしておるというふうに聞いております。

文化庁といたしましては、その状況を見まして、必要があれば指導等を行つてまいりたいとうふうに考えておる次第でございます。

○岩佐委員 工事を中止をしていたということは、それは当たらないと思います。私は現に現地で見ています。二十一日に行きましたが、どんどん工事が行われている。それから二ヵ所のうち一ヵ所の遺跡については、ここにあつたはずだという現地で見た人が、そこに側溝をつくるということで土管か何とかを埋める、そしてその遺跡も一緒に埋めてし

またたとえで、現場で非常に抗議をしました。しかも都に聞いたら、よく見えるわきにある部分は道路のへりになるのでしょうか、その部分は都に報告をしたけれども、二ヵ所あるのに埋めてしまつた方は報告されなかつたということですから、これは本当に不誠実な対応であるということを指摘をしておきたいと思います。

次に、圏央道計画の問題なんですが、これに関連をして、八六年に東京都が提出をしました環境影響評価書案では、周知の埋蔵文化財包蔵地にはこの地域の埋蔵文化財が全く評価をされていない、こういう実態でした。しかも、評価書案に対する意見書では、埋蔵文化財の存在があるはずだというふうに指摘をされていたのです。

東京都も圏央道建設予定地内での本調査が必要なことは確実と言っているわけですから、文化財の保護を優先すべきなのに環境アセスメントで欠落をさせる、そして、隣接地の道路建設現場の問題ではありますけれども、今言つたように確認調査段階で見落とした上に、遺跡が出ても誠実に対応していない、こういう実態は私は大問題だと思います。

建設省に伺いますけれども、この地域の圏央道建設予定地内には、今話があつたように、多数の集落や住居跡があると推測をされています。東京都も遺跡の確認調査が必要だというふうに言っています。そして、事業者とそのための協議を行つ必要があるというふうに言つておられますけれども、この点についていかがでしょうか。

○辻説明員 この三吉野遺跡につきましては、アセメント当時はまだ周知文化財になつております。せんでしたけれども、この工事に当たりまして、日の出インターワーク周辺の文化財につきまして、平成三年七月に東京都教育委員会あてに埋蔵文化財の所在について照会いたしましたところ、当地区において埋蔵文化財が包蔵されている可能性があり、確認する必要がある旨の回答がございました。これに基づき、平成五年三月から試掘確認調査が行われました。その結果、平井川右岸の河岸段丘の端から南側、道路方向で約四百メートルの範囲まで遺跡が存在することが判明いたしました。後、工事着手をすることとしておりまして、本調査の時期等につきましては、現在東京都と調整中でございまして、調査がまとまり次第調査を実施したいと考えてございます。

○岩佐委員 この圏央道建設予定地内の四万平米にも及ぶ周知の埋蔵文化財包蔵地を調査をするに

ですけれども、建設省は今関係住民に対して工事

計画の説明会も行わないで、来月十七日にこの予定地に近接したところで圏央道建設の起工式を行

うと規定されています。なぜ建設省はこんなに工事を急ぐのでしょうか。今都条例にあります

全部又は一部を再度実施するよう求めるものとする」と規定されています。

なぜ建設省はこんなに工事を急ぐのでしょうか。アセスの期限が来年二月二十一日に来る

ので焦って工事を一部着工しているのではないか

でしょうか。もしそうだとしたら、おそらく現段階できちんとアセスをやり直すべきだというふうに思います。

三吉野遺跡群の綿密な調査と保護を図ることが先決なのではないでしょうか。しかも、専門家は橋脚工事部分にも遺跡があると指摘をしています。起工式を強行すべきではないと思

います。都も遺跡の調査のための協議を近々した

いと言つています。東京都も、現地を調査する、

包蔵地だけではなくてその周辺も見たい、こうい

うふうに言つているわけです。そうした協議も待たず工事計画をどんどん進めるのはおかしいと思

いますけれども、建設省に伺いたいと思いま

す。

○辻説明員 三吉野遺跡のことにつきましては、

現在、東京都と協議をするべく準備をしておりま

して、本調査について、発掘調査、どのような形

でやるかも含めまして協議をしていきたい、都の

御協力を得て早急にそれを終わらしたいといふこと

で、今後調整を進めてまいりたいと思っております。

○岩佐委員 駐大な遺跡群があるそのわずか、包

地からちらちらと外れているかもしませんけれども、わずかな鼻の先ですね、そこに橋だけ、橋

だけつくる、こういうむちやくちやな工事があ

るのでしょうか。

八〇年の国勢調査に基づいて行ったような環境

影響評価、これは遺跡のこと一つとっても問題で

す。それにオオタカの希少種としての指摘、これ

もその当時にないわけです。ですから、そういう意味で言えば、本当に有効性に著しく欠けるの

ではないでしょうか。環境の保全上改めて直近の

国勢調査による環境影響評価の手続をやるべきだ。

あるは、今それだけのすごい膨大な遺跡群が

出ている、もしかしたら大事なものが出来るかもし

れない。だからこそ橋脚部分をつくっちゃつて、

本当に一本だけ建てるわけですから、それでつ

くつちやつて、これはもう工事はやるんだぞとい

うおどしといいますかアリバイづくりといいま

すか、そういうやり方といふのは本当に私は民主

主義のルールに反すると思ひます。それが今の環

境アセス法がない、そういう実態の中で生まれて

きている、この問題をとても憂慮するのです。こ

の点について環境庁、お考えがあれば伺いたい

と思います。

○森政府委員 首都圏中央連絡道路につきましては、閣議決定要綱に基づきまして環境影響評価が

実施されました。建設省からは平成元年の一月に

評価書が環境庁へ送られておりまして、同年二月

に総観が行われているところでございます。

ただいまお話をございました国勢調査の問題で

ございますが、この提出されました評価書では、

地域環境の基礎的項目に関する調査は既存の文献

または資料によって行われることになつております。

ですが、人口につきましては当時の最新資料として

一九八〇年の国勢調査の結果が用いられておりま

す。この地域環境の基礎的項目に関する調査につ

きましては、この資料を用いているからといって

これをやり直すとかそういうことは必要がない、

この一九八〇年の国勢調査結果で差し支えない

と変化を遂げ、改善をされ、そしてすべての国民が加害者であり被害者である、端的に言えばそういうような状況に変化をしつつある状況下で、新たな視点から、すなわち対症療法的な規制を行いうよりも、もう少し別途の幅広い観点から環境保全を進めていく施策がないかという問題意識からスタートをいたしたわけでございます。そして、昨年中央公害対策審議会で大変精力的な御審議を得て、その過程で実はいろいろな御意見がございました。その御意見はいろいろな団体から出されました、それを書面で委員会にお配りをして、そしてまたそれを審議の場に供し、議論をいたただくということをやったわけでございます。

そこで、今お尋ねの、どういう点がポイントであつたかということをございます。

一つは、環境権というものを明定すべきではないかという御意見でございます。もう一つは、アセメント制度を法制化すべきではないかという御意見であります。それから三つ目は情報公開ということで、環境情報をすべて公開するような仕組みをつくるべきではないかという御意見であつたと思います。

大きいいますとそういうところではなかなかうかと思つておりますが、それを審議会の場でいろいろな御議論をいただきました。関係各省からも意見開陳がございました。また団体からも意見開陳がございました。それをいろいろまとめて、政府原案に書きましたような法案の条文につくったわけでございます。

それを提出するに当たりましては、もちろん政府として提案をするわけでございますから、政府部内での調整が行われました。その結果が閣議決定され、本年三月十二日に国会に提出をした、こういうことでございます。

したがいまして、どういうところで調整が行われたかというのは、今申し上げましたいいろいろな段階でいろいろな御意見があり、それが集約され、政府案としてまとまった段階で一つが仕上がつた。そしてそれを国会の御審議に供して委員会の

場でまたそれを子細に御検討いただいた、その段階でも御意見があり、その御意見は總体としてはあの法案の形、草案の形で御異議がないものとして全会一致の可決を見た、それが次のステップの調整ではなかろうかと思つております。

○谷津委員 環境に関する法律につきましては世界各国でいろいろな形でつくられておりますけれども、我が国のこの環境基本法案は、そういう中では世界の中で初めてつくられる画期的な法案であるというふうに私は認識をしているわけであります。

今局長から御説明をいただきましたけれども、私が聞いている範囲におきましては、この基本法が制定されますとアセス法につながるものではないか、あるいは環境税等の増税につながるものではないかなどということで、各団体からいろいろな強い反対の意見もあつたというふうに聞いているわけでありますが、環境庁はこの問題についてどのように調整してきたのか、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

○森政府委員 先ほどちょっと私、論点で、經濟的手法の導入というところを一つ申し忘れておりましたが、今はまさに經濟的手法、それをああいう二十二条の二項に書き込むことについてということであります。

我々、議論の過程ではいろいろな御意見があつたことは承知しております。例えば、あの項事が仮にできると直ちに環境税が導入されることになるのではないかという御意見が中心でございました。しかし、そういう条文構成にはなっていないことは条文をごらんいただければ明らかでございますし、今日の審議の中でもそのことは明らかになつたのではないかと思ひます。

今、調整というお尋ねでござりますけれども、特段の調整ということではなくて、物の考え方を素直に書き込んだというふうに御理解をいただきたいと思います。

ではないつもりでありますけれども、本委員会では、
当初に、我が党の橋本政調会長もこの点につきましても、
ましては篤と聞いておったところでありますけれども、
ども、これから問題を考えました場合に、こういった
経済的手法という点についてはこの実施に当たってやらなければならない事態になつてく
るであろうということは、先ほどから幾人の委員から質問の中でもそういう面でお答えもいた
だいておるわけであります。国民的な合意を得な
ければなし得ないものでありますけれども、いざ
れこの問題は環境問題をきちっとやっていくためには必要なものであらうというふうに私は考
えています。總理にもその点は聞いた次第で
あります。

地方自治体におきましてもこれを実施されているところであります。特にこの件について、開発事業面についていろいろと議論がなされておるところでありますけれども、また一方、製品に対するアセスというものも必要ではなかろうかと思ひます。また、この基本法の中にもそのことに付いたしているわけでございます。この趣旨とするところは、もう申し上げるまでもないと思いますけれども、製品等の環境への負荷の低減に資する製品等の利用を促進する、こういうためには、科学的な見方に基づき、何が環境への負荷の低減に資するのかが客観的に判断をされるようにならなければならぬこと、また何が環境への負荷の低減に資するかについての、国民に適切な情報が提供されるようになることが必要であろうと思っております。

こういうようなことで、環境省では、これから先実施をしていくについてどのような製品が環境への負荷の低減に資するかといったような点などをよく検討し、一つにはエコマーク制度の的確な運用ということもありますからと思います。そういうことも通じまして、環境への負荷の低減に資する製品の利用が適切に行われるようさらなる努力をしてまいる所存でございます。

○谷津委員 この製品に対する負荷という問題については、これから各省庁との関係も出てくるし、また団体との関連というものも出てくるということで、これからまた大変な作業が行われるであろうというふうにも思はうであります。そういった面を考え合わせると、これから環境基本法が成立後、この辺の施行に当たりまして、まだまだやらなければならない。いろんな法律もつくらなきやならぬでしょ、あるいはまたいろいろな

政令も出さなきやならぬでしょう。そういうことを考え合わせますと、これから各省庁間との整合性を図るということは容易でないものがまだあるのではなかろうかというふうに考えるわけであります。が、その辺のところについての決意を聞いておきたいと思います。

ら申し上げておりますように、環境庁としての機能を十分に發揮し得る、そういうふうないわゆる位置づけもしなければならぬというふうに思うのでありますけれども、現在、先ほどロシアの核廃棄物の問題、その他いろいろ考えてみましても、どうも環境庁が段階においてこれを十分に發揮

は同じ方向にあるのですが、今国会に提出しなさい、こういうふうな問題も起こって来るわけあります。

この基本法の成立を機に、環境庁はこういった問題を何とか一元化して、環境庁の中でこの行政が進められるようすにすべきではなかろうかといふ

常に大事な問題だろうというふうに考えているわけあります。

○森政府委員 先ほどともちへと申し述べました
が、この環境基本法案でねらっております環境保
全についての考え方、この考え方方は実は関係各省
庁が持っております行政の分野でも大変重要なボ

イントを含んでいます。この基本法案を作成してまいります段階で、昨年の七月の状況を思い浮かべてみると、実は徹夜を繰り返したのは環境省だけではございませんで、関係省庁、これは本当に一、二の省庁を除いて全省庁と言つていいわけであります。その省庁の担当者も夏休みをほとんど返上し、集中して一つの点に向かって努力をしたわけでございます。

そのことは、実は政府部門全体につきまして、この環境保全への方向づけというのが大変進んでまいりまして、共通の土俵が仕上がってきましたと申し上げてもよろしいのではないかと思ひます。そして、今回法案が成立いたしましたならば、次に続く作業を続けていくわけでございます。そういう作成に至る経過からかんがみまして、私ども、物理的には大変労力を要する問題があろうかと思ひますけれども、意識の上での相互の理解は大幅に前進していると思つております。また、それに期待をして精いっぱいの努力をしてまいりたいと考えております。

○谷津委員 しっかりと頑張っていただきたいと思ひます。この基本法が成立をいたしますと、環境庁は一層の機能を發揮しなければならないといふように私は思ひわけであります。先ほどの質問に対しまして、いろいろな予算面についての御説明がございました。そしてまた、高見議員への御答弁の中にありました、この法案の成立はスタートであるというふうな答弁もあつたわけであります。この施策の展開をするのに、先ほどか

お申し上げておりますように、環境庁としての機能を十分に發揮し得る、そういうふうないわゆる位置づけもしなければならぬというふうに思うのでありますけれども、現在、先ほどロシアの核施設の問題、その他のいろいろ考えてみましても、どうも環境庁が現段階においてこれを十分に発揮し得るような位置づけがなされていないのじやないか、というような感じをひしひしと感じていたわけであります、局長は局長の考え方として、どういうふうにこの点を考えておるか、この辺をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○森政府委員 大変御期待の多さに比べてそのおたえをするところが少ないと、おしかりではなかろうかと思うのであります、国全体の今の行政の仕組みから見てまいりますと、二十二年前に環境庁ができたときには、法外規制に関する権限を一元化をするということからスタートをしたわけでございます。その効果はそれで十分にあつたと私どもは思っておりますが、これから先やるべきは、各省庁もやっております環境保全に関する行政、それから私どもがやっております行政これを政府一体となって機能的にやっていくということであろうと思います。

そういう中にありまして、環境庁の役割といいますのはますます重要なものと私ども思っておりまして、またそれにこたえるように私ども職員一同頑張らなければならぬ、その先頭に立つて私は頑張りたいと思っております。

○谷津委員 現在の環境行政を見ますと、各省のおのの立場で行っておるという実態でございます。例えばこの間のロシアの問題等を見ますと、科学技術庁が放射能対策についてはやる、それからごみの問題については厚生省がやるとか、いろいろ各省庁にまたがつておるわけであります。こうした個別の行政が行わられておるということになりますけれども、前の委員会でも本質問させていただきましたが、例えは水道の水源の問題等でありますけれども、厚生省は事業促進法を出すというふうなことで、環境庁と違った方向で、全体的に

は同じ方向にあるのですが、今国会に提出しな
い、こういうふうな問題も起こつてくるわけであ
ります。

この基本法の成立を機に、環境庁はこういったな
問題を何とか一元化して、環境庁の中でこの行政
が進められるようになりますが、いかにもして、
ふうに私は考えるわけでありますけれども、その
辺のところはどのように考えておるか、局長の所
見を伺いたいと思います。

○森政府委員 環境行政の特性は、いろいろな分
野にいろいろなものがあるわけございまして、
それをいかに一体として実施をしていくかといふ
ところがポイントにならうかと思います。

それは、行政組織に照らし合わせてみると、
まさに調整機能の問題になるわけでございます。
その調整機能を的確に果たしていくためにはどう
すべきか、これは私もいろいろ考えてみておりま
すが、やはり環境に関する情報の的確な収集、
そしてそれを科学的知見に基づいて正確に分析をす
る、評価をすること、そしてそれをさらに政策に
結びつけ、関係省庁一体となり、政府一体感を出
しながら処理をしていくこと、これが大変重要な
ポイントにならう、と思っております。

そういう意味で、これまでのこともいろいろ反
省をすべきこともありますし、また我々の力をこれども、
養わなければならない点もございますけれども、
今申し上げたような方向に向かってやってまいり
たいと思います。そういう中で、先ほど来お話をに
ございました、一、二の政府内の調整が不十分で
はなかろうかというような御指摘の点につきま
しても、吸収ができるのではないかと思っておりま
す。

○谷津委員 先ほど、この基本法をつくるに当な
りまして、各省庁あるいはまた団体とのいろいろな
接点の中におきまして、三つのことを申しまし
た。環境権の明文化、それからアセメント制度
の法制化、情報公開、もう一つ、後からお話をがあ
りました経済的手法ということでありますけれども
も、今お話の中では私は、情報の公開というの是非

常に大事な問題だろうというふうに考えてゐるわけあります。

この質問については、当委員会において今回はなかったものですから、あえて質問をするわけではありませんが、この情報の公開というのは非常に大事な問題だらうというふうに私は考えておりますが、この情報の公開について、局長の所見を伺つておきたいと思ひます。

○森政府委員 今お尋ねは、情報の公開という言葉でお尋ねがございました。

私どもは、その意味するところは一体どういうことなんだろうかと、いろいろ議論をしたわけでございます。その情報の公開といい、あるいは情報の提供といい、その目的とするところは、環境に関する正確な情報を的確に国民に知らせるというところにポイントがあるわけでございます。論議になりました情報の公開という点につきましては、情報の公開という文言と、それから情報の公開に関する法律制度というところで論議があつたわけでございます。

環境基本法はごらんのとおり、所要の情報を提供するということを調整をいたしたといいますか、法案としてまとめたわけでございます。私どもは、その集めました情報、持つております情報を的確に国民にお話をし、また関係省庁にも情報を渡す、またいただく、こういうような仕組みを十分につくっていく必要があろうと思つております。

○谷津委員 まだ時間はありますけれども、最後に長官に一言言つておきたいと思います。

この環境基本法のいよいよ最後の採決に当たりまして、担当大臣としまして感慨もあるうかと思つてあります。また、当委員会におきましては、前回から今日まで四十一時間を超える議論をやつてきたわけでありますけれども、長官としての所見をお聞かせいただきまして、最後の質問とさせていただきます。

○広中國務大臣 最後に、環境基本法をぜひ成立させていただきたい、お願いする次第でございまして、が、この情報の公開について、局長の所見を伺つておきたいと思ひます。

す。

そして、この法律が衆参両院で成立した暁には、これに基づく環境基本計画の枠組みを積極的に活用するとともに、環境影響評価、経済的手法、環境教育や民間活動支援等の多様な施策の具体化に全力を尽くしてまいりたい、そのように考えております。

そして、きょう一日皆様方の、委員各位の御質問、御意見などを拝聴いたしまして、環境行政に対する皆様方の御期待の大きさをひしひしと感じ、大変にありがとうございました。本当にどうもありがとうございました。

○谷津委員

終わります。どうもありがとうございました。

○奥田委員長

これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○奥田委員長 この際、内閣提出、環境基本法案につきまして、岩佐恵美君から、日本共産党提案による修正案が提出されております。

本修正案について提出者から趣旨の説明を聴取いたします。岩佐恵美君。

〔本号末尾に掲載〕

○奥田委員長 私は、日本共産党を代表して、議題となっています環境基本法案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

修正案は、既にお手元に配付されておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

その内容は、第一に、基本理念に、良好な環境が人類共通の財産であることを明記すること及びそのもとで健康かつ安全で文化的な生活を営むことは基本的な権利であることを明記するとともに、環境への負荷の少ない社会の構築、汚染原因者負担の原則、住民の意思の尊重、情報の公開、環境保全基準を確保するための環境管理計画の策定及び実施計画の策定等を規定することによって、原案が不明確に

している環境保全の諸基本原則を明確にしたものでした。

第三に、企業が負担すべきものを環境税としてアセスメントの法制化を明確にしたものです。

第四に、事業活動を行う範囲を本邦の内外におけると規制の傾向を削除し、事業者の責務に基づいて国民にしわ寄せすることを正当化するような経済的措置の条項を削除し、事業者の責務に基づいて事業活動を行う範囲を本邦の内外におけると規制することにより、原案があいまいにしている事業者の汚染原因者負担の原則を明確にし、大企業の無謀な環境破壊の海外活動に対するあいまいな規制を厳しくしたものです。

第五に、企業の無過失責任制と立証責任制の制度を整備し、地方自治体の施策の尊重及びいわゆる上乗せ、横出しを規定すると同時に、新たに環境保全のために必要な調査及び監視を行う地方環境保全委員会の設置と、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善を明記することによつて、原案が改善を图ろうとしたい被害者救済を充実強化し、不十分な環境庁と地方自治体の行政と権限を拡充強化したものでした。

以上、委員の皆様の御賛同をお願いして、趣旨説明を終わります。

○奥田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○奥田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○奥田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十二分散会

環境基本法案に対する修正案
環境基本法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、「環境基本計画（第十五条）」を「環境管理計画（第十六条）」に、「環境

基準（第十六条）」を「環境保全基準（第十九条）」に、

まず、岩佐恵美君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奥田委員長 起立總員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○奥田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十二分散会

環境基本法案に対する修正案
(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 良好な環境が人類共通の財産であること及びその下で健康かつ安全で文化的な生活を営むことはすべての人間にとっての基本的な権利であることにかんがみ、環境の保全は、国及び地方公共団体の積極的な施策の推進とこれに対する事業者及び国民の協力によって、現在の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるようになるとともに、良好な環境が将来の世代に引き継がれるよう適切に行われなければならない。

2 前項の良好な環境とは、人類の生存に不可欠な生活環境、自然環境及び生態系が地理的な地域から保全され、人間が健康かつ安全で文化的な生活を営むのに必要かつ十分な状態にあることをいう。

第四条の見出し中「持続的発展が可能な」を削り、同条中「行われるようになること」の下に「及び環境の保全に関する費用が環境への負荷を生じさせる者により負担されるようになること」を加え、「健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる」を削り、「科学的知見の充実

の下に」を「科学的知見を充実させ、」に改める。

第四十六条を第五十一条とする。

第四十五条第二項第一号中「第十七条第四項」を

「第三十条第四項」に改め、同条を第五十条とす

る。

「第二節 公害対策会議」を「第三節 公害対策

会議」に改める。

第三章第一節の次に次の二節を加える。

第二節 地方環境保全委員会

第四十九条 地方公共団体に、環境の保全に関する事務を統一的に遂行させるため、別

に法律で定めるところにより、地方環境保全委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

一 環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査及び監視を行うこと。

二 環境の保全に関し必要な措置を講ずべきこと

とを当該地方公共団体の長に勧告すること。

3 委員会の委員は、当該地方公共団体の住民の公選によるものとする。

第三章第一節中第四十四条を第四十八条とし、第四十三条を第四十七条とし、第四十二条を第四十六条とする。

第四十一条第二項第一号中「環境基本計画」を

「国環境管理計画」に、「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同項第四号中「前二号」を

「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加え、同条を第四十五条とする。

二 第十九条第一項の基準に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。

第四十条を削り、第二章第八節中第三十九条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(施策の整合性の確保及び行政組織の整備等)

第四十四条 国及び地方公共団体は、環境の保全

に関する施策を講ずるにつき、相協力し、その

整合性を確保するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する

施策を講ずるにつき、総合的見地に立った行政

組織の整備及び行政運営の改善に努めるものと

する。

第三十八条を第四十二条とする。

第三十七条中「その事業の必要を生じさせた者

の」を「事業活動に伴つて公害を生じさせた事業者

その他の者でその事業の必要を生じさせた者(以

下この条において「原因者」という。)の「に」、「そ

の事業の必要を生じさせた者に」を「原因者に」に改

め、同条を第四十一条とする。

第三十六条に次の二項を加え、第二章第七節中

同条を第四十条とする。

2 環境の保全のための規制を定める法令の規定

は、法令に別段の定めがある場合を除き、地方

公共団体が、条例で、法令による規制より厳しく規制又は法令に定めのない規制の措置を講ずることを妨げるものではない。

第三十五条第一項中「配慮するように努めなければならぬ」を「配慮しなければならない」に改

め、同条第二項中「情報の提供」を「指導」に、「講

ずるように努めるものとする」を「講ずるものとす

ること」を「講ずるものとする」に改め、第二章第六節中同条を第三十九条と

する。

第三十四条中「情報の提供」の下に「資金の確

立証について当事者間の実質的な公平を図るために制度を整備し、並びにその救済を円滑に実

施するための制度を整備するため、必要な措置

を講じなければならない。

第三十五条第一項中「促進されるようだ」の下に「資

金の確保等」を加え、同条を第三十条とし、同条

の次に次の二条を加える。

(情報の公開)

第三十一条 国は、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を公開するものとする。

第三十二条第一項中「国は、」の下に「学校、家庭、労

働の場所、地域社会その他の社会において行われる」を加え、同条を第二十九条とする。

第三十三条中「情報の提供」の下に「資金の確

立証について当事者間の実質的な公平を図るために制度を整備し、並びにその救済を円滑に実

施するための制度を整備するため、必要な措置

を講じなければならない。

第三十四条第一項中「事業者に対し」を「事業

者が」に、「事業者が自ら」を「自ら」に、「負荷

の低減について適正に配慮することができるよう

に技術的支援等を行う」を「負荷が低減するよ

うに努めるものとする」を「講ずるものとする」に

改め、同条を第二十七条とし、同条の

次に次の二条を加える。

(原子力発電に係る施設の建設の禁止等)

第二十八条 国は、原子力発電に係る施設に起因する環境の汚染を防止するため、新たな原子力

発電に係る施設の建設を禁止するとともに、既

存の原子力発電に係る施設の管理者に対し、環

境の保全を優先させた当該施設の管理及び当該

施設に係る環境の保全に資する情報の公開につ

いて指導する等環境の保全のために必要な措置

を講ずるものとする。

第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条の見出し中「経済的措置」を「経済的助成」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十一条とし、第二十一条を第二十四条とする。

第二十条を削り、第十九条を第二十二条とし、

第二十二条を削る。

第二十三条を第二十六条とする。

第二十二条の見出し中「環境影響評価制度の確立」を「環境影響評価制度の確立」

第二十三条 国は、土地の形状の変更、工作物の

無過失責任による損害賠償制度及び因果関係の

立証について当事者間の実質的な公平を図るために制度を整備し、並びにその救済を円滑に実

施するための制度を整備するため、必要な措置

を講じなければならない。

第二十九条を第三十三条とし、第二十八条を第

三十二条とする。

第二十六条中「促進されるようだ」の下に「資

金の確保等」を加え、同条を第三十条とし、同条

の次に次の二条を加える。

第二十七条を削る。

第二十六条第一項中「促進されるようだ」の下に「資

金の確保等」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十五条中「国は、」の下に「学校、家庭、勤

労の場所、地域社会その他の社会において行われる」を加え、同条を第二十九条とする。

第二十六条第一項中「事業者に対し」を「事業

者が」に、「事業者が自ら」を「自ら」に、「負荷

の低減について適正に配慮することができるよう

に技術的支援等を行う」を「負荷が低減するよ

うに努めるものとする」を「講ずるものとする」に

改め、同条を第二十七条とし、同条の

次に次の二条を加える。

(原子力発電に係る施設の建設の禁止等)

第二十八条 国は、原子力発電に係る施設に起因する環境の汚染を防止するため、新たな原子力

発電に係る施設の建設を禁止するとともに、既

存の原子力発電に係る施設の管理者に対し、環

境の保全を優先させた当該施設の管理及び当該

施設に係る環境の保全に資する情報の公開につ

いて指導する等環境の保全のために必要な措置

を講ずるものとする。

第二十九条第一項中「及ぶ騒音」を「騒音等」

第二十九条第一項中「及び生活環境」を「並びに生活環境及び自然

的景観」に「望ましい」を「必要な」に改め、同

条第四項を次のように改め、第二章第三節中同

条を第十九条とする。

第二十九条第一項中「及ぶ騒音」を「騒音等」

第二十九条第一項中「及び生活環境」を「並びに生活環境及び自然

的景観」に「望ましい」を「必要な」に改め、同

条第四項を次のように改め、第二章第三節中同

条を第十九条とする。

第二十九条第一項の基準に関し、同条第四項

に規定する事項を処理すること。

第四十条を削り、第二章第八節中第三十九条を

第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(施策の整合性の確保及び行政組織の整備等)

第四十四条 国及び地方公共団体は、環境の保全

定するには、中央環境審議会の意見を聽かなければならぬ。

〔第三節 環境基準〕を「第三節 環境保全基準」に改める。

第二章第二節を次のように改める。

第二節 環境管理計画等

(国の環境管理計画)

第十六条 国は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、環境管理計画を定めなければならない。

2 前項の環境管理計画(以下「国の環境管理計画」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する基本構想

二 第十九条第一項の基準を確保するために必要な総合的かつ長期的な施策の大綱

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、国の環境管理計画を作成し、閣議の決定を求めるべきである。

5 前二項の規定は、国の環境管理計画の変更について、国が環境管理計画と調和が保たれるようにならなければならない。

6 国の環境管理計画以外の国の計画であつて、環境の保全に関する事項を定めるものは、当該事項に関する施設を効率的に実施するため必要な計画を定めなければならない。

(実施計画)

第十七条 内閣総理大臣は、国の環境管理計画に基づいて、環境の保全に関する施策を効率的に実施するため必要な計画を定めなければならない。

(都道府県の環境管理計画)

第十八条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画

的に実施するため、第十六条第二項各号に掲げられた事項について環境管理計画を定めなければならない。

〔道府県の環境管理計画〕

2 前項の環境管理計画(以下この条において「都道府県の環境管理計画」という。)は、国の環境

管理計画を踏まえ、その都道府県の区域の自然的社会的な条件に応じて定められるものとする。

3 都道府県は、都道府県の環境管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 都道府県は、都道府県の環境管理計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県の環境管理計画の変更について準用する。

6 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

7 第一章中第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条规定する。

8 第十一条を削り、第十条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

9 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

10 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

11 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

12 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

13 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

14 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

15 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

16 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

17 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

18 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

19 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

20 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

21 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

第五条中「健康で」を「健康かつ安全で」に改め、「心して」の下に「かつ、国際的な視野に立って、地球環境保全を目的とする国際的な組織への支援を行う等」を加え、同条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(関係住民の意思と地方公共団体の施策の尊重)

2 前項の環境の保全は、環境の保全に関する関係住民の主体的な役割の重要性にかんがみ、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たって関係住民の意思を十分に尊重するとともに、関係住民の自主的な環境の保全に関する活動に対する支援をしながら、行わなければならない。

3 国の環境の保全に関する施策は、環境への影響の現れ方には地域性があることにかんがみ、地方公共団体の環境の保全に関する施策を尊重して、実施されなければならない。

4 附則中「第四十三条及び第四十四条」を「第四十一条及び第四十八条」に改める。

5 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

6 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

7 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

8 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

9 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

10 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

11 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

12 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

13 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

14 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

15 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

16 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

17 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

18 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

19 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

20 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

21 第二章第一節中第十四条を第十五条とする。

平成五年十一月九日印刷

平成五年十一月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C